

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 本邦紙
報道

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43836

本
邦
誌
文
稿

沖繩教育権返還論の二面性

進展した。森構想 昨年八月下旬、森前総務長官が、森構想と呼ばれる沖繩教育権の分離返還論を発表して以来四月が経過した。発表当初は内容がきわめてはくせんとしていたために、一部には森氏の思いつきの発言と見る向きもあった。政府内でも、官房長官や外務省筋は消極的な態度を示していた。しかし、その後、大浜信泉前大総長を議長にして、野田、大河内一男、森戸辰男氏ら一〇名の委員によって構成される総務長官の諮問機関、沖繩問題懇談会が設置され、検討が重ねられるうちに、教育権の分離返還とは何を意味するか、ということが徐々に明らかになりつつある。そして、塚原新総務長官も、森前総務長官に比べれば慎重な態度ではあるが、三月に予定される沖繩問題懇談会の最終答申をまわって、教育権の分離返還を推進する意向を明らかにしている。

分離返還の実現性は、現在まで明らかにはされなかった。日米双方の了解のもとに特例法を設けて、学校教育法、義務教育法、教育公務員特例法など三七の教育関係法を沖繩にも適用する、ということその骨子としている。その場合、たとえば教育公務員特例法の適用によって生じた教育関係裁判の管理権をどうする

るかとか、沖繩住民に教育関係法を適用する以上、その立法活動にも参加させるべきではないか、といった問題が生じてくる。つまり、教育権は、立法、司法、行政の三権にまたがるものと考えられる。沖繩問題懇談会でも、いちおう教育権をこのように広く考えたうえで、他の施政権から分離して返還することが、理論的には可能であるとの見解を示している。ただし、理論的には可能であっても、立法、司法に關連する部分の分離返還は、現実には困難であるとの考え方も示されており、いづれにせよ、この教育権の分離返還も教育行政権の返還といふことに落ちつきをなす気配が強い。

また、教育権が広義に考えられる場合でも、それは国家あるいは政府の権利として考えられているのであって、憲法第二六条にいうような国民の「教育を受ける権利」として理解されているのではない。これはいうまでもない。沖繩側の反応を探るために、沖繩を助けた沖繩問題懇談会の大浜議長に対して、アンダー高等事務官が「教育権の返還によって沖繩は二人のマスターをもつことになるのでいろいろトラブルが起るのではないかと聞いて、大浜氏が「責任の範囲はつきりしておれば別に問題になることもない」と語っている（沖繩タイムズ、六六年一月二日）ことからも、「教育権に対する考え方が変わる」。

沖繩現地の反応 自他ともに本土自民党の友党をもって任じている沖繩民主党は、この構想を基地・施政権分離論の具体化であるとして、構想の内容が明確にならないうちから賛成の意向を示した。これに対して、社会大衆党、人民党、社会党などの野党は、ただちに批判的な見解を明らかにした。野党側の指摘する問題点は、およそ次の三点に要約される。

北米局長
参事官了
北米探長

その第一は、裁判移送撤回闘争や軍用地新規接収反対闘争が最高潮に達していったときにそのとき（この闘争については、本誌六六年一〇月号本欄参照）沖繩を助けた政府の沖繩問題担当閣僚である森前総務長官が、裁判移送や土地問題に対する何らの解決策を示さずに、教育権の分離返還構想を発表したのは明らかで、闘争の先手をそらすと意図するものであるという批判である。

第二は、いわゆる教育権の返還と引きかえに、他の問題がすべてタナあげされてしまわないか、という批判である。この批判は、政府、自民党関係の基地・施政権分離論者が、すべて、沖繩における米軍基地の必要性を前提にしてその主張を展開していることに原因している。

そして、森前総務長官も「沖繩の米軍基地は極東の安全保障上の必要性があるかぎり、そのまま存在すべきである」と考え、「日米両国が沖繩の政治形態をそのまま固定することは、いたずらに反米ないし基地撤廃などの反対勢力のせん動を助長し、時の推移とともに沖繩問題をめぐって現地沖繩の米国民政府はもちろん、本土の与党、政府および米国の立場をきわめて困難にするおそれがある」（第二回沖繩問題懇談会における説明）との前提に立って、施政権の機能別分離返還、そのなかでもっとも重要なものとしての教育権の返還を主張しているのである。

また、かつて、一九六一年の池田・ケネディ会談の結果として沖繩でも祝祭日の日の丸掲揚が認められたさいに、これと引きかえに当分は沖繩の現状を変えるような申し入れは行なわないという了解が成立したと伝えられたこともある。こうしたことから、基地を含めて、いわゆる教育権を除く他の部分が現状のまま固定化されるの

ではないかという懸念が強く表明されたわけである。

教公二法案との関連 沖繩の教育は、米軍の直接支配という悪条件のなかで置かれていながらも、教育委員が公選制であったり、教職員が復帰運動の重要な担い手として活動することを法的に規制するような制度が存在しないというようなプラスの面もないうわけではない。しかし、教育の中立性と教職員の身分保障の確立ということをたてまえにして、本土の教育二法に見合うような教公二法、すなわち地方教育区公務員法（沖繩には一般の行政区域から独立した教育区がある）および教育公務員特例法立法化への動きが一〇年以上にわたって続けられてきた。一九五八年と六三年には、具体的な法案が行政府から立法院に送付されたが、いずれも沖繩教職員会をはじめとする世論の批判のなかで廃案になっている。この法案に、政治活動の制限、争議行為の禁止、勤務評定などが盛り込まれていたことはいうまでもない。

沖繩のような特殊状況下でこうした立法がなされた場合には、本土における以上にさまざまな弊害が生じるであろうことは、明らかである。とくに、約一万人の構成員をもつ沖繩教職員会が、復帰協（沖繩県祖國復帰協議会）内部においてはたしむる役割を考えると、教公二法の成立は、あるていど復帰運動を左右するとさえいえる。しかし、つねに野党革新勢力と結んで行動する教職員会の存在で民主党は「教育の本土との一体化のためには、まず法体系を本土に準じて整備することが必要である」という口実まで用いて、教公二法の成立に全力をあげてきた。そして昨年は三度目の教公二法案が立法院に送付され、現在まで

与野党のほげしやとりが続けられている。一方、教職員会は、いっせいで休職闘争やハンストによってでも教公二法の成立を阻止するとの意向を表明している。

このようにときに発表された教育権の分離返還、すなわち本土教育関係法の沖繩に対する適用であつてみれば、それが教公二法との関連で考えられたのは当然であつた。

沖繩現地の野党勢力は、以上のような観点から、いわゆる教育権の分離返還構想を批判した。本土の革新勢力も現地の野党勢力を支持するが、ほぼ同様の態度を示した。

教育条件の格差 ところで、現在沖繩においては、児童一人当りの教育費が本土の四四%にしか達していないという事実一つをとりあげてみても、本土と沖繩の教育条件の格差がいかに大きいかが理解できる(それでも琉球政府予算に占める教育費の割合は約四〇%で、その比率は本土類似県をそれをはるかに上回っている)。そのうえ、この格差は年々とも広がりがつづいて、本土法の適用による国費負担によつて、この格差がかなりの程度埋められることはまちがいない。そして、この格差は正が日本政府の当然の義務であることはいままでもない。そこで沖繩教職員会は、その運動の一つとして、本土政府にこの義務を履行することを強く要求していた。

もともと、本土法を沖繩に適用することによつて沖繩の現状を部分的にでも改良しようという発想は、革新勢力の側に見られたものである。本土社会党が、沖繩現地の超党派的支持を受けて国会に出した(昨年六月二十四日、衆院内閣委において多賀谷登議員が提案理由の説明を行なつた)沖繩財政臨時措置法案、正しくは「沖繩に対する財政措置、その他の援助に関する臨時措置法案」はその具

体的あらわれである。この法案は、生活保護法、原爆医療法など、約一六〇の本土法を沖繩にも適用し、これまで日米両政府が意図的にきめていた沖繩経済援助を、本土都道府県に対する国費支出と同じように、政府に義務づけようというものである。

森構想が適用を予定している三七の教育関係法のうちでも、財政措置を必要とするものはほとんどすべての法律は社会党提案の一六〇の法律のなかに含まれている。(「教育権返還」という言葉にとらわれて、森構想を大きく報道している本土マスコミが、社会党提案をまったく無視しているのは、不思議といへば不思議である)。

自主的な返還推進を こうした事情もあって、沖繩の革新勢力のなかでもいわゆる教育権返還問題にもっとも密接な関係をもつはずの沖繩教職員会は、約三ヶ月の間、組織としての見解を明らかにしなかつた。そして、三ヶ月にわたる内部討議の結果、森構想にとられない自主的な教育権返還推進という態度をきめた。すなわち、①教育権の返還は、完全復旧への一つの過程であり、これを契機に核兵器撤去、緊張緩和、反戦の闘いをいっそう強化する、②原則的には本土教育関係法が沖繩にも適用されるべきであるが、教育委員の公選制は維持すべきであり、教職員会が政治活動の制限、争議行為の禁止、勤務評定については特例措置を設けてその適用を除外する、というのがその内容である。

訂正 本誌一月号掲載のK・ヤスバース「戦後保守体制の苦惱」に次の誤りがありました。
42頁下段13行の「絶対的自由」を「絶対的安全」に、45頁下段4行「二、三年」を「二、三十年」に訂正いたします。—編集部

そしておそく、沖繩現地の教育権返還問題に対する最大公約数的態度は、教職員会にそれ一致するであらう。

こうした現地の動きに対し、去る一月一六日から二日まで、沖繩を訪問した沖繩問題懇談会の大浜議長は、「沖繩住民は、施政権の全面返還と基地の撤去を望んでおり、この理想からみて教育権の分離返還に対する受けとり方は、われわれの間にかんがりのギャップがあった」ということを認め、沖繩側の不安を率直に受けとめ、教育委員会制度、教職員会制度、争議行為、勤務評定などについても沖繩側の意向にそつと特例措置を講じるよう答申のさいに明記する、と述べている(「沖繩タイムズ」、『共同』六六年一月二二日)。また、森構想が米軍用地の必要性を前提にしているという批判に対しては、「米軍が持っている権利を返せ」というときに相手を得る理論が必要なので、いまのために努力しているのだ。基地を永久的に容認するといふものではない」と弁明している。

もちろん、大浜氏の意見がそのまま沖繩問題懇談会の答申になるわけではない。沖繩問題懇談会の答申が政府の方針となるまでにはさまざまな曲折が予想される。しかし、昨年の佐藤訪沖のさいにも特別顧問として首相に同行し、これまでもほとんど政府当局者と同じ考え方を表明してきた大浜氏が、このように現地の意向をすべて尊重するという態度を示していることは注目し得る。

復讐運動の高まりのなかで、ジョンソン新駐日大使は、米日後初の記者会見(二月九日)で、教育権の分離返還は困難であると語っているし、アンガール高等弁務官も大浜氏に対して否定的な見解を伝えたといわれる。それにもかかわらず、アメリカ側にも現地の運動に譲歩するかたちで沖繩政策を部分的に修正しようとするき

ざしは見うけられる。移送裁判に見られる予想外の判決やその裁判の原因となつた命令(琉球政府草案)の欠格条項(何人も重罪に処せられ、又は破産に陥る罪に処せられた者で、その特赦を受けない者は、立法院議員の被選挙権を有しない)という条項の廃止などは、このことを物語るものといへよう。政府が、アメリカ側の否定的見解にもかかわらず、沖繩問題懇談会、教育権の分離返還構想を真摯的に受けとつたのである。それなりの見直しをもつてのことである。しかし、アメリカ側の譲歩は、裁判移送撤回闘争を中心とする大衆運動の成果としての側面をもつと同時に危険な側面をももっていることは明らかである。

アメリカが沖繩を重視するただ一つの理由は、制約のない基地としての機能を期待するからである。そして、昨年末以来、ベトナム戦争の拡大にともなう軍港と軍需物資集積所建設のための軍用地接収の必要性が強調されてきた。しかし、現在までのところ一件の土地接収も行なわれていない。昨年一月に土地接収の告知を行つた沖繩本島中部真志川村昆布の軍用地の強制接収期限は二度にわたつて延期されている。いうまでもなく、幅広い裁判移送撤回闘争やベトナム反戦運動、祖国復帰運動が、土地所有者の闘いを大きく包んでいるからである。

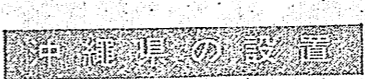
日米双方の一定の譲歩は、こうした軍用地接収反対闘争を孤立させることにはいえないだろうか。たしかに、いわゆる教育権の返還は、それに対するとりかみ方いかんでは沖繩の現状を部分的に改良する可能性をもつが、それはあくまでも現地の運動の機能を低下させるという祖国復帰運動の基本的方向と結びつかねばならないであらう。

近代日本の争点 (16)

本土への統一の二つの道

「征服者」として臨んだ明治政府

新里 恵 二



薩摩置県によって本土の統一は実現されたが、日本の民族統一を完成するために、沖縄の統一が必要であった。長い間、薩摩藩の植民地として臣制に苦しんだ沖縄の人民を、日本民族の一員として迎え入れる真の道は何であったか。近代沖縄置県の苦難の歴史の起点となった統一をめぐる争点をさぐってみよう。

武力を背景に置県処分

一八七九(明治二二)年三月二十五日午前一〇時、一隻の蒸気船が沖縄本島那覇港外に姿をみせた。船は高砂丸、乗組の一行は、内務大書記官で琉球処分担当の者松田道之などの官吏のほか、熊本鎮台から沖縄への分遣隊として益満大尉のひきいる歩兵大隊約四〇〇人、岡田警視補のひきいる警備隊約一六〇人であった。船体が大いいため港外に投錨し、同日中に一行全員がはしけで上陸した。

なかに一日おいた三月二十七日午前一〇時、処分官松田道之は、薩摩ととも首里城にのりこみ、琉球王尚泰(廢帝)の代理今帰仁王子に、「去る明治八年五月二十九日ならびに同九年五月十七日を以て御達の条件これあるところ、使命を基まらず、実に差し置き置き次第に立ち至り、よって薩摩置県仰せ出され候条、此の旨相達し候事。明治二二年三月十一日、大政大臣三条実美」との諭示を朗読して交付し、同時に、土地人民及び一切の書類の引きわたしを要求し、薩王尚泰へは至急上京を命じた。

武力を背景にした明治政府のこの断固たる処置に、琉球がわはやむなく服するにやむを得なかった。「古来寸兵を治めず専ら口舌を以て外交の衝に當」つてきた琉球王国は、軍隊と警察の出動と威嚇をともなう明治政府の強硬な強行処分によって、ここにもろくも亡びさり、沖縄県が誕生したのである。

する者まであらわれた。そのため捕えられて糾問されるものが多く、傍聞にたえかねて泣きさげが、二、三町さきまで聞こえたという。また、かれらの間では、「大和の命を拒み、清國の援兵を待つべし。新皇の命を奉じ、その官位をうけるものは首をはね、父母妻子は流刑に処す。大和に反抗したために生命を失った者の妻子は撫恤救助する」という誓約書がつくれ、逮捕捺印して、村々島々の下役人までこれに加わらせていた。

うに、琉球がわの強い抵抗をおさえて、武力的に強行されるに至ったについてはそれなりの歴史的事情と経緯があった。ここで、明治初年にたしかえて、ここに至るまでの経過をたどってみよう。

本土の情勢に無関心

一八六八(慶應)明治元年、薩摩藩在番奉行から首里王府へ、奇妙な申し入れがなされた。因中の床下の土にふきでた白い粉を集めて薩摩におくれというのである。何でも京都大阪辺に戦争(鳥羽・伏見の戦)がおこったため、煙硝をつくるのに使うとのことだ、といわれた。ま

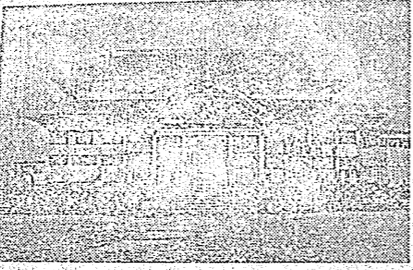
た、鉄砲をつくるために銅の銃土も命ぜられ、銅器をあつめて薩摩へおこった。こんどの戦争は、御國元(薩摩藩)の運にもかかわると伝えられた。そのため、國王尚泰みずから、あるいは王子・按司が名代となつて、御國元が「永く盤石の治を得」るよう祈り、寺々では僧侶に祈願させた。平等所(動物野も、その日は審問を停止し、一般にたいしても殺生を禁じた。そのうえ、こていねいにも幸地親雲上朝寄を使者として、祈願札を捧げて鹿兒島に行かせた。

と考へ、それが後に、武力の威嚇による琉球王国の滅亡にいたるうななどは、夢にも思ひおぼなかつた。

琉球処分の三つの考え方

いっぽう、明治政府の中には、このころ琉球の処置について、三つの考え方があった。一つは、大隈大輔が、この建議にあらわれた考え方、「速やかにその諸藩を取、明らかに我が所轄に帰し、國郡の制、租税の調、貢等、ことごとく皆内地一軌の制度に御引き直し」ありたい、という。つぎは、外務卿副島種臣が建議した考え方、琉球王尚泰を、薩王に封じ華族に列し、その外領との「私交を停止」させよ、という。最後は、左院の答申の考え方、琉球は「清には名を以て服従し、我には吏を以て服従す……琉球國の阿属せるを以て名義不正となし今もし之を正し、我が一方に属せんとすれば、清と争端をひらくに至らん……我々の要務の實を得たれば、その虚文の名は之を清に分ち与え、必ずしもこれを正さるべし……分明に阿属とみなすべし」というのであった。

一八七二(明治四)年二月、たまたま沖縄の宮古島の住民六九人が台湾に漂着し、原住民のいわる「生熟」に被害されるという事件がおこった。中国人に殺いだされてのちから送還されてきた二人の生還者から、翌年七月、ことが鹿兒島につたえられると、征韓論など國威宣揚論がさかんだつた薩摩士族ら



旧琉球王国の城=筆者提供

一八六八(慶應)明治元年、薩摩藩在番奉行から首里王府へ、奇妙な申し入れがなされた。因中の床下の土にふきでた白い粉を集めて薩摩におくれというのである。何でも京都大阪辺に戦争(鳥羽・伏見の戦)がおこったため、煙硝をつくるのに使うとのことだ、といわれた。ま

た、鉄砲をつくるために銅の銃土も命ぜられ、銅器をあつめて薩摩へおこった。こんどの戦争は、御國元(薩摩藩)の運にもかかわると伝えられた。そのため、國王尚泰みずから、あるいは王子・按司が名代となつて、御國元が「永く盤石の治を得」るよう祈り、寺々では僧侶に祈願させた。平等所(動物野も、その日は審問を停止し、一般にたいしても殺生を禁じた。そのうえ、こていねいにも幸地親雲上朝寄を使者として、祈願札を捧げて鹿兒島に行かせた。

一八七二(明治四)年二月、たまたま沖縄の宮古島の住民六九人が台湾に漂着し、原住民のいわる「生熟」に被害されるという事件がおこった。中国人に殺いだされてのちから送還されてきた二人の生還者から、翌年七月、ことが鹿兒島につたえられると、征韓論など國威宣揚論がさかんだつた薩摩士族ら

は、ただちに台湾を征討すべしと主張した。東参事大山御良は、すぐさまこれを政府に報告し、かつ自ら兵をひきいて生蕃を征伐し、「上みは皇威を海外に張り、下には島民の怨魂を慰せんと欲す」と上申した。

台湾遠征は、明治政府にとっても、不平士族の不満を外征にそらす魅力的な策だった。ただ、そのまに政府は、琉球の編入をはっきりさせ、殺害された琉球人は日本国民であったということにして、遠征の名目をつくる必要があった。

それで、征台論がおこると、まず前記副島外務卿の建議の縁で処分に着手し、七二(明治五年)一月に、琉球国を琉球藩とし、琉球国王尚泰を琉球藩王に封じた。そして、ことをただちに各国外交使にわたす。このころまでは、不平士族にとっても台湾遠征よりは朝鮮遠征の方が関心を集めていたので、副島処分案が「私交を停止」させること、つまり清国との関係を断たせる策はとられなかった。

ただ伐蕃を策るが故に

翌一八七三年三月、副島外務卿は清国へ使した。表むきは日清修好条約の交換

のためということだったが、その実は台湾遠征を清国がどうみるかを探るためだった。副島は「換約は名なり、詔帝もまた名なり、ただ伐蕃を策るが故に此行ある」といつていた。しかも「伐蕃」の目的は「此地を取りて我が有となし、永く皇國の南門を鎮めん」というにあった。

この年一〇月、征韓論をめぐって政府は分裂し、征韓派は野に下り、大久保利通を最大の實力者とする政權が成立した。この政府は、征韓派なかに、薩摩士族をなだめるために、台湾遠征の必要にせまられた。翌七四年四月、大久保利通はついに台湾遠征を強行した。前年、征韓論に反対してからわずかに半年、まだ内治の急を説いた舌の根もかわかぬうちに、征韓論をやぶられて下野していた西郷隆盛は、薩摩士族から三〇〇の徵募兵を、征台都督の第四師團の下へおこった。「内亂を願う心を他に移す」という大久保利通の意図は、いさう成功した。

戦後処理の成功と強行策

同年二月、大久保は「琉球藩処分着手の儀」につき上申し、「尚泰儀藩王に列せられ候ども、清國の所管を脱せしむるに至らず、曖昧模糊として何れの所屬と申す儀一定いたさず、甚だ不体裁の儀……今般清國談判の末、善地征討は同國より義舉と認め……幾分か我が敵國たる実跡を表明候ども、未だ判断たる成局に至り難く、各國より異論これなしと申す場合に到りかね、大國交際の今日に臨み、このまま置候では、他日の故障をひらくも計り難きこと」だから、この機会に「清國の關係を一部」させたいと欲した。征台の戦後処理にいろいろ問題をおこされた大久保は、琉球処分問題でも「転じて強行策を採るにいたつたわけである。

翌七五(明治十年)二月、政府は琉球藩王の上京を命じた。三月、普京した池城親方らにたいして、内務大臣松田道之が応接し、先に琉球藩王の代りに開罪の師をおこして生蕃を討伐し、清國政府これを日本の義舉と認め、償金を払った。政

府は遺棄者のために撫恤米を給し、また嵐浪のためにしばしば人命財産を失うのは聖平な船舶がないためだから、蒸気船一隻を琉球藩に下賜する。このように政府は琉球のため厚く取計っているのだから、藩王自ら上京して天皇に謝すべきである。当今郡縣一の制に一変しているのに、琉球だけが藩制をまだ改めないのは大勢に背いている。これは急を避けるためだったのだから、ゆくゆくは改めに改めて一般府県に準ずる制度にしてゆく。琉球は今まで所屬未定で独立の形だったので、列強の間にはひそかにこれを窺う国がないと限らない。それで保護のため領台分官を設置することに決定している。と内達し、命を奉じて御請するよう治事・形勢をあげて説諭した。

池城らは大いに驚いて、藩王は目下病氣中だから上京できない、なお「本藩の儀、皇國と支那へ属し奉り、御兩國の御蔭を以て一國の備え相立、上下万民安堵」しており、皇國への御奉公と支那への進貢は「本藩重大の恩賜」だから、今度の処分を御請しては「支那へ対し何分申し聞き相立つまじく……自然都合取損じ候では、信義相立たざるは勿論、何様の恩賜成立ち申すべしや、かたがた以て至極窮乏候儀」と極力受諾を回避した。その後、松田と池城らの間で、数回の説諭往答があったが、池城らは、先年、副島外務卿から琉球藩にたいして、



松田道之(著者提供) 松田道之、松田道之

「藩王閣下昨年特命を以て冊封を賜り、永久の藩屏と仰せ出され候については、朝廷へ抗衛あるは我藩の所業ありて、庶民離散する等のごとあるに非ざるより、は、庶民の御処置は固よりこれあるまじく候」といふ書付をもらって、その時に「固休政体相替えず、かつ清國交通向きもやはり是迄通り」と仰せつけられて、と抗弁し、また、こと重大につき、いつたん婦藩し、藩王の意向をきいた上でなければ、われわれだけでは受諾できないと固執した。政府も「いま上京の官吏にして決答すること能わざる、また宜なり。しかず官吏を彼の地へ遣わし、ただちに藩王に達し、かつなお弁論説諭せしめんには」ということになり、池城らの煽惑を許し、同時に松田道之を派遣することになった。

明治政府の要求

松田は、六月二日東京をたち、七月一〇日那覇についた。一日首里城で藩王代理の今帰仁王子に、下記のような達書をお渡しした。

(1) 隔年朝貢となえ清國へ使節を派遣し、あるいは清帝即位の節慶賀使を派遣する慣例を今後は禁止する。(2) 藩王代替の節清國から冊封を受けることを各後は禁止する。(3) 藩内一般に明治の年号をもちいること。(4) 日本の刑法を施行すべく、右取調べのため西三名を上京させる。(5) 藩制改革をおこない、官名を改め、他府県なみの職階制をし、(6) 学事修業・時時通知のため少壮者一〇名ほどを上京させる。

他に遠海外の条件として、(1) 福州の琉球館の廃止、(2) 謝恩のため藩王みずから上京する、(3) 領台分官の設置についても指示した。

この要求にたいして、琉球が全面的に不服であったが、協議の結果、分官設置・刑法施行・留学生派遣の三件は

遵奉するが、進貢・冊封は日清兩國を父母の國として仕えてきた風情から、にわかに変更できない。年号についても、これまで日本にたいしては日本年号を、国内と外国にたいしては清國年号をつかう慣例であるから、これもにわか改めるわけにはいかない。また藩王の上京も、病中につき王子の代行をゆるされたい、と嘆願した。もちろん松田はこれを拒否し、両者のあいだに数回にわたる論議がくりかえされた。

琉球の支配層にとっては、この明治政府の要求は、これらの支配体制を一律に崩壊させるものとして、國家存亡の一大事と受けとられていたから、その嘆願・哀訴は執拗をきかされた。そのため、松田は二月にわたる交渉の結果、ついに上京してまいらぬ政府へ直接嘆願し、なお容れられざる場合は、「東京表において直ちに御請申し上げ」という藩王尚泰からの誓書をとって、九月一日ひとまず帰京復命することになった。

上京した陳情使らは、政府にたいしても同様の嘆願をくりかえし、もし政府が清國に直接交渉して、清國がこれを認めるならば、政府の要求に従うと申し入れた。もちろん、政府はこの嘆願をしりぞけ、松田の復命書にもつき「(1) 刑法もって当藩王に命じて土地人民を率還せ

清國に密使を派遣

一方、現地琉球では、政府の処分方針が一步一歩実現されて、翌一八七六(明治九年)七月には、内務少丞木梨精一郎が琉球藩在勤を命ぜられ、清國との關係を断つべき大政大臣の命令書を持参、司法權を接収し、清國への渡航を監視した。そのため、首里王府は、同年二月、密使を清國に派して事情を訴え、清國の抗議を要請した。また、在京の使節も清國公使にすがりつき、翌七八(明治一二年)には、彼の示唆で米英蘭公使にも応援をもとめたりしたので、琉球問題は国際化するに至った。

しかし、米英蘭はこの問題にはとくに介入せず、抗議はもっぱら清國公使何如璋によって行われた。何公使は、日本がこの事件のために開戦することはあり得ないとの情勢判断から、きわめて強硬な言辭で抗議をかきね、ために日清間の外交はきわめて緊迫するにいたった。しかし、何の本國の清國では、琉球の朝貢はもとより清國にとって大利なく、威力をもって相争うは「小國の区々たる貢を争い、虚名を求めて遠征を導く」とするもの

にして、ただに暇なきのみならず、かつまた誰れなきもの(七八年、李鴻章)として、その痛罵について日本とどこまでも争うという積極的な態度ではなかった。その間、七七(明治一〇)年の西南戦争、七八(明治一一)年の大久保利通暗殺などで琉球処分は延引していったが、七九(明治一二)年にいたって、ようやく政府は処分断行に着手した。その年一月、松田道之をふたたび琉球に派遣して、一週間の期限つきでさきの遺書の遺棄書提出を脅した。ところが、藩庁がわが従前と異り、きわめて落ち着いた態度で松田をむかえ、この問題は目下日清間で交渉中であるから、その要請以前に一方向的に日本の命に従うことは、清国の命令に背くおそれがあり、すぐに政府の命令に従い難い、と答えた。この返答をうけた松田は、言葉少なに後日の処分をまてと言ひ残し、帰京した。同年三月、松田は三たび琉球処分官として渡琉した。以後の経過は冒頭に述べた通りである。

上からの民族統一の道

沖繩の廢藩置縣が、前記のように琉球がわの強い抵抗をおさえて武力に強行されたために、その歴史の評価をめぐっては、研究者たちのあいだに、多少の意見の相違がみられる。ただ、おそらく次の点については、大きな見解の相違はないのではないかとと思われる。

(1) かつて明治政府は、琉球処分を抗議した清國公使にたいして、「琉球の人民威嚇の苛政に苦しむをもつて、その人民の苦難をほらうために、このたびの舉措をなせり」と弁解していた。しかし琉球処分が、前記のように政治的な台湾遠征から始まり、置県後の支配も旧慣尊重を旨とする寄附的なものであったことからみて、政府の措置が「藩内人民の公益上の得失に着眼」し、彼らを「専制專横の政治」から解放する観点からなされたもの、とみることはできない。

(2) 置県処分直後に、改進黨系民権派の箕浦勝人は、次のように論じていた。「然れども、圧制を感ずるは人生の常態に非ざれば、早晩圧制の厭うべきを悟り、あるいは他に心付けられ、自ら奮つて、その政府を改換せんことを欲するに至るべし。この機会を時として、わが政府今日の処分を待たせんと欲するに、余輩の希望するところであつた。もし琉球人民が、専制的な首里王府打倒の闘いに立ちあがり、明治政府が、その闘いを支持するなかで、自然な民族的統一をすすめる策をとつていたらば、武力によらずに、いわゆる「琉球処分」を行なうことができたはずである。

ところで、現実には、明治政府の「上からの民族統一」のコースのみが成功し、歴史的可能性としては存在した、前

沖繩近代史の時期区分

記(2)のような「下からの民族統一」のコースは、一八七九(明治一二)年代には、現実化しえなかつた。しかし、実は沖繩の近代史は、この時期からほぼ二〇年後に、一度「下からの民族統一」の可能性をうみだしながら、明治専制政府による弾圧によって、ようやく崩したその可能性も、ふたたび双葉のうちに踏みにじられるのである。

そのことを明らかにするため、残り少ない篇幅ではあるが、ここで、その後の沖繩の歴史を通過してみよう。戦後史をのぞく沖繩の近代史は、大づかみにみて、次のような時期区分でとらえることができる。

第一期——一八七二(明治五年)の琉球藩王の冊封から、一八七九(明治一二)年の廢藩置縣を経て、一八九七(明治三〇)年ごろにいたる時期。

第二期——一八九八(明治三二)年の謝花の自由民権運動から、一九四五(昭和二〇)年の敗戦までの時期。

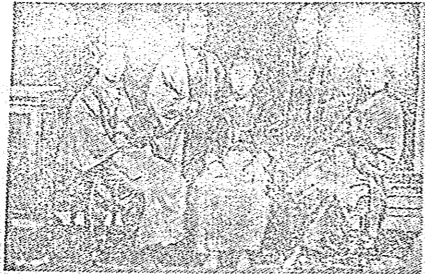
第三期——戦後史の領域として植民地的な圧制をうけていた琉球の民衆が、近代の全國民衆家としての日本のなかに統合される過程である。この時期はまた、一八七九(明治一二)年の置県処分によって、前期と後期とに区分しうるが、政治史的には琉

球処分という一連の過程としてとらえることができる。

第一期の前期における琉球社会の根本矛盾は、(A)首里王府に代表される支配階級と、(B)地人とよばれる一般農民とのあいだの矛盾であり、副次的な矛盾として、(C)明治政府に代表される日本本土の支配階級と、前二者とのあいだの矛盾があった。しかし、歴史の表面には、(A)と(C)との矛盾が前面に現れており、これが前述のように、一八七五(明治八)年および七九(明治一二)年に先鋭化して、武力の威嚇による琉球藩の解体となり、「固有の意欲での琉球処分の歴史」を織りなしたのである。そして、この時期には、(B)が(B)を味方にひきつけ、(A)を打倒する闘いの中で、武力によらない自然な民族的統一の道の現実化がはげされたことは、すでに述べた。

第一期の後期には、(C)明治政府およびその出先機関である沖繩県庁に代表される権力と、(B)沖繩農民とのあいだの矛盾が根本矛盾となるが、(A)琉球藩の旧支配階級は、依然としてその社会的・政治的影響力を保持しており、(A)と前二者とのあいだの矛盾は、副次的な矛盾として残存していた。いっぽう(前)民衆は、長い圧制からさめざめばかりで、まだ組織的な闘いに立ちあがるまでにはなっていない。

この時期の終りにちかひ一八九四



最初の留學生(学生)の提供

(明治二七)年には、宮古島の農民が代表四人を上京させ、人頭税など旧慣の廃止を国会に陳情して、「明治の佐倉五郎」と喧伝された。これは、明治政府の対沖繩政策への、沖繩の民衆の大きな抵抗であったが、同時に旧土族の特権排除を要求し、宮古島において、上京請願を土族たちが阻止しようとした動きにもみられるように、旧支配階級への抵抗でもあった。

一八九四(明治二七)一八八九年の日清戦争における日本の勝利で、沖繩の旧支配階級は、旧琉球王国を再建し、いわゆる「日清両属」の状態をつづけることで、自らの特権を維持しようとする意図

を、最終的に放棄せざるをえなくなつた。それはまた、その限りにおいて、明治政府の武力の威嚇による置県処分(非民主的な上からの民族統一)を、まるごと追認することでもあった。

一八九六(明治二九)年に、旧支配階級に属する政治勢力によって、公同会運動なるものがはじめられた。これは、旧藩王の尚書を世襲の累知事として沖繩にむかえ、特別県制をしくことによつて、自らの特権を維持しつつ、明治政府の意をむかえて、沖繩の「日本化」を図ろうとするもので、一種の「復讐論」であり、沖繩を政治的に解放し、県民に自由をもたらそうとするものではなかつた。

後に沖繩自由民権運動の指導者としてたつた謝花が、東京遊学時代の友人たちが中心になつて、この公同会の運動に強く反対して、いたのは、その意味で象徴的なことだつたといえよう。公同会の運動は、沖繩の旧支配階級の、明治政府にたいする最後の抵抗であり、譲歩要求だつた。これ以後、彼らは、奈良原知事(代表される日本本土の支配階級)と吻合し、奈良原もまた、開港政策その他でこれに利権をあたえ、懐柔につとめていた。

下からの民族統一の道

こうして沖繩の近代史は、新たな局面(第二期)に入った。ここでの根本矛盾

は、(A)琉球王国の旧支配階級と、(B)奈良原に代表される日本本土の支配階級との連合勢力と、(C)謝花のひきいる沖繩民衆に代表される沖繩の民衆とのあいだの矛盾であつた。一八九八(明治三二)年、謝花は沖繩県教師を辞して野に下り、「沖繩時論」を發行して奈良原の奇政を糾弾し、沖繩県民の参政権獲得のための運動をはじめた。謝花の運動は、沖繩の被支配階級の、明治政府にたいする沖繩の旧支配階級と一体となつていたにたいする最初の抵抗であつた。

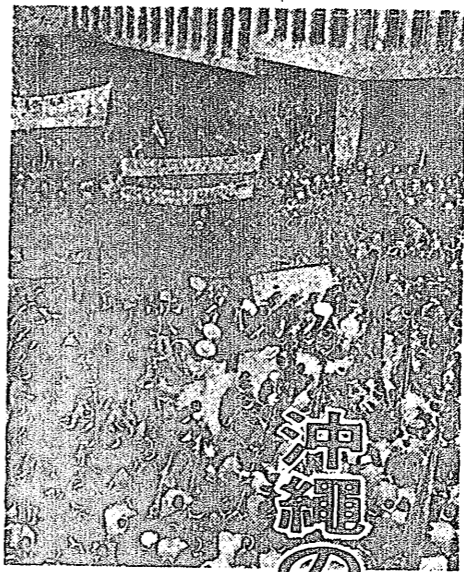
このように、沖繩における階級対立と根本矛盾が、第一期におけるそれとは異なつて明確化したなかで、沖繩の被支配階級は、ようやくにして、自己のたかいた方向をみだした。それは、旧支配階級にみられた、沖繩の独自性や「日清両属の団体」を主張して、日本という近代の民族国家への統合を拒否する方向ではなく、(1)琉球王国の復活に反対して、民族的統合をもとめつつ、そのなかで、(2)沖繩にたいする差別政策の撤廃と参政権の獲得を要求し、日本本土の被支配階級との民族的連帯において、自由と解放をもとめようとするものであつた(謝花は中流階級の思想的影響を受け、たたかいた中では田中正造と交流していた)。下からの民族統一の道、民衆の解放と結びついた健康なナショナルイズムが、そこには思つていた。

しかし、この幸福な時期は、長くは続かなかつた。謝花に指導された自由民権のたたかいは、沖繩の旧支配階級の妨害と奈良原知事の弾圧のまに、僅か三三年で敗退した。日本本土における自由民権のたたかいは既に敗退しており、謝花が頼みとした浪板内閣も、奈良原の更迭と後任人事まで決めていながら、その実現前に瓦解した。謝花は、日本本土に自らを支援する政治勢力をみだし得なかつた。謝花じしんは、財難をつかひはたし生活には窮乏し、一部の同志たちには莫切られ、一九〇一(明治三四)年に山口県教師に就職する途で発狂し、福野寮のいももく、七年後に、この沖繩農民の子は酸鼻のうち(その生涯)とされた。

沖繩の廢藩置縣から九〇年、謝花の自由民権運動から七〇年後の今日、かつて双葉のうちにふみにじられた「下からの民族的統一」の道の現実化が、新しい私たちの課題(沖繩の日本返還闘争)として、私たちの前に提出されている。

(参考文献) 比嘉春湖「沖繩の歴史」(沖繩タイムス社)、比嘉春湖・箱多正次・新里恵二「沖繩」(岩波新書)、井上清「沖繩(離陸日本歴史近代3所収)」、下村富士男「琉球王国論」(雑誌「日本歴史」一七六号所収)

☆次回回は林基氏の「民衆の抵抗」



「東大沖繩調査団」の報告から

尾高邦雄・辻村 明

いつたい沖繩の世論は、祖国復帰についてどう考えているのか。実態に即してこの点を見定めることが、このさい、なによりも先決だろう。東大調査団の世論調査は、この空白を埋めようとする一つの試みだった。

現時点における沖繩問題

少しもまた四月二十八日がやってきた。ちょうど一五年前(一九五二年)のこの日に、対日平和条約が発効し、同条約第三條によつて、沖繩が正式に本土から分離されることになった。沖繩にとつては屈辱の日であり、本土の最南端と島(鹿児島)と沖繩本島とのあいだでは、祖国復帰の悲劇をこめて、毎年双方の代表者による海上デモ集會がおこなわれている。

最初、沖繩を本土からへだてる障壁は、北緯二十九度線であったが、一九五三年二月、奄美大島が本土に復帰した。

それから、北緯二十七度線に変わった。物理的にはなんの障壁も障害もない大海原だが、その壁の厚さは「ベルリンの壁」にも劣らない。はたしていつの日か、この壁はとり払われるだろうか。いな、これをとり払うためには、どうすればいいのか。われわれのなすべきことはなんであらうか。

いさかどういさか形勢を迫めていくべきかについて、目下、与野党間で諍引がおこなわれているようだ。

もとより、沖繩問題を検討する委員会は、国会とは別に、以前から各政党に設けられており、自民党の委員会でも、施政権の分離方式などが検討されてきた。とくに教育権の分離返還を打出した昨年夏の森田案は、「こんなことは政府もやるかもしれない」という期待を国民にいだかせた。ところが、このせつかくの構想も、また国民の期待も、総理府秘書長官の更迭を機会に、去る一月十九日、佐藤首相の大津発言によって、あけなく破算にされてしまった。これなどは、沖繩問題にたいする政府・与野党の冷淡さを、もっともよく示すもの一つである。

これにたいして野党は、なんとなつても、この問題にたいする熱心さや熱心さの度合いにおいて、政府・与野党にまさっている。ただ、議論の内容がとくに抽象的で、実現の可能性のないことをいえずらに指高に叫んでいるといふことがあつた。あつた。上のエピソードにおける東大の学生のように、平和と安全のために、原子力潜水艦の寄港に反対するのはよい。だが、一方では、反対すればするほど、沖繩にそのツラ寄せがいくといふ事実も、目下いれておく必要がある。アメリカにたいする抵抗が本土で働くかればなるほど、アメリカは自由に領土を沖繩を解放する手放そらとはしなくなる。

ろう。たしかに、野党の、よりに、いつさいの軍事基地を撤廃しなす形での即時全面的復帰は、いちはん望ましいことには違いない。だが、アジアの政情が現在の上であるかぎり、このことの実現は、この当分はむずかしいだろう。アメリカの立場からすれば、基地はどこかに置かねばならない。沖繩の基地を撤廃することにすれば、本土のどこかに新しくそれをつくり出すだろう。

この点で注目されるのは、去る二月一日におこなわれた当時の外務次官下田氏の発言である。下田発言によれば、現在のよりの国際情勢のもとで早急に施政権返還を実現しようと思えば、施政権の返還後も、アメリカが自由に沖繩の基地を使えるように保証することが必要である。いかにすれば、沖繩をよくも日本本土に接合地をかかえたい結果になつても仕方がないといふことを、国民が十分に認識しなくてはならない、といふのだ。

この発言は、憲法や安保条約と抵触するおそれがあるのだ、と野党から野党から不平を買ったが、これを支持する声の多いところ、与野党および一般国民をもよくめて、本土の身勝手さがよくあらわれている。

く推測することも可能ならぬ、とちんわれば考える。だが、それしても、しつ下の田発言が、祖国復帰問題のギリギリの核心をつくものであつたことは、認められねばならない。ところが、与野党ともに、これまではこの急所に触れることを避け、各自都合のよい願望だけを沖繩に投射して、あたかもそれが沖繩の世論であるかのように考えがちだつた。沖繩対策のから回りは、ここにその原因がある。

調査の方法と意義

これまで、沖繩で世論調査がおこなわれなかつたかといえは、かならずしもそうではない。新聞社や放送局が実施した読者調査や聴取者調査は、かなりの数にのぼっている。また、祖国復帰の問題を中心とした住民の政治意識についての調査も、すでに二、三おこなわれた例がある。ただ、残念なことに、それらは、学生だけを対象としていたり、サンプルが那覇市内だけに限定されていたりして、沖繩全体を代表するものではなかつた。沖繩本島全体を母集団としておこなつた調査の前例としては、二、三年前コカ・コーラの市場調査をアメリカの業者がやったものが一つあるだけである。

もとより、われわれの調査も、厳密な意味では、沖繩全体を代表しているとはいえない。というのは、沖繩群島全体には六四箇の島々があり、そのなかには一回きり船のいかない小さい離島もか

りたくさんあつて、それらすべてをふくむ全体を母集団とすることは、事実上困難だつたからである。結局、われわれが母集団としたのは、沖繩本島全体と、兼重基地のない離島を代表するものとしてえらばれた石垣島だつた。

サンプル抽出の方法としては、まず最初に市町村別の一覽表から、母集団の人口数に応じて三六地点(沖繩本島で三〇地点、石垣島で六地点)を無作為に抽出し、つぎに各地点ごとに、役場の住民登録台帳から、二〇歳以上六九歳までの成年男女四〇人ずつを、無作為に抽出するといふ、無作為二段抽出法をとつた。このようにして得られたサンプルは、沖繩本島では二〇〇〇、石垣島では二四〇計二四四〇人である。これだけの大きなサンプルを対象とした調査は、沖繩では、まだ試みられていない。

問23 日本人、戦後(問21に対応) 好ましい 733 84.3 どちらかと いえは好ましい 68 7.8 どちらかといえ ば好ましくない 11 1.3 好ましくない 4 0.5 D K・N A 54 6.2		問24 日本人、道での挨拶(問18に対応) 好ましい 756 86.9 どちらかと いえは好ましい 61 7.0 どちらかといえ ば好ましくない 2 0.2 好ましくない 8 0.9 D K・N A 43 4.9		問21 アメリカ人と道徳になることについて 好ましい 265 20.5 どちらかと いえは好ましい 130 14.9 どちらかといえ ば好ましくない 135 15.5 好ましくない 216 24.8 D K・N A 124 14.3	
問27 日本人、結婚相手(問22に対応) 好ましい 588 67.6 どちらかと いえは好ましい 102 11.7 どちらかといえ ば好ましくない 55 6.3 好ましくない 49 5.6 D K・N A 76 8.7		問22 アメリカ人を結婚相手とすることはどうか 好ましい 56 6.4 どちらかと いえは好ましい 27 3.1 どちらかといえ ば好ましくない 82 9.4 好ましくない 613 70.5 D K・N A 92 10.6		問24 日本人、職場関係(問19に対応) 好ましい 723 83.1 どちらかと いえは好ましい 76 8.7 どちらかといえ ば好ましくない 8 0.9 好ましくない 9 1.0 D K・N A 54 6.2	
日本との距離(総合) (問23, 24, 25, 26, 27の回答を集計、1問1点) +5点 653 75.1 +4点 38 4.4 +3点 100 11.5 +2点 11 1.3 +1点 24 2.8 0点 33 3.8 -1点 8 0.9 -2点 0 0 -3点 2 0.2 -4点 0 0 -5点 1 0.1 DK・NA 0 0		問25 日本人、友人(問20に対応) 好ましい 728 83.7 どちらかと いえは好ましい 80 9.2 どちらかといえ ば好ましくない 10 1.1 好ましくない 7 0.8 D K・N A 45 5.2		アメリカとの距離(総合) +5点 41 4.7 +4点 15 1.7 +3点 135 15.5 +2点 35 4.0 +1点 135 15.5 0点 89 10.2 -1点 129 14.8 -2点 48 5.5 -3点 97 11.1 -4点 29 3.3 -5点 117 13.4 DK・NA 0 0	

「二つという点、多数が、日本の沖繩統治を「許されたい」もの、つまり「不当なもの」と考えている。

ただ、住民の生活水準の向上のような経済面についての有効性の問題になる。肯定的な答えが多くなり、アメリカの統治が「かなり役に立っている」という意見が五六・七％で、「非常に役に立っている」とあわせて、六七・三％に達する。だから、ここには、いわば正当性(政治)と有効性(経済)とのあいだのジレンマが存在するのであり、沖繩の人たちの悩みが如実にここにあらわれている。その結果、この両者をよくくめて全体的な評価では、「わからない・無答」が三一・三％でいちばん多く、「どちらともいえない」とあわせて、五四・七％に達し、つまり過半数の人びとが判断しかねていることがわかる。

注目すべきは、経済面でアメリカ統治の有効性を認める意識と、本土への不信の念とのあいだに、高い相関があることである。本土にたいする不信は、まず「戦後沖繩が本土から分離されず、ずっと沖繩県であったらどうか」という問いにたいする答えに見ることができ。

この問いにたいする答えのうち、現在より「よくなっている」と見るものが二五・二％であるのに対して、「よくなっていない」と考えるものは四一・一％に達している。「沖繩県」という一方は、沖繩では祖國復帰をめざす進歩的な

第1表 アメリカ統治の評価

正当性	有効性	全体的評価
正しい 2.4% 正当性 28.1% 許さるべき 15.1%	役に立っている 10.6% 非常に役に立っている 56.7% 役に立っていない 15.3% 非常に役に立っていない 12.6%	功利的 16.1% 中立 23.4% 無関心 28.0% 無答 31.3%

問18 アメリカ人と道での挨拶する程度に知合ったほうが良いと思うかどうか 好ましい 398 45.7 どちらかと いえは好ましい 157 18.0 どちらかといえ ば好ましくない 94 10.8 好ましくない 110 12.6 D K・N A 111 12.8		問16 本土日本人評価 いい点 無 7 0.8 悪い点 有 434 49.9 いい点 有 75 8.6 悪い点 有 7 0.8 無 有 150 17.2 DK 有 11 1.3 DK 無 2 0.2 DK 有 0 0 DK 無 184 21.1		問14 本土日本人の沖繩に対する態度をどう思うか 非常に無関心 82 9.4 あまり関心ない 207 23.8 多少は関心をもっている 314 36.1 非常に関心をもっている 111 12.8 偏見をもっている 10 1.1 その他 22 2.5 D K・N A 124 14.3	
問19 アメリカ人が職場の同僚であるのは、好ましいかどうか 好ましい 232 26.7 どちらかと いえは好ましい 142 16.3 どちらかといえ ば好ましくない 146 16.8 好ましくない 178 20.5 D K・N A 172 19.8		問17 アメリカ人と日本人とどちらが人間として優れているか アメリカ人 25 2.9 本土日本人 658 75.6 場合や人による 95 10.9 その他 11 1.3 DK・NA 81 9.3		問15 アメリカ人評価 いい点 無 2 0.2 悪い点 有 529 60.8 いい点 有 19 2.3 悪い点 有 20 2.3 DK 有 69 7.2 DK 有 66 7.6 DK 無 2 0.2 DK 無 4 0.5 DK 無 165 19.0	

アメリカの社会学者リブセットは、政治の安定度を「統治の正当性」と「統治の有効性」という二つの指標でとらえた。「正当性」というのは、政府が民衆を真に代表した正当なものである度合いであり、「有効性」というのは、政府が民衆の生活水準の向上のために有効に機能している度合いである。この二つの度合いがともに高い国では政治はもっともよく安定し、ともに低い国では政治はもっとも不安定となる。

その中間に、どちらか一つの指標が不十分な国々が存在するわけだが、リブセットの予想では、正当性が低くても有効性

が低い国よりも、有効性は低くても正当性の高い国の方が、政治は安定するという。では、この図式を沖繩に当てはめてみたばあい、どういふことがいえるだろうか。

この点を調べるために、われわれの調査では、アメリカ統治の「正当性」と「有効性」に関する意見を、それについて「全体的評価」とを聞いてみた。その結果をまとめると、第1表のようになる。まず、正当性については、アメリカ政府が施政権をもっていることは、「正当である」と考えるものは、わずか二四％にすぎない。これにたいして、五六

問28 沖繩に登船か降りを感じるか 感 ず る 525 60.3 感 じ な い 158 18.2 何ともいえない 117 13.4 D K・N A 70 8.0		問29 沖繩文化は本土の文化と異質か同質か 日本文化とは異質のもの 165 19.0 同質のもの(日本文化の一部) 557 64.0 その他 16 1.8 D K・N A 132 15.2	
問31 沖繩の戦闘に参加したか 軍人として 21 2.4 軍属として 26 3.0 民間人として 57 6.6 その他の形で 8 0.9 不明の形で 2 0.2 し な い 748 86.0 D K・N A 8 0.9		問32 沖繩の戦闘で被害があったか し(D) 211 24.3 家族などが死亡したり、自分もまきぎよになった(A) 150 17.2 財産、職などを入った(B) 229 26.3 (AB) 239 27.5 D K・N A 41 4.7	
問33 支持政党 民 主 党 145 16.7 社会 党 227 26.1 社 民 党 35 4.0 人 民 党 52 6.0 文 明 党 1 0.1 支 持 党 221 25.4 いそぎの明 47 5.4 いそぎの公明 19 2.2 D K・N A 24 2.8 99 11.4		問30 海外移住を望むか、今後とも沖繩に住みたいか 沖 繩 本 住 550 63.2 本土に移住 245 28.2 アメリ カ 米 7 0.8 中・南 米 16 1.8 ヨーロッパ 1 0.1 アジア諸国 0 0 その他 15 1.7 D K・N A 36 4.1	

日米への社会的距離

を「熱心」と見るものは二八・七％にすぎない。

以上のような日米両政府にたいする評価を見ると、アメリカ政府の強引な沖繩統治もさることながら、結局は日本政府の冷淡さと怠慢さが、沖繩の住民を、低い正当性(政治)の評価と高い有効性(経済)の評価に陥れる前記のジレンマにおとしつけているということがわかるだろう。

もしも日本政府が、アメリカからの経済援助や基地収入に匹敵するだけの経済援助をおこなっていただけならば、あるいはまた、祖国復帰して「沖繩県」となった

さいに当然失われるアメリカからの経済援助を本土政府が肩代りするという義務を与えていたならば、沖繩住民の本土にたいする不信の念が低下するとともに、アメリカ統治の有効性の評価も低下し、低い正当性の評価と相まって沖繩の人たちを前記のジレンマから救い出すことができるはずである。では、日本政府にはたしてそこまでの誠意と覚悟があるだろうか。年々日本からの経済援助も増額され、こんどはそれが一〇三億円となったが、それですら、まだ本土の額外収入にたいする政府の交付金の半分にすぎないのである。

こうした社会的距離の大小が、たとえは祖国復帰についての二つの立場を日米両政府への評価などにより、意識の上の特質と問題があるならば、社会的距離を

作することによって、これらの意識を硬化させ、沖繩問題の解決にさらさらの具体的方策を打出していくことができるかもしれない。

そこで、われわれの調査では、日本にたいする社会的距離として、本土居住経験の有無、本土旅行経験の有無、本土帰郷先の有無などを調べた。その結果、沖繩住民の対本土社会的距離はかなり近いことがわかった。たとえば、帰郷先として本土にたよっている人があるかどうかでは、五九・九％が「ある」と答えている。

他方、アメリカにたいする社会的距離では、家族内にアメリカ企業にやとわれているものがあるかどうか、アメリカ人向けの職業に従事しているものがあるかどうか、アメリカ人との付き合いの度合い、英会話能力の度合いなどを調べた。その結果、当然のことではあるが、アメリカへの社会的距離は、かなり遠いこと

がわかった。

ところで、この日米への社会的距離が、祖国復帰意識とどう関連しているかといえ、日本への社会的距離はほとんど無関係であるのに対して、アメリカへの社会的距離は、それが近いものほど段階的復帰論者が多く(五九・八％、遠いものほど即時全面的復帰論者が多くなる(四四・一％)傾向が見られる。だから、かりに今後アメリカ人との接触が密になり、いやでもアメリカへの社会的距離が短縮されていくのが現実だとすれば、今後しだいに段階論者が増大していくことが予想される。

このことは、米軍基地がなく、アメリカへの社会的距離が大きい石垣島では、沖繩本島とは逆に、即時全面的論者の割合(五〇・八％)が段階論者のそれ(四三・〇％)を上回っていることによっても裏付けられる。

さらに、こうした日米への社会的距離

が、日米政府への評価とどのように関連するかを見ると、本土への社会的距離の小さいものほど、アメリカ統治にたいして批判的となる傾向がある。たとえば、アメリカ統治の全体的評価では、本土への社会的距離の近いものに「失敗」と見る比率が高(三三・八％)、距離の遠いものでは二一・四％)。

ところが、興味深いものは、日本政府への評価についても、本土への社会的距離の小さいものほど批判的となる傾向がある、ということである。たとえば、前述の日本政府の熱意にたいする評価で見ると、本土への社会的距離の小さいものほど高く、これを「冷淡」と見る比率が高くなっている(五四・六％、距離の遠いものでは四四・〇％)。

いものでは四四・〇％)。

つまり、本土への距離が多くなること、本土にたいする不信を増大させるなどという馬鹿げたことがあってもよいものだろうか。

それは、沖繩の人びとにとって、いま一つのジレンマである。アメリカにたいする関係では、社会的距離の小さいものほど、アメリカ統治にたいして好意的になっていて、これが常識というものである。

どうして日本本土との関係では、このような常識が通用しないのだろうか。沖繩の住民をこのジレンマにおとしつけた責任は、ここでも本土側にあつたのではないだろうか。

沖繩の若い世代

は、かれらが案外に現実主義的な考え方をすることをさしている。多い

第2表 年齢別本土復帰意識

年齢	本土復帰意識 %	復帰の場 %	その他 %	計(実数)
20歳代	37.7	53.1	9.2	100.0 (260)
30歳代	43.0	48.9	8.1	100.0 (272)
40歳代	41.4	46.9	11.7	100.0 (162)
50歳代	45.2	40.9	13.9	100.0 (93)
60歳代	43.2	30.9	25.9	100.0 (81)
不明	0	0	100.0	100.0 (2)
全体	41.3	47.1	11.6	100.0 (870)

とくに注目すべきは二〇歳代の若年層で、ここでは段階論者のほうが即時全面論者よりも一五%も多くなっている。これは、おそらくこのことは、現実主義的な戦後の新しい教育の影響による点が多いのではないだろうか。

これは、沖縄の若い世代は、はたしてどのくらい考え方をもっているのであろうか。まず、年齢別に、祖国復帰意識を調査すると、驚くべきように、かなり顕著な相違が見られる。つまり、三〇歳代と四〇歳代がともに全体の平均に近く、五%ばかり段階論者のほうが多くなっているのに対し、五〇歳代と六〇歳代では、逆に即時全面論者のほうが五%以上多くなっている。

日米政府の交渉推進が肝心

沖繩は、政治的にいって、日本とアメリカのあいだにはさまれている。このため、沖繩の問題は、日本とアメリカと沖繩自身との三角関係によって規定され、そこに板ばさみやジレンマが生じやすくなる。

今回のわれわれの調査からも、アメリカ統治の正当性(政治)と有効性(経済)のジレンマ、本土にたいして近いものは本土にたいする不信の念が強いというジレンマ、今後の沖繩の運命についてもっとも敏感なはずの若年層に、かえって段階的復帰論者が多いというジレンマ、そのほか本文では触れられなかったが、沖繩への愛憎の強いほど段階的復帰論を示すことなど、いろいろのジレンマを示している(二〇代一六・五%、六〇代五八・〇%)。

こうした性格をもつ若い世代が、圧倒的に段階論者になっているということは、それ自身、大いに考えさせられる問題である。

しかも、かれらは、他の世代とくらべて、はっきりとアメリカにたいして好意的であり、そして本土にたいしては批判的なものである。アメリカの沖繩統治が長びけば長びくほど、そして日本政府の無為無策が長びけば長びくほど、こうした意識の持主は、ますます増大していくに違いない。

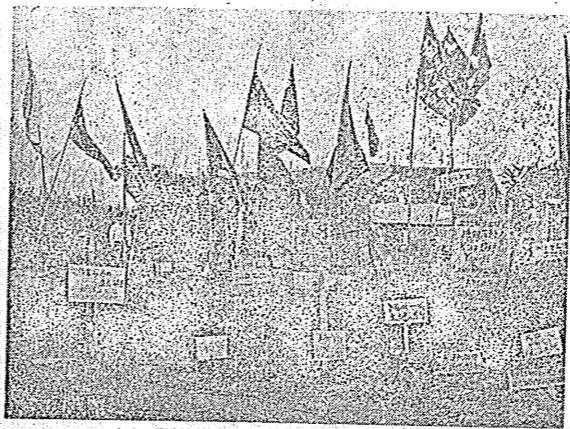
本政府の消極性と弱腰と、そしてこれら結果された沖繩住民の本土にたいする不信が原因となっている点が少なくない。

ところが、沖繩住民にしても、日本政府にしても、以上のようなジレンマを解決のまま残していたのでは、アメリカ政府にたいして強くなることはできないだろう。しかも、現在、ジレンマと見られるものは、日本政府および本土民衆の態度いかによって、ジレンマではなくなりうるものである。

本土との接触が増えずに本土にたいする不信はますます増大するようになり、切替えるかなければならない。固執な計画と強い決意をもつて沖繩の問題の祖国復帰の悲願を実現するための第三の道を用い、すべく、アメリカ政府との交渉を再開しなければならぬ。そうすることによって、はじめて、本土と沖繩は、政治的に一体となるまえに、まず意識と意気込みの上で一体となることができるだろう。ともかく現在では、八八%の沖繩住民が、祖国復帰の日を待っているのだから。

しかし、これを現状のままに放置するならば、速からず沖繩の世論は本土から離れ去っていくに違いない。すでにその兆候は、二〇歳代の若い世代に、はつきりとあらわれているのである。

沖縄施政権と軍事基地



本部本部阻止する赤旗の革新団体などの本土

分離・返還にも多くの問題

那覇特派員 東田幸夫

一九六七年は沖縄問題に一転機をもたらす年にならう。佐藤首相の全面返還推進論やマンズフィールド上院議員の漸進返還論などをめぐって再び沖縄施政権論争が日琉はもちろぬアメリカ国内でも沸き立ちそうだが、しかし現実には、機能別返還、基地と施政権との分離返還は多くのむずかしさをはらんでいる。

沖縄をいつ、どのような方法で日本本土に復帰させるかについては、これまで日米両国の多くの政治家や学者、団体などによって提案されてきた。大別すると、時期については比較的是っきり、即時、時と、時間をかけて段階的に、の二つに分かれているが、行政面からとなるとやや複雑で、「施政権の全面返還」と「機能別分離返還」、さらには「部分的な分離返還」の意見として「地域的分離返還」の三通りとなる。しかし、復帰問題をいっそう厄介なものにしているのは、軍事基地をどうするかという問題がからまってくるからだ。

保守と革新の対立

ところで、こういったいろいろな条件を組み合わせて、いま本土と沖縄で論議の対象となっている復帰論は、保守党の「基地容認」「自治拡大」が重なることによる漸進復帰と、革新政党が主張している「即時基地撤去」「即時復帰」ということになる。そして、この保守党の漸進復帰の支えになつてゐるのが床次徳二氏（衆議院議員、自民党沖縄特別委員会委員長）の試案である。同氏の持論は基地と施政権の分離復帰論で、その骨子は次のようなものである。

一、アメリカ軍基地の機能を発掘させるため、軍事基地ならびに基地外地域についても軍事力行使に関連する個所についてはアメリカ軍の管理権を認める。このため必要に応じて日米協定の結ぶ。

二、しかし基地以外の地域については、その施政権を日本に返還し、委譲するが、それまでの間委任しないしは共同管理とする。たとえば、軍事に関係のない教育、社会保障、産業施設、離島などから復帰させる。

三、基地以外の分離復帰の表現として、自治権の拡大、本土なみ生活水準の確保など本土との一体化を実現する。

南方同盟協議会事務局長の吉田剛延氏や元沖縄県知事の淵上房太郎氏なども床次試案に賛同している。昨年九月米島した森田理博総務長官（当時）が打ち上げた「教育権の分離復帰」もつまり床次試案に通ずるものである。

床次試案の根柢は現在の日米安保体制と平和条約第三条を前提としたものであるが、反対に、日米安保条約も平和条約第三条ともに破棄する立場をとっている社会党などの革新政党が「基地撤去、即時復帰」を主張しているのは当然のことである。

この本土側の政界の動きに対して地元沖縄側では、大体においてそれの政界色によって本土の考え方に右へならえている。ただ琉球政府松岡行政主席を継承する政府与党の民主連は「基地と施政権の分離返還」を掲げながらも本年初め佐藤首相がいちおう打ち消した形の「教育権の分離返還」も並行して強く訴えている。

これに対し野党第一党の沖縄社会大衆党（安里積千代委員長）は

「基地は認めるが施政権の即時復帰」を強調している。そして一九七〇年の安保問題と基地と施政権の関係について

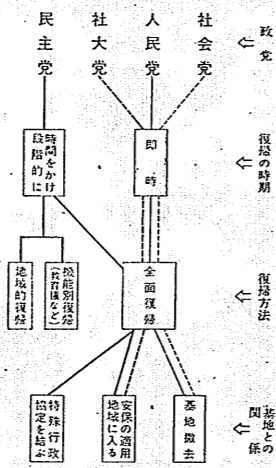
「七〇年を期して再び安保問題が日本の重要課題になるが、それ以前に沖縄施政権の返還を実現すべきだ。沖縄を現状のままアメリカの自由に使える基地としてアメリカの施政下に置くならば、安保条約がどのように決着しようが日本にとって悲劇である。七〇年以前に施政権返還を実現すべきで、それまでは日本国憲法の認める其地は認めざるを得ない」

と語っている。沖縄でも革新的な社会党と人民党は本土の社会党と共産党とはほとんど同一で、なら変わりばえはしない。

道路は基地の濫り廊下

こういった政界の動向に対する一般住民の目立った反響は見当たらない。しかし、一九五九年にアメリカで公表されたコンロン報告やシラキーズ報告の「自治拡大、復帰促進論」にはいまでも大きな関心を払っている。

沖縄各政党の復帰論



オリビック東京大会を機会に開通した、イタロ回線で本土との一体感を醸成し、それ以来、沖縄では国民総生産が年平均一三%という割合で伸びているだけに生活水準は年々向上してきている。したがって「復帰したい」という意欲は強いが、復帰後も現在以上の生活水準を保つことができず、アメリカの施政下に置くかどうかが気がかりだというのが真意のようだ。

沖縄を助けた本土の政治家は口をそろえて「沖縄の人たちは基地の中に住んでいるようだ」と言っている。全島に占める軍用地面積はわずか八・七%で、軍用地が集中している沖縄本島でさえも一・七%である。にもかかわらず、基地の中の沖縄を感じさせているのは

は、アメリカ軍基地が那覇コザ、宜野湾、石川と人口密集地と隣接し、わきになつてゐるからである。それだけに、本土では考えられないほど基地と住民生活が結びついている。その一例をあげると道路であり、水、電気などである。沖縄本島の主要道路は延長約八百三十六キロ、うち軍用地が百十九キロ、残り政府道だが、そのうち約九十三キロは軍用が舗装などの維持管理を受け持っている。那覇市から北にかけて延びている四車線道路（一号線）を含めて中部地区一帯の舗装道路はほとんど軍用地である。軍用地と道路の関係をみると、主要道路はまさしく、基地を結ぶ濫り廊下といった感じである。この二三

年来、民間車両は軍車両を上回るふえ方である。このためアメリカ軍当局は昨年十一月から六十万ドルをかけて一号線の補修工事に着手したため、四車線は片道通行となり、延々一キロにわたって交通麻痺を起している。そのほとんどが民間車両である。

沖縄は昔から水不足に悩まされてきた。現在、沖縄本島の統合上水道の中核的な役割を果たしているのがカテナ基地内にあるタイベースと天願の二大浄水場である。これを中心にして中部一帯から那覇市に及ぶ範囲にわたって送水管を敷設してある。この運営管理は在琉球アメリカ陸軍によってなされている。

一九六五年を境に民間需要は軍需要を上回り、一九八〇年までに軍需要の二倍に達するのではなしかとされている。この見通しのもとにアメリカ政府の機軸の一つである琉球水道公社では四層二〇〇年を最終目標年次とするマスタープランを六二年に完成、すでに第一段階の工事が二十万ドル

の予算で始まっている。それによつて、石川市に浄水場が完成し、新たに北部山岳地帯に推定五十七万立方メートルの水源地が開発されることになっている。

いま一つの電力はどうか。千四百万ドルをかけて一昨年七月完成した金武火力（重油）発電所の出力は八万キロワットで、その他の発電所、発電船を含めると現在の発電能力は二十三万五千キロワットである。しかし、これでは一九七〇年代の軍民需要はまかないきれない。とあって、本島中部に二十四万キロワットの火力（重油）発電所が建設されることになっている。したがって、七〇年から、七六年にかけて四十万キロワットに増強されることになる。

このほか港灣施設、通信、周波数、動力源の石油など、どれを取り上げてみても住民生活と基地とのつながりが深い。もともと「基地と施政権分離」が行なわれる場合、床次試案が指摘しているように「特別な行政協定」が結ばれることになる。したがって、道路の場合などは本土で行なわれているように軍種によ

る通行規制が実施される可能性が強い。しかし沖縄の場合、とくに中部の道路網を見ると、兵舎の間の軍用路が民間に開放されているケースが多い。合理主義ではっきり割り切るアメリカ人の性格からして「施政権の分離返還」という前提に立った場合、随所でオフ・リミットの規制が打ち出されることは必至である。

①アメリカの政府および個人による消費 一四、三六〇万ドル
②琉球政府への直接援助 一、二七〇万ドル
③資本取り引き(公共、民間) 六、四六〇万ドル
④アメリカ向け商品輸出およびサービス 一、八六〇万ドル
このうち最近のベトナム特需で影響を受けているのは、①のなかの製品および役務の諸けい調達四千八百七十万ドル(前年比二千七百七十万ドル増)と沖縄人雇用者への支払い二千六十万ドル(前年比五百四十万ドル増)である。

これを民間企業の側から見ると、軍人への貸し住宅、軍工事、建築資材、軍納入の蔬菜果物など、どの業者にきいてみても「基地の規模が小さくなることさえ困る」と語っている。本年二月から米土建会社が軍側との間に軍港内の荷役作業を年間二十万ドルで引き受けた。現在、一日あたり約千人以上の人手を動かしている。したがって、これらの土建業者も「仮に分離復帰で基地の様相が変わり、仕事が減れば建築の方面に回すが、

大きな基地収入
さらに沖縄住民にとって重要な関心事は基地収入の問題である。アメリカ政府が本年初め公表した統計資料によると、沖縄に對するアメリカの一九六六会計年度総支出額は約二億四千万ドルに上っている。この大まかな内訳は次の通りである。

とおりである。
①アメリカの政府および個人による消費 一四、三六〇万ドル
②琉球政府への直接援助 一、二七〇万ドル
③資本取り引き(公共、民間) 六、四六〇万ドル
④アメリカ向け商品輸出およびサービス 一、八六〇万ドル
このうち最近のベトナム特需で影響を受けているのは、①のなかの製品および役務の諸けい調達四千八百七十万ドル(前年比二千七百七十万ドル増)と沖縄人雇用者への支払い二千六十万ドル(前年比五百四十万ドル増)である。

このうち最近のベトナム特需で影響を受けているのは、①のなかの製品および役務の諸けい調達四千八百七十万ドル(前年比二千七百七十万ドル増)と沖縄人雇用者への支払い二千六十万ドル(前年比五百四十万ドル増)である。

このうち最近のベトナム特需で影響を受けているのは、①のなかの製品および役務の諸けい調達四千八百七十万ドル(前年比二千七百七十万ドル増)と沖縄人雇用者への支払い二千六十万ドル(前年比五百四十万ドル増)である。

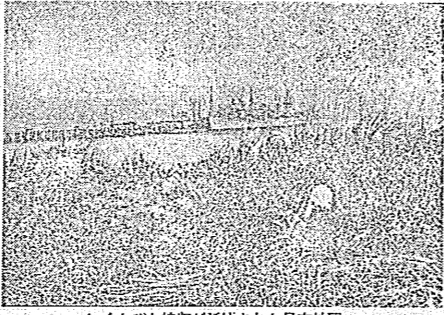
このうち最近のベトナム特需で影響を受けているのは、①のなかの製品および役務の諸けい調達四千八百七十万ドル(前年比二千七百七十万ドル増)と沖縄人雇用者への支払い二千六十万ドル(前年比五百四十万ドル増)である。

このうち最近のベトナム特需で影響を受けているのは、①のなかの製品および役務の諸けい調達四千八百七十万ドル(前年比二千七百七十万ドル増)と沖縄人雇用者への支払い二千六十万ドル(前年比五百四十万ドル増)である。

このうち最近のベトナム特需で影響を受けているのは、①のなかの製品および役務の諸けい調達四千八百七十万ドル(前年比二千七百七十万ドル増)と沖縄人雇用者への支払い二千六十万ドル(前年比五百四十万ドル増)である。

このうち最近のベトナム特需で影響を受けているのは、①のなかの製品および役務の諸けい調達四千八百七十万ドル(前年比二千七百七十万ドル増)と沖縄人雇用者への支払い二千六十万ドル(前年比五百四十万ドル増)である。

このうち最近のベトナム特需で影響を受けているのは、①のなかの製品および役務の諸けい調達四千八百七十万ドル(前年比二千七百七十万ドル増)と沖縄人雇用者への支払い二千六十万ドル(前年比五百四十万ドル増)である。



いくたびか接収が延ばされた昆布地区。前方に軍用船が見える。

政局安定が先決

アメリカの沖縄政策の基本線は変わらぬにせよ、個々の施政にあたっては目立って柔軟な態度で臨んでいることが、三月一日の日米協議会で明らかになった。三月一日の日米協議会での日米交渉は、当地ではそれほど評価されていないが、アメリカ側にとっては大きな譲歩と言えよう。先島への日航乗り入れ許可の動きもその一つと言えよう。しかし、アメリカ側の譲歩が行政主席の公選あるいは教育権の機能別返還、そして基地と施政権の分離返還まで引き下がるかどうかについては見通しは暗い。

在沖米軍幹部ならびにアメリカ政府当局首脳者との接触を通じて感じられることは、「住民の協力を得るため、できるだけ住民の意向を尊重し、自治を拡大する。しかしアメリカ軍の沖縄駐留は日本、沖縄を含めた自由諸国全体の防衛のためである。したがって、必要な限り

基地を確保する

基地を確保する」との考え方を堅持している。しかしその反面、米高官ははつきり「沖縄基地の必要性がなくなった場合、なんのためにもなくアメリカはすぐに引き揚げるだろう」と語っている。沖縄の政界はこのところ不安定である。とくに最近では教員の政治活動を禁止する教育公務員関係二法案をめぐって琉球立法院は二月一日以来空転している。しかし長期的に見て、政局安定の決め手は与野保守党に代わって、いづれも政権を担う野党がないことにある。野党第一党の沖縄社会大衆党の政策は与野保守党のそれとは異なり、それはと違っていない。ところが議会政治の面ではいづれも野党連合というわけで社会、人民両党と手を組んでいる。しかも野党連合の動きに大きな影響力を及ぼしているのが院外の民主団体である。こう見ると、いまの保守党に代わる責任政党の出現が主席公選をはじめとする自治権拡大への近道とも言えよう。

経済基盤の強化を、復帰問題と切り離せないものに

持来

▲共B 632社(外) 12/12
①(入モ)①、②(15%)

◎日本財府への不審は一致
(注1⑤て是の)①

西大の調査結果(要旨)

△「復帰問題にたいする邪稱

民の態度」(琉球大)

△「復帰問題について第一回調査

(四十年七月)では「賛成」八二

%だが、第二回(十二月)に

は八七%、「わからぬ」が一五

・八%から一%に変わつた。こ

の第二回の調査では即時復帰

一四・八%、「できるだけ早く」

が四三・一%、「徐々に復帰」二

五%という結果だ。①。即時

と「できるだけ早く」を広く、

即時復帰、数とみれば五七・九

%で、段階的復帰、数は二九%と

なる。

△「祖國復帰希望の八七%を原則

にみると、学歴が高くなるほど、即時

を希望、低い層ほど「できる

だけ早く」を徐々に、が多い。

たとえは大学卒では、即時、三四

・二%、「できるだけ」四四・七

%、「徐々に」が二一・一%、終

極教育終了者では五三・九%が

「できるだけ」を徐々に、は三

・六%で、即時、は二・三、五%

◎西卒はその中間の傾向だ。②

(註) 10 14

▲共B 633社(外) 12/12
◎調査結果

日本西政府への評価は、日本政

府へ「不測」三七・二%、「やや

満足」一九%、「満足」四・二%

、「現り四〇%近くは「わからぬ

い」と答えた。一九六五年八月、

佐藤首相が沖縄を訪問したが、首

相訪問が復帰を早めるか、の質問

には「わからぬ」四〇%、「変

わらない」三一・八%、「早める

」二〇・七%、逆に「遅らせる

」が八%もあった。日本政府の

態度に「懐疑的」である現われと

して、「島民助政にも「不信任とい

う上りた上り」がいないといふ見

方とみている。

△「祖國復帰希望」については「漸

進」二%、「やや満足」一四%に

たいして「不測」が五五%と圧倒

的に多い。しかし「わからぬ」

「いえない」が二九%にのぼるの

は経済的な側面を考えて即答をた

わらつたものとみられる。

(註) 15 16

▲共B 634社(外) 12/12
◎調査結果

沖縄問題の関心といえる米軍基

地の存在についての質問では「現

状維持」九%、「基地だけを撤

去してほしい」一五%、「基地全

部を撤廃」が五二・五%で、残り

は「わからぬ」と答えている。

基地全廃論の比率は最初の復帰に

ついで調査の即時復帰論の比率

は「沖縄住民ができるだけ早く祖

國に復帰したい」と願望してい

るとは確かだが、それが直ちに「基

地全廃」に結びつくとは即断でき

ない」といっている。

(註) 12 17

▲共B 635社(外) 12/12
◎調査結果

△「沖縄住民の意識構造」(原

大沖縄社会調査団)

これまでにまとまるとは、沖縄

本島分の調査結果報告で①本土復

帰について②日米政府の評価につ

いて③日米の社会的距離について

④沖縄の土着性について⑤若年層

について⑥の五章にわたっている

△「祖國復帰については「即時全面

復帰」四一・三%、「段階的復帰」

四七・二%、残り結果、即時、

か、「段階」かの違いを除けば従

来の「祖國復帰九〇%」という調

査結果とはほぼ同じの八八%ある

。とくに「即時、即ち、段階」

が上回っていることは注目され、

即時、を希望した層は低学歴が

多く、「段階」と答えたのは高学

歴が多いという結果だ。②

(註) 12 16

▲共B636社(外) 121 完

◎調査結果

米國の沖繩統治については「正当である」二・四%に比し「誤りである」が五六・二%で圧倒的に多い。しかし経済的側面になると「かなり後立」である「五六・七%」に「非常に後立」である「二・三%」と合わせて六七・三%。「後立」でない「一九・九%」にすぎない。いわば政治(正当性)と経済(有効性)とが矛盾している状況で、沖繩の態子を如実に物語る。また日本政府の沖繩統治に「應援」は「冷淡」とみる者が四九・七%あり、「熱心」の者は八・七%をはるかに上回っている。とくに経済面で、沖繩が日本本土から切り離されたか①たら察らしは「もどく」である「二五・二%」に「察わらない」一・四%にたいし、「現在ほどよくない」と答えた人が四一・一%もあり、政治、経済両面で本土でたいする不信感が強い。また若年層に段階的復讐論の率が高く、学歴や政治意識の高い二十代が「米國に好意的で祖國に批判的」な傾向を映くみさせている。

(了) 1123

【読者注意】四屏を一枚送送

▲共B642社 15 (14) 123

◎日本沖繩電話料金値下げ

五月一日から平均二%

電話公社は日本一沖繩間の電話

料金を五月一日から平均二%引

き下げる。これにより従前は外國

並み料金だったのが内地並みにな

る。那覇までの新料金(かつこ内

は旧料金)次のとおり。(三分間

東京から千五百円(千二百円)

大阪から九百九十円(千四百十

円)

福岡から八百七十円(千二百円

鹿児島から八百十円(九百十八

円)

(了) 15 12

共B648社(産) 16 (12)

◎ベルギーも万博へ参加

二十五日、外務省から日本万国

博協会への通知によると、ベルギ

ー政府は、日本万国博に参加する

方針を決定、このほど在日大使館

を通じて文書で連絡した。ベルギー

は、一九五八年にブリッセルで

舉二次大戦後初の公式博を開催し

ている。可國の参加表明で、日本

万国博への公式参加国は八カ国と

な。これを踏まえて、これまでに

した国は、カナダ、韓国、エジ

プト、西独、オランダ、サウジ

(了) 10 25

ア、ソ連である。



日米安保条約の期限到来と 沖繩の施政権返還

大 田 政 作
(前琉球政府主席)

まえがき

安保条約はいよいよあと三年で存続期限が到来する。今年からその延長の可否を初め、改訂その他につき朝野を挙げての論議が展開されよう。私は私なりにこの問題に関し意見は持っておるが、それはさておき沖繩の施政権返還という焦点に立って私見を開陳する。

沖繩に対する米国の施政権

沖繩に対する施政権が米国の手に移ったのは一九四五年で、その年公布の米海軍政府布告第一号即ち「ニミツ布告」にこれを求むべきであらう。その公布の月日は明らかでないが、沖繩戦は同年三月下旬に初まり、六月二十三日牛島司令官の自決を最後として事実上終了したから、この布告の出たのはこの終戦の前後ではないかと思う。



ニミツは当時海軍の元帥で「米國太平洋艦隊及太平洋区域司令官兼南西諸島及其近海軍政府総長」という地位にあった。同布告を要約すると
「日本帝國政府のすべての行政権の行使を停止する。住民は本官または部下指揮官の公布するすべての命令を政令に遵守すること、爾今すべての日本裁判所の司法権を停止する」と。
これは戦時占領に伴い、一方的に日米の一切の権力行使を停止したわけである。その後、米側の施政機構に内部的な変更はあったものの、この政策は一九五二年四月発効した平和条約を継続し、同条約により次のような形に変わっていった。即ち、第三条は

「日本國は北緯二十九度以南の南西諸島(琉球列島および大東諸島を含む) 婦孺岩の南の南方諸島(小笠原群島西之島および火山列島を含む) ならびに沖の島島および南島島を合衆國を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする。國際連合に対する合衆國のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ、且つ可決されるまで合衆國は領水を含む、これらの諸島の領域および住民に対して行政・立法・司法上の権力の全部および一部を行使する権利を有するものとする。」と。

要するに沖繩などこれらの島々は信託統治制度下におく、しかしそれ迄の間は米國が施政権をもつというのである。沖繩の人々はこの三条に反対し、一大署名運動を展開し、住民の殆んどが署名した。本土在住の沖繩関係者も歩調をあわせて阻止運動を進めた。奄美大島諸島これも南西諸島に含まれており、島を挙げ反対運動を敢行した。

それにも拘らずまた本土の心ある同胞の協力にも拘わらず三条は締結されたが、締結にあたり米國のダレス全權は「最善の方法は合衆國を施政権者とする國際連合の信託統治制のもとにこれら諸島を置くことを可能にし、日本に残存主権 (Residual Sovereignty) を許すことであると感じた」と述べ、吉田全權は「世界、とくにアジアの平和と安定が速かに確立され、これら諸島が一日も早く日本の行政下に戻ることを期待するものである」と陳べた。

残存主権

一体残存主権とは何か。歴史上曾てそのような例はない又、学問的にその定義も確かなものはない。



GAIKO JIHO GAIKO JIHO GAIKO JIHO GAIKO JIHO GAIKO JIHO

右両全権の意見だけではこれが正体は明らかではないが、ダレス全権との内交渉後の発言と思われる吉田全権の声明は私共に次のような示唆を与える。
即ち、アジアに平和が確立されたら日本に返還する、との意に解されよう。
その後ダレス長官は一九五三年十二月「極東で現下の国際的緊張がある間米國は現に行使している権限を保有する」と声明し、反面この緊張が除かれた場合はその保有を放棄するにやぶさかでないを受け取れるような発言に及び残存主権の内容、それは法律的不是ないが政治的にはだんだん解明されてきた。
それから米當局は機会ある毎に、極東に平和が到来したら沖繩を日本に返す旨の聲明を繰り返してケネディ新政策（一九六二・三）も次の通りこのことを確認してある。
「沖繩は日本の領土であり沖繩住民は日本国民である。ただ沖繩の基地としての重要性が、東西の緊張が極東において存在しているのでその安全保障上の考慮がなくなつて沖繩が名実ともに日本に復帰する日の早からんことを待望している。」と。
法律的には定説はないが、初期は「領土処分権」と同義語に解されていた。今はこのケネディ聲明を軸にして演繹すれば粗案ではあるが、米國の施政権なるものは「東洋の平和到来を解除条件とする日本領土の一部たる沖繩、及これに居住する日本国民たる沖繩住民に対する立法、司法、行政上の権力を行使し得る権利」とでもいえるようか。
勿論日本の領土であり日本国民であるから所謂処分権なるものはなく住民や領土の割譲は許されないものといわなければならぬ。従つて残存主権はこれに対応するものとなるが、近來これにかり落主権といふ言葉が広く使われている。それは残存主権の実態を表現するにはより適切であるがためであろうか。

施政権の拋棄

ところでこの施政権なるものは米國による拋棄が可能であろうか。条約を改訂せねばその処置は不可能であろうか。
条約に基く権利であるから、一応条約の改訂によらねばその処置が不可能のような感もあるが、しかし権利なるものは権利者により拋棄し得ることが原則であり、この施政権をその例外におく特別の理由はないように思う。事実奄美諸島に対してはその処置がとられた。同諸島も三条の南西諸島に含まれ、米國の施政権下におかれていたが、米國としては同諸島が軍事基地としての価値が乏しいとみたか、それとも他に理由があつてか一九五三年十二月二十四日の日米協定で日本に返還された。一応協定の形はとつたもののその実、施政権の拋棄である。その証拠には米國はこれより先、同年八月奄美諸島を年内に返還する旨一方的に聲明した。このこととこの協定が日米だけの取り極めによるもので、而も協定そのもの

GAIKO JIHO GAIKO JIHO GAIKO JIHO GAIKO JIHO GAIKO JIHO

のは拋棄即ち返還に附随する事項についての事務的な取り極めがねらいであつたとみられることなどに徴せば自ら肯けるものがある。

百万沖繩県民の悲願

ところが沖繩はあれから春秋秋雨二十有余年、今尙お祖国から切りはなされてゐる。同一民族が同一主権下にあるべきは近代國家の基本的な理念である。沖繩百万県民は一日も早く祖国に帰り、同じ国旗の下で暮らしたいとの悲願にかられている。これはイデオロギーや利害打算を超えた民族的本能に出たものであり、本土同胞がこれを自分自身の問題として取りあげていることに私は「民族の血潮」を感ぜざるを得ない。
佐藤総理は一昨年（一九六五）八月沖繩を訪問された。戦後の総理で沖繩にいかれたのはこれが初めてだが、総理は「沖繩問題が解決しない限り戦後は終らない」と言明された。これは沖繩問題とは日本の完全独立につながる施政権の返還を意味するものと思ふ。この言明はまた二億同胞の心情であろう。

信託統治

条約第三条は信託統治を前提とし、それ迄の間米國が施政権を掌握するといふことになつてゐるが、ご承知のように米國は沖繩を信託統治に附する意思は全くない。而して東洋に平和が訪れたら日本に返還する旨の聲明がある毎に言明してある又國連憲章の精神に照らしても沖繩を信託統治制度下におくことは避けなければならぬ。國連憲章、特に第七六条第七八条は、日本が一九五六年十二月國連に加盟した以上沖繩を信託統治制下におくことに妥当性を拒否するであろうと指摘する字句が可成り多い。これに対しては憲章第七七条との関連に於て異論を唱える者もあり、或は七八条の「加盟国となつた地域」を「加盟国の一地域」は含まないとする解するむきもないではないが、しかし憲章の精神は如何なる場合でも尊重せらるべきであろう。とまれこのことは實際問題としてそれ程論議を重ねる要はないように思う。よしんば國連にもち出して申連は拒否権を行使するものとみられるし、況んや米國自体機会あるごとに沖繩を信託統治に附する意思はない旨言明してあるからである。然りとすなら信託統治迄の暫定的なものと解すべき今の施政権なるもの行使は、或いは一



種の権利乱用とみられないであろうか。すでに久しきに亘るその行使は、適當を欠くものとの論議があり得よう。民族自決、主権平等の近代国家理論に立つ世界の輿論もまた米國に抵抗感をもっており、このことはご承知の通りである。

米國が沖縄に施政権を保有する理由

然るに米國はどうして施政権を手ばさないであろうか。ケネディ大統領の声明——前述したが、事を明確にするため再び引用する——がこれに答えるであろう。

「沖縄は日本の領土であり沖縄住民は日本国民である。ただ沖縄の基地としての重要性が、東西の緊張が極東において存在しているため、その安全保障上の考慮がなくなつて沖縄が名実ともに日本に復帰する日の早からんことを待望している」と。

結局現時点に於ては極東の安全保障上占める沖縄の基地としての重要性そのものが今のようにならざるを得ない原因なりということになる。このケネディの声明は深く掘り下げたら更に私たちに次のようなことを教える。即ち施政権は目的ではなく、目的そのものは基地の確保にあり、施政権なるものは基地確保のための手段であることを。さればこそ沖縄憲法とも称すべき大統領行政命令（一九五七・六）を初め布告は軍事優先の原則を以て貫かれていた。沖縄問題の解決は先づ以つてこのことにつき確たる認識と理解をもつことからは出発せねばならない。これを欠くに於ては空廻りを繰り返すであらう。

沖縄基地の重要性

沖縄の基地が現在極東に於ける安全保障上重要なことは私共もよく知っておる。この事に関し自民党の安全保障に関する中間報告は

「沖縄基地にある米軍勢力が中国本土や極東連領をその威力圏内におさめ、これらの國々の軍事的進出を牽制している。また極東地域での軍事紛争に備えて沖縄基地は米軍の待機地、中継地となつており、かつ補給のためにも重要性をもっている。こうした軍事基地の存在がわが國の安全のためにも大きな価値をもっていることを忘れてはならない」。



と報じ、そして沖縄基地を特に取りあげた訳ではないが、一般的に「米軍基地の存在は、わが國の安全を守るため大きく貢献している。この現実にかんがみ、むしろ基地の存在を安定させるために、さらに積極的に努力しなければならぬ」と強調している。

私は無防備中立論や日米ソ中四カ國の不可侵条約論など非現実的な主張には組まない。私は極東における東西の緊張緩和、軍事上の科学や技術、就中運搬手段などの発達に伴い、沖縄基地の価値が減少する場合にこれにつながる施政権の返還が解決に近づくものとみておるが、現段階では遺憾ながら必要悪として基地の重要性はこれを認めないわけにはいかない。

沖縄経済

一面、沖縄経済は所謂基地収入への依存度が高い。一九六五年の輸出入統計をみると、輸入の二億三千四百萬ドルに対し、輸出は八千四百萬ドル程度で、差引一億五千萬ドルの中約六割五分は基地関係収入に依存してゐる。この冷厳な現実を直視し、住民の生活に慮りを持ち私共は基地の即時撤去を叫ぶとはいとして、その前に或いは少くともこれと併行して、基地依存の経済から脱却する方策の確立に心をなすまい。

基地の存在は沖縄に危険か

基地の存在は沖縄を戦争にまき込むという説と、逆に基地は戦争を未然に防止するための抑止力をなすとの説がある。軍事評論家の大井篤氏は先年沖縄基地を視察して抑止力を強調されていたが、一般に沖縄基地は極東に於ける自由主義國家防衛の要（かなめ）にあたるといわれている。専門家の多くはこれに関しこの要（かなめ）の攻撃は、結局対米戦争を意味し、相手方は沖縄基地にある軍勢力の外、優勢を誇る米國の反撃を覚悟しない限り攻撃に出ることは出来ない筈であるから、むしろ他國からの挑戦を不可能にするであらうと述べる。それはさておき、日本本土を初めアジア及び歐洲の主要國に米軍基地が数多く設けられ、数十萬の米軍が新鋭兵器とともに駐留している事実は何を物語るであらうか。しかも各國とも國策としてこの駐留を認めている現実を目をおおつてはならぬと思ふ。第二次大戦後に米軍の基地のあるところ



ろが他から直接の軍事的攻撃の目標になった例はなく、専門家をして云わしむれば韓国の如く米軍が撤退した数カ月後に武力侵略を受けた例があると。

基地地域住民の福祉

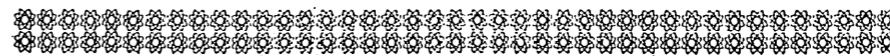
勿論基地がその機能を発揮するには関係者就中地域住民の協力がなければならない。特に基地地区には各種の問題が生じがちで、住民側の受ける不利益や危険を未然に防止、又は完全補償し、進んで住民の福祉増進のため積極相に努力することが肝要である。防衛に名をかりて住民を犠牲にするようなことは固より排斥せねばならない。

復帰（施政権返還）と基地

さて復帰という言葉が広くつかわれているが、これは施政権の全面返還（抛棄）と同義語に解してよからう。前者の意は旧に復することであるから勿論基地の撤去を内包する。後者によるも今の基地は施政権行使の産物であるから、全面的抛棄は同様基地の撤去を含むことになる。ところで政策はスローガンではない。具体的な方法論が伴わねばならぬ。復帰を叫ぶことは固より意義の存するところであるが、事の実現を図るにはこれを政策にたかめ、即ち諸般の情勢を勘案し、あらゆる角度から検討を加え、具体的な方法論を以て煮つめていかねばならない。叫ぶはやすいが行なうは難しい。特に国際関係は相手のあること、沖縄問題は今の時点では東西の勢力関係に比重をもち、従って世界平和にもまた大きな影響をもたらすものである。それ故に私共は各般の考慮の上に立って賢明な道を発見し又は選ばねばならない。そこで私は提案したい。

返還への道

沖縄基地の重要性と諸般の事情を考慮し(1)米国は沖縄に対する施政権を放棄する。但しその条件として(2)現在のような性格の米軍基地はこれを認める。以下この提案につき補足的に説明を加える。



先に指摘したように米国の目的は基地の確保にあり、施政権そのものはこれが手段にすぎず、それ自体目的ではないのであるから今のような性格の基地が許され、しかしてその確保の方法が見出されるならばあながち施政権を固執する必要はあるまい。なるほど米國としては施政権を握っておる方が基地の確保に好都合かもしれない。しかし反面他の主権を潜在化して施政権を握り、異民族を己の膝下におくことは、これによつてもし出す国際世論の反撃や、日米間の親善関係の阻害、沖縄現地における琉米間の複雑な問題の惹起を始め、第三國その他の離間工作などこれ比照すれば施政権の掌握は必ずしも賢明なりと断定しがたいものがあり、基地の確保にして可能ならば施政権の固執に於いて頑冥になる程のことにはなからう。それでは如何なる確保の方法があるか。

基地確保の方法

施政権を返還すれば沖縄は当然日本の国内として日米安保条約の適用を受けることになる。したがってこの条約に附随又は関連する協定や法令の適用を受け、沖縄基地も本土並みの取扱いにおかれることになるわけである。米國が本土並みで納得してくれたらこれに越したことはないが、東洋の平和と安全保障体制上納得を渋るかもしれない。沖縄基地の重要性やその歴史的経過からして、今のような性格の基地を要求するかもしれない。そのような場合、日米両國は相互の理解と信頼および相互防衛援助の立場からして安保条約に伴う行政協定や関係取り極め、その他法令の上で特別の考慮を払い、これを以つて問題の解決をはからねばなるまい。或いは米國としては場合によっては、基地確保に直接する施政権のみは保留し、これを除く他の施政権を返還するという主張に出ることも考えられぬことではないかもしれない。法理論としては可能であるが、国際政治の大局からすればこれは大國のとるべき態度ではあるまい。又技術的にみた場合、施政権の運用面で複雑な問題が生じよう。従つて方法は前者によるべきで、後者は避けるべきである。

沖縄防衛についての日本協力体制

かりにいっきよに返還に漕ぎつけ得ぬ場合、私は沖縄の防衛につき祖國日本が拱手傍観することなく、米國と協力して



GAIKO JIHO GAIKO JIHO GAIKO JIHO GAIKO JIHO GAIKO JIHO

その任に当たることを要請したい。もしこの事が実現すれば、私はこれは施政権返還への有力な手がかりになるものと確信する。米國としても内心日本の協力を期待しているものと私は観測している。先に述べたように沖縄は日本の領土であり、沖縄百万国民は日本国民である。しかるに祖国日本が、而かも潜在主権をもっている母國がその防衛について手を拱くことは果して許さるべきことであろうか。望みたいことは自分の領土は自分で守るといふ防衛意識をもつことである。沖縄は太平洋戦争終焉の地として日本国民にとって忘れぬ土地である。そして又沖縄の住民が祖國防衛のため文字通り一九九とたたかたという事実は永久に忘れることが出来ない。日米両軍はこの島で死闘を展開し、ために日本軍七万、住民十三万、米軍一万二千名が戦死、負傷者にいたってはその数を知らずというほどであった。そして山河は変貌し、ただ慰霊の塔のみが林立し、祖國の榮光を信じて散華した魂魄はいまなお南溟のはてにさまよう有様である。この戦いのあと沖縄は祖國から切り離され爾來二十有余年沖縄の人達は灰燼の中から再建の一步を踏み出し、ただ今の段階に達している。沖縄住民の不屈な精神と努力にあらためて深い敬意を表わさずにはおられない。

こうした中であって沖縄の住民は祖國への復讐を至上の目標としてきびしい現実に耐えておる。私共はこの沖縄の人々の心情を思うとき、目頭の熱くなるのを覚えるであろう。ひたむきに祖國を慕い祖國の昔さんと苦楽を共にしたい、運命を共にしたいと念じてやまぬ血の叫びに、また純粋な祈りに一億同胞はどう応えたいであろうか。ふりかえってみよう。

安保条約改定と沖縄防衛

日米安保条約即ち「日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障条約」は一九六〇年（昭和三十五年）一月十九日、その新条約案（事実上は改定案）につきワシントンで署名がなされ、同年六月二三日批准書の交換を経て発効した。これに関連して岸内閣は倒壊し池田内閣の誕生をみた。旧安保条約はその期間満了につれ、これが存続或いは改定につき賛否の世論を湧きたたせ、その場句ハガタイ事件や大統領の来日中止など耳目を聳動する一連の事件が次々と起きた。私共沖縄の直接の関心事は、沖縄を祖國日本と運命共同体におくことであつた。端的にいえば沖縄に攻撃が加えられたとき、日本は自國領土に加えられたものとしてこれに対処するということであつた。

安保改定に関する日米の正式会談は一九五八年八月十四日を皮切りに始められた。岸総理は改定の方針として条約地域に沖縄、小笠原を含める考へのようにみられていた。ところがこれが問題化し、社会党をはじめ与党の一部から反対論が出た。しかし岸総理は国会で終始「沖縄は固有の日本領土として防衛範囲に入るべきである」とを示唆し「沖縄を含めた場合、アメリカの施政権の一部がヘコミ、その部分は返還されたものといえる」と有名な「ヘコミ論」を主張された

GAIKO JIHO GAIKO JIHO GAIKO JIHO GAIKO JIHO GAIKO JIHO

ものである。

ところが「無防備中立論」や「不可侵条約論」果ては「相互防衛強化論」など論議の渦まく中、総理が「憲法第九条は廃止の時期にきた」と外人記者に語つたりしたため、沖縄問題はその焦点が埋没気味となり、更に警備法改正案の強行審議などもいっしょになつて政局は混乱した。

私は当時琉球政府副首相の地位にあつたが、岸総理に対し書翰を以つて所信の貫徹を要望し、又当時の主席当間重剛氏も確か一九五九年一月十七日と思うが、適用区域に沖縄を含めるべきであるとの声明を発表するなど、沖縄側は一般も琉球も共に一体となつて沖縄の区域編入を主張した。しかし時局の混迷は冷静を取戻し得ず、その間にある新聞は沖縄を区域に入れることは「火中の栗を拾う」ようなものだとなし、沖縄側から言わしむれば冷徹無慈悲、同胞を更に見殺しにしても憚らないような反論さえ出る始末で、沖縄の人々を痛く悲憤慷慨させたものである。時局の混乱を取扱は果さず、岸総理の折角の企図にも拘らず藤山外相はついに沖縄、小笠原を条約区域から除外することを決意し、一月二十五日記者会見でその旨公表した。しかしこれで簡単に納まる筈がない。与党の突力者河野一郎氏は一月二十八日マッカーサー大使と会談後「沖縄は条約地域に含めておくが、返還まで日本は防衛義務を負わない」との折衷案を発表した。これで再び与党内で渦をまきおこしたが、結局区域には入れられず、安保条約に附随する合意議事録、正確にいえば「相互協力及び安全保障条約」についての合意された議事録（一九六〇・六・二三、外務省告示第五一号）により左の措置がとられた。煩をいとわず摘記する。

合意議事録

日本國全權委員 日本國との平和条約第三条の規定に基づいて合衆國が施政を行なつてゐる諸島の地位の問題は条約交渉の過程においては討議の対象とされなかつたが、本全權委員は日本國がこれらの諸島に対する潜在的な主権を有しているので、これらの諸島の安全に対し日本國の政府及び國民の有する強い関心を強調したいと思ふ。もしこれらの諸島に対し武力攻撃が発生し、又は武力攻撃の脅威がある場合には、兩國はもちろん相互協力及び安全保障条約第四条の規定に基づいて緊密に協力を進め、武力攻撃が発生する場合には、日本國政府は同政府が島民の福祉のために執ることのできる措置を合衆國とともに検討する意圖を有する。

合衆國全權委員 これらの諸島に対する武力攻撃が発生した場合には、合衆國政府は日本國政府と直ちに協議し、またこれらの諸島の防衛のため必要な措置を執り、かつ島民の福祉を確保するために力を尽くす意圖を有する。

この議事録は沖縄の地位の問題が条約交渉の過程において討議の対象とされなかつたことを明らかにしておる。甚だ残念である。それから武力攻撃の脅威が発生した場合、日米双方は島民福祉のため直ちに協議することに合意しておるもの、この福祉にはこれらの諸島の防衛面は含まれないものとみられている。



それは事の経過やこの合意が安保条約第四条に基くものであることなどから一応左様な解釈が生まれるものと思われ、それ故防衛面を含めるとすれば合意解釈その他の改正が必要ということになるが、しかし解釈なるものは時と共に流動するもので、福祉を防衛の面まで拡張解釈することは必ずしも不可能ではないかもしれぬ。

一億同胞に訴える

佐藤総理は先に議会での防衛論争に際し「沖縄が攻撃された場合、われわれがこれを見逃さずというか。われわれの潜在主権のある沖縄の住民が同胞であるという立場からただ腕を拱いている、経済協力だけでよいという生やさしいものではない。だから米軍が第一次的に守るにしても、われわれも沖縄同胞のため、日本人として防衛の任に当るといふことは考えられる。それは米軍にわれわれが協賛する、これは協賛なしに日本なのだからというところで飛び出すわけにはいかな。しかし希望を述べれば必ず米軍も希望を容れてくれると思う。また容れさせるつもりである。それはやはり日本人らしいことであると思ふ。そういう場合その結果日本が戦争にまき込まれるということになるのではないか。そういう事態を心配されるようだが、同時にまた沖縄が軍事基地であるということ、これが戦争抑止力になっていることも考えてもらわなければならない。」と強調された。

日米協力方式

私は所謂日米協力方式の提唱者としてこれが着実に発展しつつあることを人一倍喜んでゐる。一九六〇年迄は日本政府からの琉球政府に対する財政、技術援助は皆無であつて、これは施政権を有たないということと米軍に対する遺憾もあつたであろう。私は主席に就任するや本土に乗り込み、実親と里親の協力方を訴え、そして、日米琉三者の懇話会を提案しその結果一九六一年六月の池田・ケネディ共同声明から一九六二年三月のケネディ新政策へと発展し、沖縄住民の福祉、経済発展など一般施政面に対する、日米協力体制が確立され、これに関する日米協賛会や日米琉技術委員会の設置をみるに至つた。(一九六六年五月発行外交時報拙稿参照)しかし肝心の沖縄の防衛面については協力体制が欠けておる。極め



て跛行的である。もっとも安保条約が生れ、及びその改定のあつたときは、未だ日米協力方式が出来ておらなかつたからやむを得ないことであつたとしても、既に一般施政面に於てはこれが確立された以上いま一つ最も基本的な民族の興亡に關する防衛面にもこの方式が樹立せらるべきではあるまいか。

私共沖縄の住民は去る安保条約改定の時も本土との一体化を主張した。繰り返していうが、基本的に必要なことは自分の領土は自分で守るといふ祖国防衛意識である。自分の同胞を、また国土をいつ迄も他人まかせでいいであらうか。誇り高き民族のとるべき態度ではあるまい。

一九七〇年六月に現行安保条約は期限が満了する。改定、延長その他いろいろの論議が戦わされるであろうが、私はこの機を逸しては沖縄の施政権返還はその早期解決が困難だと思ふ。祖国政府は又一億同胞はこの機会を積極的にとらえ、自分自身の問題として又国家及び民族の重要課題として真剣に取り上げてもらいたい。以上述べたような考慮の上に立つ場合日米相互の理解と信頼は必ずや問題の解決に大きな前進をみせるであらうことを信ずる。

委員会の設置

そこで最後に要望したい。安保条約満期の機会をとらえ、沖縄の施政権返還の実現を期するため政府部内に委員会を設け本格的に取り組んで貰いたい。現地沖縄側にも事を推進するための適切な措置を望んでやまない。双方ともいつまでも復讐決議の繰り返しだけではあるまい。もうこのころで問題を具体的に煮つめることである。

(一九六七・一・五稿)



沖繩問題解決の方向と 教育権返還の諸問題

項目

判らない佐藤首相の真意
施政権にはさわらぬというの
限界に来つつある沖繩
問題解決へのスケジュール
教育権返還の方策と手順
政府の責任と国民運動の課題

末次 一郎

(日本経済新聞)

一昨年の夏、戦後、首相としてはじめて沖繩を訪問した佐藤首相は、現地に於ける歓迎会のあいさつの中で、「沖繩の祖国復帰が実現しない限り、戦後は終らない」と述べ、沖繩同胞に非常に深い感銘を与えたものであった。

さらに、帰国後の佐藤首相は関係協議会を開いて沖繩の法的地位に関する見解を明らかにし、今後の沖繩対策に積極的なとりくみをすすめる姿勢を示した。結局、その後大して積極的な施策がすすめられたとは云いにくい、しかし、こうした動きの余勢として、昭和四十一年度の沖繩援助が、前年度の二十八億から、一挙に五十八億に増えたことは大きな成果であった。

判らない佐藤首相の真意

昨年八月十九日、就任間もなく沖繩を訪問した森事務局長は、ワトソン高等弁務官との会見で、教育権の分離返還という主張を大きく打出した。もちろん、これに対するワトソン氏の反応は頗る微妙であったが、帰国後の森氏は佐藤首相にこれを報告した。首相は、機能制分離返還という建前で教育権返還をすすめることを政府の方針として了承したと、当時の新聞はこれを報じた。

さらに森長官は、教育権返還問題を検討する長官の諮問機関として、大浜信泉、横田喜三郎、茅誠司、森戸辰男氏ら十名による「沖繩問題懇談会」を設けることとし、九月一日その第一回会合を開いた。この第一回懇談会では、法的にみて教育権の分離返還が可能であるかという基本問題が討議されたが、安保条約、日本国憲法などの立場を考慮しても、それは可能であるとの結論が出された。

以来、この懇談会は回を重ね、教育権返還に伴う諸問題について、いろいろの角度から入念な検討がすすめられた。

懇談会の審議がすすむにつれて、現地沖繩における各方面の議論も次第に昂ってきたが、教職員会をはじめ、その実現をのぞむ声が強まっていったことは当然のことであろう。

しかし、これらの動きに対するアメリカ側の態度は依然として固く、十一月八日には、アンガー高等弁務官が、さらに翌九日には新任のジョンソン大使が初の記者会見で、「沖繩の教育権返還は極めて困難」と語っている。

これは、かつてライシャワー前大使や、ワトソン前高等弁務官が「分離返還は不可能だ」と表明していたのに比べると、「極めて困難」というように微妙に変化しているが、しかし当時の新聞論調は、教育権返還についての悲観的見解を立てるものが多かった。さらに、かねてから消極的態度に終始してきたわが外務省も、懇談会などにおいて大いにこの困難性を強調していた。

アメリカや外務省筋のこのような見解に影響されたかどうかはともかくとして、総選挙中の一月十九日、大津における記者会見で佐藤首相が行なった沖繩に関する発言は、各方面に大きな衝撃を与えた。発言の趣旨は、「沖繩の施政権返還の問題は、教育権だけの分離返還より、一括施政権の返還が望ましい。今後、沖繩への日本政府からの援助を大幅に増額し、住民の福祉向上に努力していく」

というものであったが、これは、明らかに教育権返還という問題に水を差すもので、審議をつづけてきた懇談会を大いに怒らせたことはいうまでもない。現地沖繩においても、かねて日本政府の施政権返還に関するとりくみが消極的であることが知られているだけに、首相の真意を測り兼ねる空気が強まってきた。

このような、予想以上の反応におどろいた佐藤首相は、総選挙終了直後の三十一日、沖繩問題懇談会の大浜議長を官邸に招き、

「政府の沖繩政策の目標は、あくまでも施政権の全面返還である。ところが、教育権の分離返還ばかりが論議されるので、自分としてはかねがねどうかと思っていた。それが不用意に私の口から出たもので、その結果誤解を招き、関係方面に迷惑をかけた。私の真意は、全面返還が早急に実現することがむづかしい以上、できることから手をつけていく方針である」(二月一日、朝日)

と釈明している。そして、教育権返還を論議する懇談会の作業は予定どおりすすめること、その答申をまっとうな措置をとるかを検討する、さらに、懇談会はその後発展させて、問題全般の検討ができるように考慮するという諸点を確認している。ここでの首相の態度は、かなり積極的である。

ところが、二月九日、三木外相ら外務省首脳を招いた佐藤首相は、当面の外交方針を協議した。ここでは、もちろん沖繩問題もとり上げられているが、それによると、

「安全保障問題との関連を考慮に入れながら全面返還の交渉をつづける」とも、民生の向上のため可能な措置を促進し、格差の是正をはかる。教育権返還は、大浜懇談会の答申をまっとう、より広い観点から改めて諮問機関を設けて検討する」(二月十日、読売)

一見もっともらしく見えるが、よく吟味すると、さきの佐藤・大浜会談のときに比べると、教育権問題については、かなり後退していると云わざるを得ない。われわれが、首相の真意が一体那辺にあるのかと疑わざるを得ぬ所以である。

施政権にはさわらぬというのか

以上いささかどすきるくらいに書いたが、佐藤首相を中心とした政府の沖繩問題へのとりくみは、このようにまことに漠然としていることを指摘せざるを得ない。

とくに佐藤首相は、例の大津発言の中で、「教育権返還は観念的」だから、「一括施政権の返還が望ましい」と云っているが、理解しにくい考え方である。

というのは、そもそもこの教育権返還という発想は、もちろんこれだけを目ざしているものではない。あくまでも全面的解決を目ざしながら、直

ちに全面的な解決を期することはできないので、できることからやっ
ていこうという考えから出たものである。

それには援助を強化して沖縄の経済発展や民生の安定を期したり、沖縄
の自治権を次第に拡張していきなりすること共に、できるところから施政
権も返還せよというので、後に述べるような理由から、最初に教育権
の問題をとり上げた。しかも今日までに、これを表現するための細かい手
順とか、その際に生じてくる様々な問題について、実に丹念な検討が行な
われてきている。

従って、簡単にはできそうもない一括返還を口にするだけならこれこそ
が観念的で、むしろ目下これほど論議されてきている教育権こそが、より
具体的である。

それにもかかわらず、このような議論が、しかも首相によって行なわれ
たというのには如何にも残念なことであるがわれわれは何故こうなるかとい
うことを考えねばならない。

それは端的に云えば、沖縄問題を解決していくための手順が確立されて
いないからである。佐藤首相にも、政府にも、確たる方針がないからだと
考えられる。

政府の沖縄問題へのとりくみというものは、もちろん時とともに変わっ
ていく。

今から十年ほど前までは、わが政府の沖縄政策にはほとんど見るべきも
のはなかったのであるが、鳩山内閣によって日ソ国交の回復や国連加盟が
実現してくると、沖縄問題が大きく浮び上ってきた。

昭和三十三年二月アメリカを訪問した岸首相は、安保条約改訂の問題と
共に、沖縄問題をとり上げてアイゼンハワー大統領と会談したが、沖縄問
題が日米首脳の間でとり上げられたのは、これがはじめてであった。

この会談で、岸首相は、施政権の全面返還が直ちにできないのならその
一部だけでも返還すること、さらに返還の時期を明らかにすることなどを
求めたのであったが、アメリカ側は何れもこれをとり上げなかった。

しかし、この会談では日米関係の新時代が到来したとわられたが、沖

縄については、日本の潜在権を再確認しつつ、アメリカ側が「住民の福
祉を増進し、ならびにその経済的および文化的向上を促進する政策を継続
すべき旨」(岸・アイク共同声明)を約束したにとどまったのである。

さらに、昭和三十六年一月には、池田首相が渡米してケネディ大統領
と会談し、ここでも沖縄問題をとり上げたが、その共同声明では

「大統領は、米國が琉球住民の安寧と福祉を増進するため一層の努力を
払う旨発言し、さらにこの努力に對する日本の努力を歓迎する旨を述べ
た。総理大臣は、日本がこの目的のため米國と引つづき協力する旨を確言
した」

これでも明らかであるように、岸内閣当時の「日米新時代」というの
は、さらにすすんで、いわゆる「日米パートナーシップ」と呼ばれる段階
に入ったといえようが、これにより、日本政府による対沖縄経済援助が正
式に認められたのである。

しかし、基地問題や施政権問題については、アメリカ側が到底うけ入れ
そうにもないという認識が基本にしっかり植えつけられ、従って、できる
ことからやっつけていくという方向、当時「積み重ね方式」と呼ばれる方向が
出てきたというわけである。

昭和三十七年三月のケネディ声明は、大統領行政命令に五つの改正を加
えるとともに、「私は、琉球諸島が日本本土の一部であることを認めるも
ので、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島を日本国の完全な主権の
もとへ復帰せしめることを許す日を待望している」とし、さらに「日本の
施政下に復帰することになる場合の困難をもっとも少なくするため」と
して、沖縄に対する米援助を規定したブライズ法の改正をはじめ、六つの
措置をとることを約束している。

ここに約束されたことは、考え方としては今までのなく前進的なもので
あったが、当時のキャラウェイ高等弁務官はこれの履行についてはさほ
ど熱心ではなかったし、ケネディ大統領の突然の死によって、それ以後は
いささか迫力を欠くものとなったことは否定できない。

細の自治権も僅かながらとはいえ拡大し、本土との関係もたしかに一体化
の方向にすすんできている。

しかしながら、戦争が終って既に二十三年目であるというのに、依然と
して施政権の権限はアメリカ側にあり、しかも、ベトナム戦争の影響をうけ
て基地の動きは仲々慌だしい。人々の生活は依然として異常の中にあると
いわねばならない。そしてその負担は、単に経済援助の強化というよう
な措置だけで償われようものではない。

最近の教育二法をめぐる大衆動員による抗議の動きは、たとえ一部革命
主義者たちの煽動もあったとは云え、その原動力をなしたものは、何とい
っても沖縄同胞の現状に対する憤りの表現とみるべきであろう。

従って、今後さらに為すところなく本土政府が空しい日を過すというこ
とになれば、沖縄における反政府的勢力は、さらに拡がっていくことであ
らう。現にその徴候が大いに現われているが、その挙句の果てには、アメ
リカがその基地を使うことさえ困難になっていくことを案ぜざるを得な
い。

ある日本人新聞記者が、長年駐在したワシントンに離れて帰国すると
き、アメリカの高官たちに向って、日米関係でもっとも重要な問題は何
か?と質したとき、四人は言下に「沖縄」と答え、他の一人だけが「沖
縄と日米安保条約」と答えたというが、たしかに、沖縄問題の重要性はき
を誤つたら、日米の友好関係に重大な支障を来すであろうことは云うま
でもあるまい。

それには、どうしても援助の強化、自治権の拡大及び本土政府の行政参
加という当面の努力だけでは不十分で、これと併行して、どうしても施政
権返還の問題にまで踏みこむということが必要である。

もちろん、沖縄問題の完全なる解決というものは、全面的な返還をなしと
げることである。

そのときには、沖縄は完全に日本の一部となり、憲法の適用の下に、
「沖縄県」として本土の各都道府県と全く同じ地位につくこととなる。も
ちろん、いろいろの分野に拡がっている本土との格差は是正され、沖縄同

かくして一昨年一月の佐藤・ジョンソン会談となるのであるが、ここで
も問題はさして前進しなかった。結局は今までと同じように、今日の極東
情勢からみて沖縄基地が重要であることを確認した上で、日本側の返還を
希望する意志表示に対し、アメリカ側が、沖縄を還せる日を待望している
という旨を述べたに過ぎない。

ただ共同声明の終りに、今まではもっぱら沖縄への経済援助の問題を協
議してきた日米協議委員会が、「今後は沖縄に対する経済援助問題にとど
まらず、引つづき沖縄住民の福祉の向上を図るために、両国が協力しうる
他の問題についても協議しうるよう、同委員会の機能を拡大することに原
則的に意見の一致をみた」と述べた点が、今までに比べての前進である。

しかし実際には、双方の努力不足もあって、日米協定のとり上げてきた
内容は、実は従前と大して変わっていないというわけではない。

それだけに、わが政府は沖縄の将来について、果してどんな方法で問題
解決の方向を見出そうとしているのか、われわれには理解できない。

われわれに判るのは、内心はともかくとして、援助を強化して沖縄の水
準を高めた、アメリカが委譲する沖縄の自治権は頂くが、さらにすすん
で施政権の問題などにまでふれることはしない。それはアメリカが厭がっ
ているからであるが、そのうち、機会がくるだろう——いわばこんな程度
の考え方ではないかということである。

限界に来つつある沖縄

問題は、沖縄問題を解決すべき政府の姿勢が、何時までもこのようにな
とであって良いかということであり、また、それしかできないものだろう
かということであるが、われわれは、そのような姿勢はもはや限界に来て
いると考えるし、また日本側が本気になって問題の解決にとりくむなら
ば、必ず解決の道が開かれていくと信じている。

前にもふれたように、最近の数年間には対沖縄援助が急速に強化され、沖

胞の生活も全く本土と同じ状態にならねばならない。そう言ったときは、沖縄の基地はもちろん現在のようアメリカ軍の基地ではなく、本土における他の基地と同じ位置づけとなるのは当然である。その時点における情勢がなほ基地を必要とするなら、当然わが自衛隊が配置されることになるべきだし、さらに必要があれば、一部アメリカ軍が駐留することも当然有り得るであろう。

しかしこの最終目標に辿りつく前には、為さねばならぬことが頗る多い。前述したように、二十余年間にわたる異状の継続によって生じた本土との格差を是正したり、沖縄と本土との一体化を推進することも、もちろんそうである。

しかしそれと同時に、全面解決を目ざしてアメリカ側を説得するために必要な準備を積極的に行うことも必要であり、また、国民世論を強力に結集して、アメリカに迫るといふことも必要である。

そして、国民の世論を強力に結集するためには、政府が今日のような消極的な姿勢を一擲し、すんで解決のための手順、すなわちスケジュールを明らかにする必要がある。

これが用意されていないからこそ、首相の態度が首尾一貫せず、また、各方面の議論がいきおい観念的となり、復讐運動が時として計画性のない空騒ぎとなって終うし、世論の結果が阻害されることとなるのである。

問題解決へのスケジュール

その意味で、われわれは沖縄問題の最終解決までの手順をおよそ次のように考えている。

- (1) 沖縄の法的地位の明確化を図る
- (2) 格差是正を目ざす援助の強化
- (3) 自治権拡大と本土政府による行政協力の強化
- (4) 施政権の機能的分離返還の推進

われわれはこの点を正確に追求する必要がある。そして、沖縄がアメリカの統治の下におかれている根拠を再吟味し、同時に日本本土の一部であるという法的地位を、ここで改めて明らかにする必要がある。

それによって、国籍問題、国旗の掲揚、渡航の自由というような諸問題に対して、抜本的な解決を図っていかねばならぬのである。

(2) 格差是正を目ざす援助の強化

過日決定をみた昭和四十二年度政府予算案では一〇三億の沖縄援助費が認められ、これはつづいて行われた日米協議委員会において合意された。

これは、今年四月から、アメリカの予算年度に合せて明年六月までのものとしてあるから、今年度の五八億に比べて倍増したとはいえないが、しかしとにかく一〇〇億台に上ることができた。これにより、沖縄経済の復興と同胞の民生安定に大きな寄与をすることになる。

しかしながら、決してこれで充分だといふものではない。本土における類似県に対し、平衡交付金その他で国が流しているものに比べると、三分の一でしかない。しかも、近年著しく向上してきているとはいえないが、戦争によって徹底的に叩きのめされた沖縄の経済や生活水準は、本土に比べてなおかなりの格差が残っている。従って、産業、経済、教育、文化、福祉その他の全般にわたって、この援助はさらに一段と強化される必要がある。

もちろん、援助の内容とその実施要領については必要度、効率、消化力などを考慮して十分に検討されねばならないが、場当たりではなく、常に個々の計画における長期的な計画性と、その総合性が十分に考慮されねばならない。

とくに、この援助を通じて、行政、経済、社会などの各方面にわたって、常に本土との一体化が工夫されねばならぬことはいうまでもない。

(3) 自治権拡大と本土政府による行政協力の強化

ケネディ声明では、当面の措置として上げられた六項目の第五に、「行政機能を琉球

- (5) 基地を分離した施政権の全面的返還の実現
- (6) 全面的解決

(1) 沖縄の法的地位の明確化

沖縄の位置づけを規定したものは、講和条約第三条である。「米国を唯一の施政権者とする信託統治制度のもとにおくこととする関連に対する米国の如何なる提案にも同意する。このような提案が行われ、かつ可決されるまで、米国は沖縄領域、住民に対し、行政、立法、司法上の権利を行使する権利を有する」というのがそれである。

この条文によると、アメリカの沖縄に対する施政権は、信託統治に關する提案と可決とが前提となつていふことは明瞭である。たしかに、アメリカはある時期においてこのような考え方をしていたし、潜在主権——学者によってこの解釈は区々であるが、領土の最終処分権のことをいうとしたのが略々定説となつてい——が日本にあるとしてきた。

ところが、昭和三十七年三月十九日のケネディ声明では、沖縄は「日本本土の一部」であり、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島を日本国の完全な主権のもとに復帰せしめることを許す日を待望している」と述べている。しかも当面の六つの措置をとる理由として、「日本の施政下に復帰することになる場合の困難をもっとも少なくするため」と説明している。

ここでもっともハッキリしていることは、アメリカは、講和条約第三条に規定してある信託統治をやる意志をもっていないということである。このことは実はまことに重大なことであつて、アメリカの沖縄統治の前提となつていふ権利を放棄したのである。その意味で、条約第三条は、形式的には生きていっているにしても実質的には死文化したことを意味していることになろう。

それを裏書きして、アメリカは最近沖縄統治の根拠としてこの条文をもち出すことをしなくなった。もっぱら極東情勢のせいにしていっているのである。政府に委譲するための継続的な検討」ということが挙げられており、沖縄の自治拡大についての積極的姿勢を示している。しかし当時のキャラウェイ高等弁務官は、この問題に決して積極的な努力をしなかつた。そればかりか、むしろこれに逆行するようなことをさえ、屢々行った。

後任のワトソン高等弁務官は、キャラウェイ氏に対する各方面の強い非難のあとに赴任したこともあつて、その態度は意識的に柔軟さを見せるとともに布告、布告の廃止などに積極的な努力を見せ、さらに現アンガ高等弁務官もこの方針を引いている。

しかし、軍事上必要な最少限の事項を除いて、さらに広範にその権限は琉球政府及び日本政府に対して委譲されるべきである。

とくに主なるものとして上げられるのは

- a、不必要に大きい沖縄のアメリカ政府を思いきって縮小すること
- b、布告、布告は速かにこれを廃止必要なものについては、民立法に切り換えること
- c、琉球政府主席を、住民の直接投票によって選出できるように、つまり主席公選を速かに実現すること
- d、さきに裁判権移送問題で混乱があつたが、琉球政府の裁判権を確立すること
- e、沖縄の代表が、本土の国政に参加できるように道をひらくこと

もちろん、これらのことを実現するためには、これに耐えうる琉球政府の行政能力を高めるための各種努力が必要である。また、本土と沖縄との人事交流ができるようにして沖縄への協力体制を整え、さらには、本土政府が直接行政に協力できる方途を強く推進する必要がある。

(4) 施政権の機能的分離返還

前にもふれたように、沖縄問題解決の目標はいうまでもなく全面的返還の表現であるが、その過程においては、可能なあらゆる方途を講じなくては

ならない。

今日の国際情勢、とくに極東の情勢下にあつては、アメリカが沖縄の基地を手放す可能性は全くないし、また、わが国の防衛力の現状では、わが安全保障のためにも米軍は必要である。従つて、今すぐに基地に手をつけることはできないが、だからと云つて政府のように手を拱いておいておけない。従つて、軍事に關係の少ない部分から、積極的に施政権の一部でも返還させるという努力が必要である。

この場合二つの考え方があつた。その一つは地域的分離返還論であるが、これは、軍事基地に關係のない島々を返還させようという考え方で、他の一つは、施政権の機能を分割して返還させようという考え方で、われわれはこれを機能別返還論と呼んでゐる。

地域別という問題は、さきに奄美大島の例もあつて比較的やり易い方法だと考えられてこれを主張する人もあつた。がしかし、沖縄でもっとも問題とするのは沖縄本島であつて、人口の大部分がこの島に住んでゐる。従つて、この島に手がつけられないといふのであつては、これではほとんど意味がない、といふことになる。

そこで考えられるのが機能別返還論である。これは、例えば戸籍業務であるとか、あるいは後に述べる教育権とか、さらに社会福祉業務などを、それぞれ区分して不能なものから逐次日本政府に返還させようという構想であるが、部分的には既に実現してゐる。

例えば、旅券である。従来、沖縄同胞が外国に旅行する場合は、高等弁務官によって旅券が発給されてゐたが、国籍としては琉球人といふことになつてゐたが、今度は日本政府外務大臣が発行することになり、その事務は、日本政府の出先機関たる那覇の南方連絡事務所で行われることになつた。当然国籍は日本人であり、外国を旅行中の保護等に関する責任は日本政府が負ふこととなるのである。

このような形でも、いわゆる施政権の内容たる機能を、可能なものから返還させようといふものであり、教育権返還といふ構想は、もちろんその一つである。

に、アメリカ側としてはうけとめ易いといふことになる。充分に検討されねばならない点である。

もちろん、右の何れの場合においても、基地は現状のままにしておき、これに対しては何ら触れないかといふと、そういうわけにはいまい。日本の立場からみて、必要最少限度に再編縮小、あるいは部分的な移転などについての検討が必要である。

この場合、検討すべき前提的課題が三つある。その第一は、沖縄基地の性格である。簡単にふり返つてみると、戦争が終つたときは何処にもある勝者の軍事占領であつたが、同時に対日監視基地でもあつた。やがて米・ソの対立が表立つてくると、沖縄の米軍勢力は大體をにらみ始めるが、中共が政府を樹てると同時に、ハッキリとアジアの共産主義に対する基地としての性格を現わした。やがてベトナム戦に本格的介入をするに及んで次第にまたその性格を変え、今日では明確にベトナムへの後方基地として、兵站、補給の役割を果してゐる。このように、沖縄基地の性格は幾たびか変つた。さて、これは今後どう変わるかといふ問題である。

第二の問題といふのは、アメリカの戦略体系の中における沖縄基地の位置づけであるが、これも大きく変つてきてゐる。とくに核兵器がこの場合の焦点であるが、ある時期における沖縄基地は、核基地としてかなりの比重をもつていたと考えられる。そして今日も、沖縄には核が配置されてゐる。

しかし、原子力潜水艦の多量な完成は、沖縄の核基地としての必要度を著しく弱めてしまつた。動かない、沈まないこの基地は核戦略体系の中でさほどの役割をしなくなつてきたと考えられる。この考え方は正しいか、また、将来はどうなるかといふ問題である。

第三は、仲々むづかしいことであるが、極東の情勢が安泰となつて米軍の駐留を必要としない時期の見透し、あるいは、わが国の防衛力が拡充されて、米軍とつて代れるときの見透しの問題である。この見透しが簡単につくと思われないが、比較的近い時期だとみるなら

(5) 基地を除く施政権の全面返還

右のような、施政権の部分的返還をつみ上げた結果として、軍事基地を除くすべての施政権が全面的に返還されるという図式である。もちろん、できうるのなら何も態々施政権をこま切れにしてはじめるから一括して片づけたいことはいふまでもない。しかし、長過ぎたアメリカの施政はまことに複雑に沖縄を抑えており、仲々簡単にはいきにくいといふ事情を考慮したり、一括ということになると仲々アメリカが応じないだろうといふような考慮から、右に述べたような機能の分割返還といふ構想が生れたものであつて、目ざすところは、いふまでもなく全面返還である。

しかし、この場合でも基地だけはアメリカに使わせるという立場をとつてゐる。その理由は、前にも述べたのでここに再び繰り返さないが、現実的に可能な解決を求めると、当然のことである。

但し、この場合における基地の取扱いに二つの方式がある。即ち、施政権の全面返還といふときに、手続上からみて、基地を含む沖縄のすべてを一応返還させた上、基地についてのみ、特別協定を結んで日本がアメリカに貸与するといふ考え方があつた。

これに対して、基地についてはアメリカが現に確保してゐる権限を留保したまま、その他の施政権だけを一括して返還するといふやり方である。この二つの考え方のどちらをとるか考へると、われわれの立場からみれば当然前者であるが、しかし、これについてはおそろしくアメリカ側が応じないであろう。そのもっとも重要なポイントは一括返還の後に基地の貸与といふことになる。現論的にはその貸与されてゐる基地区域に對しても、当然わが国の憲法が及ぶことになり、早速、核基地たりうるかとか、ベトナム基地たりうるかなどの論議を呼ぶことになり、それはこの基地を非常に不安定なものとし、また、使いくいものとするからである。

それに対して後者の場合には、ともかく現有の権限がアメリカに確保されたまま、即ち原権がアメリカに残つたまま、施政権が返還されることになるわけだから、われわれの立場から云へば逆にならぬものとなる代り

現在の基地を軸として縮小再編成を考へざるを得まいし、もしも非常に長いと見るなら、住民との接觸度の高い現在のような状況では、少しづらいついてみる、いろいろのトラブルが増える一方とならう。従つてその場合にも、金がかかるとしても、主力基地を例へば西表(いりおもて)島に思ひきつて移すといふようなことさえ、真剣に考へねばならぬからである。われわれは、アメリカが極く近い将来沖縄の基地を去る可能性が全くないことを知つてゐる。だから基地を使用させつつ、しかし施政権は返還させねばならぬと考へるのである。もしもそこまで踏みこんでいかなければ、沖縄の同胞が承知しないからである。

同時にまた、アメリカの基地使用を認めるからと云つて、今までのわが政府のように、基地には全くさわらないといふことは、遠からず大きな問題を惹き起すことになるのは必至である。だからこそ、今からとくりんていかなばならぬのである。

教育権返還の方策と手順

以上、われわれは沖縄問題解決の手順について述べたが、最近問題とされてきた教育権返還は、手順の一過程として考へられる大きな課題である。首相は最近気のり薄の感であるが、しかしわれわれは依然として、沖縄問題を大きく解決の方向にすすめる当面の手がかりとして評価して、政府はさらに積極的に努力すべきものと信じてゐる。以下この点についてその要点をとり上げてみたい。

(1) 教育権返還の目標と意義

教育権の返還とは一体何かといふ疑問があるが、一口に云うと、沖縄の教育(学校教育及び社会教育)に関するすべての権限を日本政府に返還させ、沖縄における教育が、本土と全く同じ法律的基础の上に、しかも日本政府の責任において行われるようにすることである。

この場合、何故最初に教育権の問題がとり上げられたかというところが問題であるが、それには四つの理由がある。
第一は、沖縄と本土との行政協力がもつとも早くから行われ、しかも今日もつとも深いものが、この教育界だからである。既に沖縄の教育は本土の教科書によって、しかも殆んど本土に準じて行われている。そして、今年度の対沖縄援助五八億のうち、半額以上の約三十億は実に教育に使われているのである。

第二は、施政権の一括返還が可能ならばともかく、それが困難だからとして分割しようとする場合、その分離のもつとも容易なものは、いうまでもなく教育である。戦後の教育行政は、教育委員会制となつて、一般行政と区分されているが、これは沖縄でも同じであつて、それだけに分離し易い。

第三は、教育そのものは基地と直接関係なく、アメリカの基地維持の方針と抵触するところもほとんどない。

第四は、教育の重要性と国民心理の関係である。いうまでもなく教育は未来の国民を育てるという重要な役割を果すものである。それだけに、教育権が返還されたときの本国及び沖縄の喜びは大きいであろう。この点は非常に大事な点であり、従つてこれはまた、沖縄問題を解決していくための、大きな基礎となるものだからである。

(2)教育権返還の具体策

それでは具体的にどうするか、ということが問題である。これについては、今日なお沖縄問題懇談会(大浜信泉座長)がつづけられ、かなり専門的な検討がすすめられている。何れ五月にはその答申がまとめられるというところであるが、如何にわれわれの考えを述べておこう。

(1) 日米協定の締結

あとにも述べるような日本側の具体策を中心に、日米間の交流が行われたら、まずその合意が必要であり、それは日米の協定という形をとるであろう。その協定には、教育権の権限内容や範囲の問題をはじめ、返還の手順、一般行政、財政との関係とか、今後の日米協定の在り方など

まで含まれることとなる。

但しこの場合、日本側がとくに留意せねばならぬことは、教育権につづく他の施政権返還を困難にしたり、あるいは、沖縄の軍事基地を将来にわたつて固定化するようなとり決めをしてはならぬことである。

但し、基地の確保とその保障については、アメリカ側に対する相当な謝罪が必要となつてくる。

(2) 関係諸法規を適用するための立法措置

本土における教育関係法規というのはかなりの数に上るが、これを沖縄に適用できるようにするためには、特例を定める立法措置が必要となつてくる。

当然のこととして、必要な詔書の規定や、あるいは移行のための経過措置、それに、沖縄の特殊事情を考慮した特例措置についての規定が必要である。

もちろん、本土と沖縄との一体化が目標であるから、特例措置とはいつても、それは移行のための経過措置として工夫されるべきである。

(3) 教育行政と学校制度の改革

もちろんこれもすべて本土並みにしていかなばならぬので、本土の各都道府県と同じように、教育委員会が設けられるが、これは現在の中共和教委を少し改編すればよい。但し現在琉球政府内にある文教局は、恐らく教育委員会の事務局となることであろう。

当然市町村にも教育委員会が設けられるが、現在の教育区単位を切換える必要がある。教育委員は、沖縄の事情では直ちに任命制にするのはむずかしい。せめて主席の公選が実現するまでは、教育委員も公選によるべきであろう。

琉球大学は必要な手順を経て本土の国立大学と同じになり、高等学校は琉球政府立、小・中学校は市町村立となつて、その取扱いは、本土の公立学校と同じにある。

(4) 教育公務員に関する諸問題

琉球大学の教職員はもちろん国家公務員となるが、給与は本土の国立

政府の責任と国民運動の課題

われわれは、およそ右のようにして当面の教育権の返還を実現し、さらにすんで根本的な解決に迫っていくべきものと考へているが、そのためには、佐藤首相以下の政府が、まず重大な決意を固めねばならない。さらには、そのための国民世論の力強い結果が必要であり、官民相呼応してアメリカへの効果的な働きかけをすすめていかなばならぬと信じている。そのために、さし当つて考へべき主要な問題としては、次のようなことがある。

(1) 当面の教育権返還について

(1) もっとも肝要なのは政府の態度である。徒らにアメリカの色をうかがうのではなく、毅然として問題解決の決意を固めその姿勢を正すべきである。

そのために、近く沖縄問題懇談会の答申がまとめられたなら、これにもとづいて速かに対米交渉の方途を講ずべきである。もちろん、アメリカ側が簡単に承諾するものではないのだから、一方沖縄現地との関係を緊密にし、また、国民世論への適切な呼びかけによってこれを強く結果し力強く、且つ執着した働きかけが必要である。

(2) 民間においても、これと呼応して世論の啓蒙と結果を固らねばならぬ。そのためにわれわれが関係している沖縄問題解決促進協議会では、既に各種の活動をはじめているが、これらはさらに拡大し、強化されねばならない。

また、政府による対米交渉がいわれる前に、民間によるアメリカ各方面に対する工作を効果的にすすめることは、とくに必要である。この狙いから、南方同胞援助会では、大浜会長と私とをこの三月下旬からアメリカに派遣するが、国会議員団による、とくにアメリカ議会に対する働きかけなども考慮される必要がある。

—沖縄問題解決の方向と教育権返還の諸問題—

大学に準ずる。また、高校教職員は琉球政府の公務員、さらに小・中学校の場合は市町村の地方公務員で、それらの給与は本土政府と琉球政府とで負担することになる。この場合、沖縄の実情に鑑み、本土の各府県に比べて国の負担率が割高となるのは当然であろう。

(5) 教育財政に関する取扱い

教育権が返還されることになると、沖縄の教育に要する財政支出は、当然本土政府の教育予算に一括計上されることになり、従つて、本土政府の沖縄に対して行う援助からは切り離されることになる。従つてこれは、普通の援助のように、日米協議委員会の問題ではなく、本土政府は、普通の学校校舎や教育に関する諸設備は、本土に比べて非常におくれている。この格差は、当然本土政府が措置すべきものであるから、財政上特別に考慮せねばならない。

(6) 日本政府の優先機関

教育権返還がこのような形で実現すると、教育に関する行政事務は著しく増大してくる。従つて政府としては、那覇にある日本政府南方連絡事務所の教育関係部門を相当大に強化してスタッフを配置し、各種の指導や連絡などに当らせる必要がある。

(7) 爾後の日米協議

以上のような手順をもつて教育権が返還されていく過程においても、なおアメリカ側の権限下にある一般行政との関係を調整するなど、日米協議の必要が生じてくる場合が考えられるが、そのための協議組織を設けておく必要がある。

(2) 問題の基本的解決のために

当面の教育権問題に対すとりくみと併行して、よい基本的な解決を目的とする努力が必要であることはいうまでもない。そのために

- (1) 政府はとくに次の諸点について積極的な努力を払うべきである。
 - a 沖縄問題懇談会が教育権に関する答申を終えたときには、これを基礎として政綱強化された新諮問機関を設け、全般的解決のための問題検討に入るべきである。
 - b この場合、この機関は総務長官ではなく、総理大臣に付属させねばならない。
 - c 問題が広範に及ぶのであるから、委員の構成はそれに相応して構成されねばならぬが、民間の有力者を大いに起用すべきである。
 - d さらに専門的な問題の検討のために、専門委員会を設ける必要がある。とくに軍事基地の問題については、前にも述べたように、わが方から積極的に再編案を提示する心構えで、軍事専門家等の参加を得ることとし、積極的な検討をすすむべきである。
 - e これらの問題をより積極的にすすめるために、総理府及び外務省には、相当程度の担当官を配置し、常時の活動ができるようにすべきである。
 - f 昭和四十五年の日米安保条約再検討機は、沖縄問題を大きく前進させる好機である。
 - g 日米安保条約がどんな形にしろ継続する場合、もはや今までのように沖縄を防衛区域から除外しておくわけにはいまいが、区域内に入れるとすれば、そこにまた新しい問題が出てくる。細心の検討が必要となるところである。
 - h このような諸検討を通して、政府は、日本側の考える問題解決へのスケジュールを、できるだけ速かに国民の前に明らかにすべきである。

アメリカに対しても大きな刺激を与えることができるからである。国会に、沖縄問題を中心としてとり上げる特別委員会が設けられることになったのは、重要なことである。

- (2) ここで、各政党が今までの国会審議と同じように、単に党略的立場から、あるいは党の宣伝のために沖縄問題を食いのにするようなことをやったら、問題の解決はますますのびることになる。従ってわれわれとしては、既に衆、参両院に対し、また各党に対して申入れしているところであるが、今までのようなひな壇式によって政府いぢめをやる方法をやめて、かつて、外務委員会で一度試みたことのある円卓方式をとるべきだと考えている。
 - (3) 政府、国会も国会も一体となって、もっとも具体性をもち、しかも根本にふれる方向で、問題解決の方策を追求すべきである。そのために、必要な民間の参考人を招いて話をきくなども、当然考慮されるべきである。
- その上に立って始めて、議員団の現地視察や、アメリカ訪問などが計画され得ることになる。
- 政府、国会のこのような体制ができれば、沖縄におけるいろいろの動きも、また国内の世論も、その方向を誤ることなく大きく盛り上っていくだろう。イデオロギーにわざわざいわれて、ややもすれば分裂的傾向を示す国論も、次第に歩みよって結果する可能性を強めていくことになる。
- 「沖縄問題が解決しなくては戦後は終らない」というのは正にそのとおりであって、条件さえ整えば、国民は必ず正しく奮起してくれる筈である。

筆者末次一郎氏は、沖縄問題懇談会の座長、大隈信次氏と共に三月二十一日朝刊を出発し、約一ヶ月に亘って沖縄問題についてアメリカ各界の要路に会い、非公式折衝をし、帰国は五月初旬の予定

佐藤首相の沖繩談義

|| ニューヨーク・タイムズ紙(米)
五月十六日 ロバート・トラ
ムブル東京特派員 ||

佐藤首相は十六日、アメリカが管理している沖繩本島付近の島で軍事目的に利用されていないものについて、アメリカが日本に施政権を返還するよう提案した。親米的な佐藤首相は、この提案を訪日中の外国新聞編集者との会合で明らかにしたのだが、これは沖繩島民の日本復帰要求と防衛上の必要を調整するという難問に対する日本の新しいアプローチである。

日本語を話す約百万人の島民が居住しているが、一九五一年のサンフランシスコ平和条約にもとづき、日本を含む西太平洋防衛を保証するため、アメリカの施政下におかれたままになった。

しかし日本人も琉球人も琉球列島の日本返還を要求してきた。ワシントンは日本の「潜在主権」を正式に認め、最近では琉球島民が漁船に日本国旗を掲げたり、琉球列島の首都である本島の那覇で発行される日本旅券で海外旅行することを認めた。

など一部分野の権限を日本に返還するための交渉は、警察権がアメリカの手に残されるならアメリカ側によって考えてもらえるだろうと述べた。琉球はアメリカの監督下で大幅な自治を行なっているが、最終的権限は、琉球列島のアメリカ軍司令官を兼任する高等弁務官が保持している。現高等弁務官は、元砲術専門家のフェルジナンド・D・アンガー中將である。沖繩は現在、ベトナム戦争の兵站基地として重要な役割りを果たしている。

佐藤首相の指摘によると、ワシントンは琉球列島が本島に日本に属すことを認めたが、モスクワは第二次大戦末期にソ連が日本から奪った南千島に対するソ連の完全主権を主張している。日本はソ連の主張を拒絶した。

佐藤首相は、琉球の軍事基地の存在するかぎり、沖繩の防衛上の役割りと日本への返還を求める感情を調整するのは困難だろうと語った。それから彼は、アメリカの基地が存在しない島々の返還を提案した。さらに彼は領土問題が解決されるまで、現在年間約二千八百万ドルにのぼっている琉球への経済援助を続けるつもりだと付け加えた。

香港暴動

香港を脅かす「竜」

|| オフザーパー紙(英) 五
月十四日 テニス・フラック
ドワース記者 ||

香港における野蛮な暴動は中共が扇動したものと目されている。

このあいだの左翼労働者の騒ぎは、一応、公式には隣の広州における紅衛兵熱に感染したものとして片づけられた。十二日の九龍暴動では数千人の中国人青年が破壊、掠奪、放火と暴れまわり、警官隊に投石し、火のついた物を投げつけた。これまでのところ青年が一人死亡し、二百四十人が逮捕された。

しかし、これは中共の香港奪回の前奏曲ではない。香港、マカオという中国領に囲まれた植民地は中共のお情けで存

盛り上がる本土復帰熱

下田発言と沖縄の反響

那覇特派員 東田幸夫

復帰問題に対する沖縄住民の関心は今も高まっているが、この一年間の盛り上がりはかつて見られなかったほどである。このような復帰ムードが高まったのは床次徳二氏の「基地と施政権の分離論」、森前総務長官による「教育権分離」に引き続いて国会に沖縄問題等特別委員会が設置され、その動きが手に取るように細大漏らさず現地に伝えられているからだ。またアメリカにおける動向として、マンズフィールド上院議員やライシャワー前駐日大使、カリフォルニア大学のスカラビノ教授らの発言、そして教育権分離論を二度まで社説に取り上げたワシントン・ポスト紙など、さしづめ本土紙なら精々二、三段扱いのものが、当地の紙面ではトップないしは準トップで掲載され、読者の関心をいっそう引きつけている。しかし最近のトピックは「アメリカ軍基地の自由使用を認めよう」をめぐっての「政權返還」論である。本土閣議での下田発言を反映して、沖縄では琉球立法院の与、野党各派がそれぞれ立ち場から新たな決意で復帰問題に取り組み始めている。

下田発言に対する反響はすぐ現われた。与党の民主党は下田発言の容認の態度を表明、七月中にでも党内に施政権返還調査研究部会を設け、復帰の青写真作成に乗り出すことになっており、松岡主席は「復帰による民間側の復権問題懇談会」設置を積極的に支持している。これに対し、野党各派のなかでも最も下田発言に反発しているのは日本社会党沖繩本部である。宮良委員長は「下田発言は改憲、再軍備の根拠を沖縄に要求している。戦争する日本に復帰するのが住民の願ではない」と力説し、今後とも本土社会党と連携して強力な「基地撤廃、即時全面復権運動」を展開することになっている。

柔軟な社大党

ところで、琉球立法院三十二議席のうち第一党の民主党十八に次ぐ第二党の九議席のうち一は社大系無所属を占める沖繩社会大党党首は、下田発言に対し柔軟な態度で臨もうとしている。現在のところ公式見解を出していないが、安里徹代委員長は「沖縄側からすれば、いかなる方法にせよ復帰することを優先させるべきである。日本国民としての権利回復は一日も早いに越したことはない。しかし、日本の将来に禍根を残す（本土への核持ち込みを意味している）ことは好ましくない。したがって復帰の措置については、十分な配慮と方針が確立されなければならぬ」とし、さらに具体的な問題について同氏は「下田発言によると、アメリカの沖繩基地は認められ、アメリカ側の地是認の前提に立ってアメリカ側と交渉しようとしているのは出発点から間違っている。しかし、どうしても基地を容認しなければ復帰が遠のくとなれば、少なくとも現在の基地縮小、あるいは核兵器はこれ以上ふやさないといった条件付きが望ましい」と語っている。

こういった政策での激しい論争に対し在沖アメリカ軍当局の見解はどうかというところ、六月二十七日行なわれた記者会見でアンガー高行なわれた記者会見でアンガー高行は「基地と施政権の分離等弁務官は、基地と施政権の分離について日本以前から話題にしていることは知っているが、その実現は困難であり、可能な方法があるとは聞いていない。基地と施政権があまりにもからみ合っており、この二つを切り離すための効果的使用に支障をきたすので分離はむずかしい」と語り、さらに下田発言については「新聞報道で知っており、日本の国会でも論議されていることも知っているが、大統領から与えられた特定の権限を行使している私の立ち場から下田発言に対して賛成とも不賛成とも言えない」として論評を避けていた。

下田発言に関する限り、アメリカ軍当局の公式見解はこれ以外に出ないが、これまで数多くの高官訪に接して得た感觸としては、結局、この問題は日本内閣府間の高度の政治問題であって、自陣営の一員である日本自身がアメリカに代わって自衛隊を沖縄に駐留させるような時期がきたときが、祖国復帰の時期だという印象が深い。

復帰懇談会の発足

こういった背景のもと六月末発足したのが、平良辰雄氏を議長とする「復帰問題懇談会」である。

政府や政界を抜きにした民間人だけで復帰問題についての沖繩の世論動向をつかみ、今秋に予定されている佐藤首相訪米までに一応の結論を出そうというもので、この火付け役は琉球立法院議長の山川泰邦氏である。

山川議長が「沖繩住民も真剣に取り組みなくては……」と考えたのは、同議長が野党第一党の沖繩社会大衆党の安里徹代委員長とともに立法院代表として五月上京し、衆議院沖繩問題等特別委員会に出席、さらに安里委員長とともに外務省の顧問室で下田駐米大使（前外務次官）と会ったことである。下田大使との会談は約二十五分間にわたったが、席上下田大使は「核基地を含む返還こそ沖繩の祖國復帰への近道である。沖繩の世論もその方向に統一されるべきだ」と強調、さらに「沖繩の世論が自分の考えている方向にまよれば、ワシントンに在任中に返還を実現させたい」と語った。

これには山川議長も大きな感銘を受け、帰任早々所属している与野党議員総会にも報告するとともに、六月中旬、松岡琉球政府



松岡主席（中央）室で行なわれた復帰問題懇談会準備委員会

主席に沖繩の祖國復帰についての世論まとめの必要性を強調し、その際、各界有力者による研究機関の設置について松岡主席が積極的に関心を示した。この結果、松岡主席はまず地元マスコミ代表の土地一史沖繩タイムズ社長、池宮城秀憲琉球新報社長、野党の安里社大委員長、良幸一書記長を招いて協力方を要請、ついで六月二十二日、主席指名による各界代表七氏からなる準備委員会開催にまでこぎつけた。

もともとこの間、山川議長は研究機関を権威づけるために、主席の諮問機関とするよう希望していたが、結局アメリカの施政権下の琉球政府という特殊事情などから、松岡主席も民間の研究機関とすることにしようとした。

準備委員会委員に指名された人は、現在第一線から引退しているが社大党の生みの親でもある政界の長老、平良辰雄氏（元群島政府知事）、琉球漁業社長渡名喜守定氏（元オランダ駐在軍武官）、砂部海運社長與我春信氏、沖繩製粉常務顧問文彬氏（元沖繩産業者協会事務局長）、琉大助教宮里政

女氏のはか土地、池宮城の両マスコミ代表である。これらの準備委員によって経済、社会福祉、教育、文化、法曹、民主団体、ならびに学界から約二十数名を選出し、構成メンバーは三十名内外となる。これまで数回にわたって協議され、結果、同懇談会は政治、経済、法制の三分科会を設け、祖國復帰への方法論について検討し、佐藤首相訪米までに結論を出すことになった。

警戒する左派

このように政府および与党が復帰問題懇談会に大きな期待をかけた結果、人民党などの野党もこれを支えている。沖繩祖國復帰協議会（喜屋武真栄議長）などの民主団体は、これに真っ向から反対するか、または態度決定で内部統一がとれていないのが現状である。

野党のなかでも社会党と人民党は、復帰懇談会が世論分断策だとして真っ向から反対している。特に社会党関係者が復帰懇談会に参加することに反対しない方針のようなだ。

今や世論喚起のとき

下田 大使 語る

しかし、肝心の復旧協内部は復旧協に参加するかどうかで見解が二つに分かれている。当初、復旧協は松岡主席が復旧協構想を打ち出した直後の執行委員会、(1)これは核基地を含む返還を国民に押しつけるものであり、(2)沖繩の世論は立法院決議(基地撤廃、即時復旧)そのものである、として、今後の復旧協は復旧協の構想のもとに統一すべきとの強硬声明を発表した。

しかし、復旧協はこれまでの例からして、いつの場合でも内部における過激派と穏健派が激しく対立し、今度のケースもいまままでのところ、復旧協内部の社会、人民党系が主張がとれている。しかし、復旧協の平良座長と土地沖繩タイムス社長のいう「復旧協の性格はメンバーが話し合って決めるものであり、発足する前から毛嫌いのはおかし」との意見、また復旧協内部にも「これまで即時復旧を主張してきたのだから、頭からこれに反対するものか」といった意見もある。結局、復旧協としては、いつでも脱会するとの留保条件付きで復旧協

山川琉球立法院議員、安里社会大衆委員長は六月二日沖繩施政権返還問題で佐藤首相と会談したが、阿氏は同日午後外務省に赴任前の下田駐米大使をたずね懇談した。

以下は下田氏と親交がありこの会談を詳述した琉球漁業会社社長渡名喜守定氏(元オランダ駐在軍軍武官)が速記したメモである。

下田大使 沖繩のみなさんに望みたいことは、これは先日、大浜信泉氏にも要望したことだが、沖繩において返還に関する世論をまとめ、具体的な復旧の青写真を作り、これを本土政府に要請すべきであり、いままその時期であるということだ。沖繩の人のなかには、真の返還は考えずに、自分たちの利益のために返還を唱え、これを反米の道具にしている者がいる。沖繩

現地において返還の具体案があり、これを本土政府に強く要請すれば、政府はこれにもとづいて強力な返還外交を推進することができるといえる。いままで沖繩にこの統一された具体案がないのは残念である。

首相、外相の見解を代弁
中野社大委員長 次官の言

われら逆のこととも言える。本土政府にはっきりした返還の方針が決まっていなければ、沖繩でも具体案がたてられない。下田 本土政府の考えは一応打ち出されている。自分が発言して論争のマトになっている核基地を含む返還論がそれと見てよい。自分は外交事務官の最高責任者としてこの問題に関する整理の案を知っているつもりであり、総理や外務大臣では表明できない見解を自分が発表

したのである。もし私の発表した見解が総理の方針と反するものであったら、自分としては責任をとりつつもやめる決心で発言したのであるが、それについて総理からお前の見解は間違っているとされたことはない。自分の発言以来、沖繩問題について地についた論争が各方面で繰り広げられていることは大きな前進と思っている。自分の考え方の基本となるのは、沖繩の基地はアメリカ軍が自由に使用できるといふ点において、アメリカとしては極東ならびに世界の平和維持上欠くことのできない重要な基地であるという認識の上に立っている。ソ連や中共の核ミサイルが日本やアメリカに指向されて配備されているのに沖繩の基地を撤廃しなくてはならないと立っている。ソ連や中共の核ミサイルが日本やアメリカに指向されて配備されているのに沖繩の基地を撤廃しなくてはならないと立っている。ソ連や中共の核ミサイルが日本やアメリカに指向されて配備されているのに沖繩の基地を撤廃しなくてはならないと立っている。

山川 沖繩では核兵器持ち込み反対を立法院で決議している。下田 与党がいたらずに野党に引きずられて観念論的な決議に参加することはいけないと思う。沖繩が核基地をやむを得ないからそれを早く返還してもらいたいとの一致した要望

とである。これが現状より悪くなるというのなら別だが、たとえてみれば、核基地を本土に移すなどのことになれば別だが、現在すでに核兵器が持ち込まれる状態にある沖繩の基地であるから、これを認めたらうでその他は分離して全面的に返還すれば大きな前進である。そして核基地を撤廃することは、その後の国際情勢によって実現されればよいことであり、当面は核を認めての返還が改善の策である。山川琉球立法院議員、総理に会ったときの「ベストがでないければベターの策」というのは大使の考えではないか。

一にも二にも政治論争

これまでもそうであったが、沖繩現地では復旧に経済問題をからませる意見は必ずと言ってよいほど、野党や民主団体から、復旧を遅らせるもの、現状固定化、として反響を受けている。かつてこんなこともあった。二人の経済人が相次いで新聞に「基地経済と復旧について」の小論文を寄せた。ほとんどなくして、新聞の投書欄には賛否両論がのったが「現状固定で復旧をはばむものだ」とする非難が圧倒的に多かった。この経済人は「基地がなくなったら沖繩はどうなる」という論旨で「極東の情勢から見れば本土復旧は困難であるから、それまでにできるだけ経済体制を整えたい」と述べたかったようだ。

沖繩住民九十余万人のなかには、復旧に消極的な人がいることも事実である。政界のある有力者も「誤解されるだけだから言わないことにしている」と前置きして「歴史は繰り返されるものだ。昔

米系資本の進出計画

復旧に関連して、これまで沖繩経済は、本土経済圏の一環としての沖繩経済、というのが常識だった。ところが最近、経済人の一部には「単なる本土を限と同様の一果におさまっているのは発展がない」という見方が強まっている。つまり復旧後も沖繩の地理的条件をなんとか最大限に生かそうというものである。この考え方は、過去一年間における外国企業の沖繩

のことも考えてみても、同じ日本人だというだけでただ単に復旧して果たしてしまより以上に生活も環境も良くなるだろうか。復旧するにしてもその辺のところがじゃうぶん考えて体制を固めておかなければ必ず悲劇がくる」と語っている。

沖繩は二十二年間にわたってアメリカの施政権下に置かれ、ひと頃は米琉人合同の公式会社ではアメリカ関係者がいっしょに上席におさまっていたように精神的な抑圧を受けていたからやむを得ないに

持つことを禁じているものでない。問題の自衛隊にしろ、自衛隊連帯という判決が下ったことはない。

最近自分が接した学者、財界人はみな、自分の言う方式が最も可能性のある現実的な方法であると言っている。もう一つ、憲法を改正せずとも、その運用によって核基地を含めての返還は可能である。また憲法にしろ、日本が永久に核兵器

進出の動きが刺激材料になっ
ていく。

その一つは、沖縄のローカル航
空路線就航をめぐって日航と張り
合ったアロハ航空（アメリカ系）
である。アロハ航空としては、当
面は沖縄本島と宮古、石垣島を結
ぶ離島間航空に就航するが、将来
は沖縄を起点とする台湾、香港、
マニラ、シンガポール、バンコク、
さらにゆくゆくは鹿児島を結ぶ東
南アジア航空網を整備したかった
ようだ。

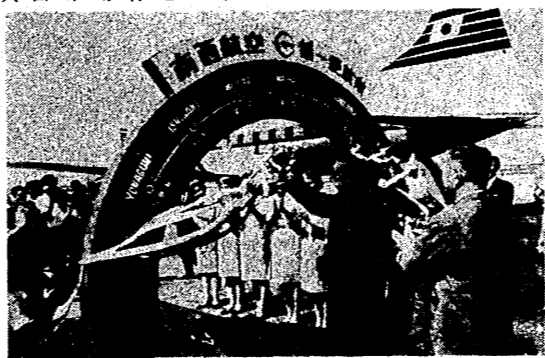
いま一つは、最近のカイザー、
ガルフ両社の石油精製所建設の動
きである。とくにガルフ・オイル
社は世界でも有数の石油会社で、
沖縄に一千万バレル以上の貯油基
地と第二期計画では日産四万バレ
ル以上の精油所建設も計画し、す
でに琉球政府外資導入審議会に免
許申請を提出している。ガルフ社
のねらいは韓国、フィリピン、台
湾にある同社精油所に原油を供給
するとともに、将来、日本本土な
らびに東南アジア市場進出を目論
んでいるとされる。

こういった外国企業の動きは現
在の沖縄の特殊事情、とくに将来

の地理的条件を最大限に活用しよ
うというもので、このことは、ガ
ルフ社の沖縄進出計画がヨーロッパ
市場でのカナメの役割りを考慮
して目下アイルランドのパントリ
ー湾に建設中の石油

ターミナルと同規模
であることをみて
じゅうぶんうなずけ
る。また一説による
と、ゼネラル・エネ
クトリック社が、自
由貿易地域、内企業
を前提として沖縄に
組み立て工場を作る
構想もあると言われ
ているが、これらは
いづれも、沖縄の地
理的条件とともに将
来日本へ復帰した場
合、何の制約も受け
ずに日本市場へ進出
できることなどに大
きな魅力を感じているようだ。

六月末来島した古原孝前総務府
総務部長官は、那覇市で開かれた
外交知識普及会議でも「これ
からの沖縄は東南アジアを相手と
することを考えるべきだ」と語っ
ている。また本年四月に東南アジ
アを視察した琉球銀行の崎浜秀英
総裁も「太平洋時代の沖縄をいま
から考えておくべきだ」と言っ
ている。



「日の丸」機による離島間空路就航式

細の一体感が七月一日からさらに
深まった。

それは日の丸と三角旗併掲の新
しい琉球船旗の実施、日航のロ
ーカル線への乗り入れに伴い、二
十二年ぶりに沖縄の海と空に日の
丸が掲げられたこと、海外移住
事業が日本海外移住事業団に移管
されたこと、また失業して本土か
ら沖縄へ、あるいは沖縄から本土
へ移転しても、失業保険がもらえ
るようになった失業保険特別措置
もこの日から実施されたからだ。

このなかでもとくに新船旗の
使用は、アメリカ施政権下という
ことからアメリカ側が最後まで同
意をしぶったが、本年三月の第十
二回日本協議会でやっと合意をみ
たのである。また失業保険特別
措置法は、本土側が一沖縄居住者
等に対する失業保険に関する特別
措置法を、沖縄側ではこれに対
応する「日本本土居住者等に対す
る失業保険に関する特別措置法」
をそれぞれ制定公布したことによ
り発動したのだが、琉球政府保
険庁の調べによると、両法の施行
により適用を受けるのは約三千
人。失業して本土から沖縄に帰る

進む「実質的復帰」

本土と沖縄間のマイクログ回線の
開設、東京オリンピック聖火の沖
縄通過、そして佐藤首相の来島な
どを契機に盛り上がった本土と沖

のが年間二千四百人、保険給付額
は約五十万六千ドル、沖縄から本
土へ行くもの、あるいは帰るもの
約六百人で給付額は二十五万ド
ルと推定されている。

このように本土との実質的一体
化が進んでいるが、さらに秋ごろ
からは、パスポートを那覇日本政
府南方連絡事務所が発行すること
になり、旅券には「日本人」と明
記される。例年六月二十三日に行
なわれる沖縄戦没者の慰霊の日に
佐藤首相の代理として参列した堀
総務府総務部長官は「年内にも各
種免許証の一体化を実施するため
且下各省の事務担当官の間で作業
をすすめている」と語っている。

これらのほかに、本土政府援助
による学童の集団検診、沖縄在住
の原爆被爆者診断など、本土政府
援助の百億円台乗せと相まって、
琉球政府首脳者たちは「すでに実
質復帰が始まっている」と見てお
り、与党民主党の桑江朝幸幹事長
は「復帰スケジュールとは復帰の
日をはっきり決めることだけでは
なく、現在の本土と沖縄の関係も
一つの復帰スケジュールに乗っ
ているのではない」としている。



(左から) 塚原総務長官、カーペンター民政官、アンガー弁務官

沖縄返還も現実の問題に 中共核戦力と太平洋防衛

昨年あたりまでの沖縄返還論議は、アメリカの反対を既定の事実として、議論の出発点に真剣に欠けていたようだが、最近この問題がたかたかに現実性を帯びて日本双方で論じられるようになった。USニューズ誌の記事なども、その一つの現われとして注目される。

アメリカの週刊誌「USニューズ・アンド・ワールド・リポート」の八月七日号は「太平洋の新防衛ライン」と題して、アメリカ軍は沖縄、日本、フィリピンその他の基地から三年ないし五年以内に撤退し、サイパン、テニアン、ロータ、グアムなどのマリアナ諸島をアメリカの太平洋における新防衛ラインの最前線とする計画を検討中である、と報じた。

撤退は時間の問題
「アメリカの戦略における重大な変更がいま起ころうとしていゝ。というのは、アメリカはいま太平洋の諸基地から、第二次世界大戦後のいかなる時でも本國に近い防衛ラインまで撤退しようとしているからである。」

右のような書き出しで始まる「USニューズ・アンド・ワールド・リポート」誌の記事は、このように撤退計画が練られている理由として、「日本において沖縄および日本本土からアメリカ軍を追い出そうという感情的・政治的圧力が高まりつつある」ことをあげ、

戦時家たちは、過去二十年間、速に成長を遂げており、今日の太平洋地域の前進基地はほとんど中共本土からのミサイル攻撃の射程内にはいることになるであろうか」という理由をあげている。つまり、アメリカ軍部の政策立案者たちの間では、日本の反米・反基地闘争の激化と、中共の核武装の進展に伴う沖縄基地の軍事的価値の低下を予想して、早くも沖縄などの前進基地の放棄が検討されている、というのがこの記事の骨子である。

事実、沖縄は中国本土からわずか五百マイルの距離にあり、中共の比較的射程の短いミサイルはもとより、爆撃機や潜水艦によって攻撃される危険がある。したがって、日本国民の一部にいまなお出そうという感情的・政治的圧力が根強く残っている反米・反基地闘争を度外視し、全く純軍事的観点から見て、アメリカは沖縄からメーン二基が配備されていると言ひあげるのが賢明だ、という意見がアメリカの軍事戦略家の間に台頭してきているとしても不思議ではない。

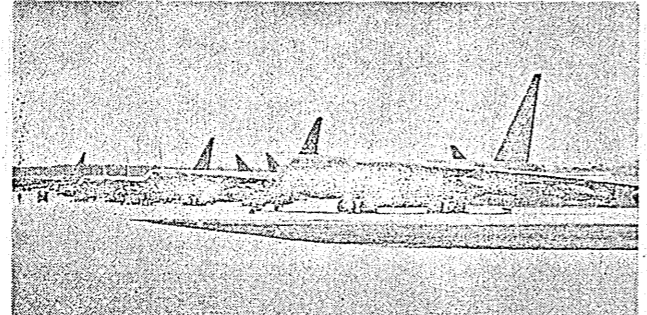
三つの可能性
かつてライシャワー前駐日大使は「フォーリン・アフェアーズ」誌（一九六七年一月号）で、沖縄を日本に返還できる三つの場合として、①極東における国際緊張の緩和、②軍事技術の進歩による沖縄基地の軍事的価値の低下、③日本国民の防衛意識がアメリカによる沖縄基地の自由な使用を認めたうえで、極東の平和維持のためるまで成長した場合、のいずれかしかない、と書いていた。

その後間もなく打ち出された田舎言の影響からか、以来沖縄の本土復帰問題をめぐる日本国民の関心は、今日でもこの第一の可能性に集中されてきた感がある。そして日本国内では、核基地つきでも沖縄の返還を受けたほうがよいのかどうかというようなことが盛んに論じられた。沖縄

争を度外視し、全く純軍事的観点から見て、アメリカは沖縄からメーン二基が配備されていると言ひあげるのが賢明だ、という意見がアメリカの軍事戦略家の間に台頭してきているとしても不思議ではない。

三つの可能性
かつてライシャワー前駐日大使は「フォーリン・アフェアーズ」誌（一九六七年一月号）で、沖縄を日本に返還できる三つの場合として、①極東における国際緊張の緩和、②軍事技術の進歩による沖縄基地の軍事的価値の低下、③日本国民の防衛意識がアメリカによる沖縄基地の自由な使用を認めたうえで、極東の平和維持のためるまで成長した場合、のいずれかしかない、と書いていた。

その後間もなく打ち出された田舎言の影響からか、以来沖縄の本土復帰問題をめぐる日本国民の関心は、今日でもこの第一の可能性に集中されてきた感がある。そして日本国内では、核基地つきでも沖縄の返還を受けたほうがよいのかどうかというようなことが盛んに論じられた。沖縄



グアム島の基地のB52 WWP

ありえず、何と言ってもボラリス潜水艦が主力であった。しかし、これまで中共の核ミサイルに脅かされる心配のなかった時代には、沖縄は中共に対する戦略爆撃の前進拠点としてもきわめて重要な軍事的意味を持っていた。ところが八月二日、アメリカ上下両院合同原子力委員会が発表した「中共の核兵器開発の現状と将来について」の報告書でも明らかになっているように、中共の核開発のテンポは予想以上に早く、中共はすでにMRBMの開発に成功しており、一九七〇年ごろまでにMRBM用の水爆弾頭を開発するものと見られる。とすれば、沖縄の軍事的価値は一九七〇年に向かつて急速に低下することになるであろう。しかも同報告書によれば、中共は一九七〇年の初めにはICBMを完成し、一九七二年ま

では実戦用ICBMを保有するであろうということである。

対中共核戦略の手直し
このように中共核武装の急速な進展が予想されるのだとすれば、アメリカ政府としても、当然その対中共軍事戦略の手直しを行なうであろう。その一つは、敵の少ない中共のICBMに対しては、一〇〇%有効なABMの配備であり、出委員会が八月五日、ABM配備のために五億ドルの支出を許す総額七百三億ドルの国防支出法案を可決している。もう一つの対応策が、USニューズ・アンド・ワールド・リポートの報じているように、アメリカの太平洋防衛ライン後退の構想である。同誌の報告する新防衛ラインつまりサイパン、テニアン、ロータ、グアムなどのマリアナ諸島であれば、中国本土から二千マイル離れていて、ICBMの射程外にあり、しかもアメリカ本土の「前進防衛基地」としてこの機能を果たすことができる。

このため、アメリカ軍部はこ敷間米、グアムの現有施設を契

外 交 時 報

NO. 1042

1967年 7月号

1
0
0
0
0
1
:

訪米報告記

沖繩問題の焦点

大 浜 信 泉

(南方同胞援護会々々)

ま え が き

去る三月二十日から二ヶ月余にわたって、私は、南北アメリカに旅してきた。

私の立場は、南方同胞援護会の会長としてであったので、同会の評議員をしている末次一郎君を同行したが、その主要なる目的としたのは、沖繩問題を根本的に解決するために、とくにアメリカの官民各方面と率直な意見の交換をすることであった。

ただ、途中で二週間余りで南米諸国を一巡したが、これは、一つには私が役員をしている国際大学協会の会議が南米のロンドンで開かれたのでこれに出席することがあったし、もう一つは、南米諸国にはわが沖繩同胞の移住者が多く、しかも各地で非常に活躍しているのので、この機会に親しくその実情を視察するとともに、大いに激励したいと考えたからであった。

この南米旅行も、いろいろの意味で頗る意義深い旅行ではあったが、しかし、われわれにとってもっとも重要な目的は、四十余日にわたったアメリカ各地での活動であった。

この間に、米国政府、議会関係、各地の大学教授たち、それに民間の関係者など、別に掲げたような人たちと連日会見し、大いに率直な意見交換したが、その数は優に百名を越えた。

それぞれとの話合いに出てきた主要な内容や、それに対するわれわれの受取り方などは、同行した末次君の報告に盛られているとおりであるが、今後のわれわれのとりくみ方についても、実に示唆されるころの多い内容であった。

それらにもとづいて、われわれが今後何をしなければならぬかという点については、帰国時に発表した声明(別掲)にあるとお

りであるが、国民世論の結果を背景として、とくに政府に決意してもらわねばならぬことが多い。そうすれば道は拡がれるという
 のが、私のこの旅を通しての確信である。
 ところで、われわれは当面の問題もさることながら、むしろ根本的な解決の方途を見出すことに力点を置いたことは前にもふれ
 たが、もちろん争う相手によって、あるいは与えられた時間を考慮しながら、もっとも効果的にわれわれの考えを理解してもらう
 ようにつとめたから、さまざまな角度から論議した。ときには本質的な論議をしたり、また沖縄に起っている事象にふれたり、国
 際情勢を論じたり、沖縄基地の評価をとり上げたり、講和条約や安保条約なども話題に出た。
 しかし、それらを通して一貫してわれわれが訴えたのは、アメリカの施政に対して、沖縄の住民がこれをどう受取っているかと
 いうこと、また、アメリカの施政に対する住民の不信や不満がどうして起るかということ、そして、そういう実情を正しく捉えた
 上で、日米両国はその共通の課題としてどのような対策を講ぜねばならぬか、という点であった。
 以下に述べるのはその概要であるが、各方面の御批判を頂きたいものである。

一、アメリカの施政と住民の受取り方

アメリカは、太平洋戦争の末期に多大の犠牲を払って沖縄諸島を占領し、一九五二年平和条約の発効とともに同条約第三条の規定に基く施政に切替え、行政・立法・司法の全権を掌握して、引き続き沖縄地区を統治している。そして大統領行政命令によって施政の準則を定め、民主主義の理念に従い、法の支配をもつて統治の基本方針としている。なお、相当早い時期から行政・立法・司法の全面にわたって、ある程度住民の自治を認め、そして自治の範囲は漸次に拡大されてきた。
 他面、アメリカは沖縄地区に巨額の資金を投じて大規模な軍事基地を構築し、常時相当規模の軍隊を常駐させるとともに、施政権者として、社会秩序の確保と住民の生活水準の向上につとめ、財政的にも莫大な援助を続けている。その結果、沖縄の経済と住民の生活は、アメリカの経済援助と軍事基地の存在はなれては考えられないほど、アメリカに依存しており、何人もこの冷厳な現実を目を蔽うことはできないのであろう。
 ところで、独立の民族国家が、その領土の一部を割いてその住民とも

に、他国の統治に委ねることは、その理由はともあれ、人類の歴史上当たく異例のことに属する。この異例の措置は、敗戦に伴う社会的混乱と経済的窮乏、さらに精神的虚脱の裡に、しかも勝者と敗者との関係において断行されたので、沖縄の住民も、さほど抵抗を示すことなしにこれを甘受するはかはなかつた。しかし漸く生活が安定し、精神的にも平静を取戻すにつれて、沖縄の住民が、そのおかれた特異な地位と環境に懐疑の念を抱き、アメリカの施政に対しても批判の目を向け、不満と不信の念を抱くようになつて来たことは争えない事実である。殊に経済の高度成長の結果、あらゆる面において、本土と沖縄との間に大きな格差が生じ、それが目立って来るに従って、住民の不満感が増大の一途を辿るのは、自然の成行きというはばはない。
 およそ他民族による統治は、統治される側からいえば、科特と尊厳を傷つけるものであり、それがいかに堪えがたいものであるかは、世界各地に蜂起している民族解放運動に照しても明らかである。
 殊に民族国家日本の一環としての長い歴史を背景とし、高度の伝統的文化を誇っている沖縄の場合には、なおさらのことである。
 この関連において、アメリカの経済的援助と基地の存在が、沖縄住民の生活水準の向上と沖縄経済の繁栄を支えていることを指摘し、それを一種

の恩恵でもあるかのように考えている人があるかも知れない。しかし民衆の科特と尊厳は、経済的代償によって相殺される性質のものではない。
 また、金銭によって信頼と尊敬の念を買取ることができると考えることも大きな誤りである。民族と民族とが対決した場合、経済的合理主義の適用には限度がある。また人間の生活には、理性の支配よりは、感情、その他非合理的要素によって支配される面が大きいことを忘れてはならないであらう。

二、アメリカの施政に対する不信、不満の声

沖縄におけるアメリカの施政には、明るい面があることはいうまでもないが、住民の不信、不満の原因になる暗い面があることも否定できない。
 この関連において、まず指摘したいことは、施政が軍事基地中心主義に偏し、住民の一般生活に対する配慮が不十分だと不満の声があることである。アメリカが施政権を必要とするのは、軍事基地を確保する手段としてであり、そこで施政においても、基地に対する配慮が優先することは当然といわなければならない。しかしアメリカは、この地区での統治権者である以上、住民の幸福を保障する責任をまぬかれることはできないであらう。ところで沖縄の現状をみると、教育に関する施設、設備、社会保障制度、その他福利民生等の面は、日本本土の類似県との比較においても、はるかに後方に放置されており、沖縄の住民がこれを不満に思うのも無理がない。

日本政府は、沖縄の住民が日本国民であることに鑑み、潜在主権者として、経済開発および住民の幸福増進のために、アメリカ当局の了解をえて援助を実施している。

アメリカは、日本政府が財政援助を通じて沖縄に介入することを回避する傾向があったが、近年その方針を緩和しており、その結果、日本政府の援助額は飛躍的に増大し、次年度は、アメリカの援助額を上回るに

次には指摘したいことは、アメリカの軍人、軍属による人種の侵害、交通取締規則の違反、その他秩序破壊等の犯罪行為に対する措置に、公正を疑わしめる事例が少なくないということである。そしてこれが住民のアメリカに対する尊敬と信頼の念を傷つけ、ひいては若い世代をしてアメリカの民主主義に対して懐疑的ならしめているという嘆きの声さえある。
 なお、アメリカの軍人軍属の中には沖縄を勝利に伴う戦利品であるかの如くに考え、住民に対して優越感または差別感をもって臨む人がいるといわれている。むしろ、それが国の方針でないことは明らかであるが、しかし民衆は直接接する人の言動を通じてその国を判断する場合が多いので、この種の言動が反感感情の原因になることは否定できない。
 上述のように沖縄の住民の間には、アメリカ施政に関連しているいろいろの面において、不平、不満の声があり、いずれも些細な感情論といえはそれまでであるが、しかし大衆の素朴な感情であるだけにこれを無視することは出来ない。

三、日米共通の課題と対策

沖縄をめぐる日米両国間の課題の根底には、軍事基地の問題が横たわっている。とにかく基地をはなれて、沖縄対策を論ずることは出来ない。
 アメリカが、沖縄にその独自の計画に基づいて軍事基地を設置し、自由にこれを利用することができるのは、平和条約第三条の規定に基づいて施政の全権を掌握しているからであり、この意味においても施政権は、アメリカにとつては、軍事基地の法的根拠であると同時に、将来に対する法的保障でもある。またアメリカが沖縄について施政権を必要とするのは、もっぱらこの理由によるものと考えられる。そして、アメリカは、極東における平和の維持と安全保障の観点から沖縄の基地の重要性を強調し、現下の国際情勢下においては施政権を返還することは困難である旨を繰返し声

— 沖縄問題の焦点 —

明している。

翻って日本の立場についてみると、日本政府は、アジアの安定の上にアメリカの軍事力の果す役割を重視しているばかりでなく、日本の防衛の上からも沖縄の基地は不可欠の要素であるとの見解に立っているものと解される。そこで、すくなくとも現段階においては、日本政府から軍事基地の撤収を求めることはないのである。そうだとすれば、沖縄対策は、軍事基地の存続を肯定し、これを前提としてその枠内において考えるほかはない。

ところで前にも指摘したように、軍事基地は施政権の法的根拠とされているので、施政権の全面返還を求めるには、それに代るべき根拠と保障を提供する必要がある。それには、その趣旨の条約を締結することも一案であるが、しかし平和条約をはなれて新たにこの趣旨の条約を締結するとなると、政治的にも多くの困難が予想されよう。といって、沖縄の住民の立場を考えると、百年河清を待てと、現状のままにこれを放置することも許されない。

そこで、次善策ではあるが、過渡期の対策として、形式上施政権の存続を認めながら、沖縄の施政につき日本政府が直接責任を負う方式はないかどうかについて考えてみる必要がある。もし全面的にそれが不可能ならば、結局部分的にでも日本政府が責任を分担する方式を考える以外に途がない。ともあれ、教育権の分離返還の構想は、この観点から発想されたものである。

なお、沖縄問題を考えるにあたっては、沖縄の住民の対米感情のほかに日本本土に於ける対米批判勢力に言及する必要がある。なぜなら、この角度からものをみる人々にとって、沖縄の現状は、アメリカの政策批判または反米感情をかきたてるための好個の材料であり、そしてこの種の言動は、沖縄の住民に影響するところが大きいからである。

日本には、戦争放棄の規定をふくむいわゆる平和主義憲法を盾に国防無用論を唱える勢力がある。また目的や理由のいかんを問わず、戦争それ自体を罪悪視する絶対的平和主義の思想があり、殊に若い世代にはその傾向

がつよい。

これらの人々の見方をもつてすれば、アメリカが沖縄に軍事基地を保持していることそれ自体が一種の社会悪であり、これを帝国主義的の侵略だと極論する人さえある。この種の考え方の当否は別として、特に警戒しなければならぬことは、これが直ちに反米運動に結びつくということである。

沖縄問題は、沖縄の住民だけの問題ではなく、日本全国民の関心事である。沖縄における祖国復帰運動は年を追うて激しくなりつつある。これと呼応して、日本本土においても、沖縄の住民に対する同情がふかまることに、米国批判の声も高まりつつあり、民族意識と感情に訴える運動であるだけに、基地反対の反米運動に発展しないとは限らない。

要するに沖縄をふくむ日本の国民感情および世論の動向に照し、沖縄問題は日米両国の協力関係の前途に横たわるガンともいうべきものであり、早急に対策を講ずる必要があるように思う。そうでないと、軍事基地は敵地内にあるようなものになり、その機能の発揮を阻害される危険がないとはいえないからである。この観点から、住民に精神的満足と安定感を与えるるならかの対策を講ずる必要を痛感する。

主なる面接者

(1) 政府関係

- 1、W・W・ロストフ(大統領特別補佐官)
- 2、W・J・ジョルデン(大統領特別補佐官)
- 3、J・T・S・マクノード(国防次官補)
- 4、S・R・ルーサー(陸軍長官)
- 5、T・G・ホルト(陸軍次官補)
- 6、E・V・ロストフ(國務次官)
- 7、チャールズ・フランケル(國務省文化担当國務次官補)

8、その他関係スタッフ

(2) 議会関係

【上院】

- 1、ダニエル・井上(ハワイ選出)
- 2、F・R・パレオ(マンズフィールド院内総務補佐官)
- 3、N・ジョーンズ(フルブライト外交委員長補佐官)
- 4、その他関係議員

【下院】

- 1、J・W・マコーミック(議長)
- 2、カール・アルバート(院内総務)
- 3、クレメント・ザプロッキ(外交委員会)
- 4、メルビン・プライス(軍事委員会)
- 5、スパーク・マツナガ(ハワイ進出)
- 6、その他関係議員

(3) 学界関係

- 1、E・O・ライシャワー(ハーバード大学教授)
- 2、R・A・スカラビノ(カリフォルニア大学教授)
- 3、エマソン(スタンフォード大学客員教授・元駐日公使)
- 4、グランド・パス(スタンフォード大学教授)
- 5、K・スナイダー(スタンフォード大学教授)
- 6、G・カーク(コロンビア大学総長)
- 7、J・モーリー(コロンビア大学教授)
- 8、P・バーネット(ク)
- 8、H・ウェッパ(ク)
- 10、その他二十余名

(4) 民間団体

- 1、外交問題評議会(ニューヨーク)
- 2、日本協会(ニューヨーク)
- 3、日米協会(ニューヨーク)

(5) 報導関係

- 1、J・R・ウィギンズ(ワシントン・ポスト編集長)
- 2、E・トッピン(ニューヨーク・タイムズ編集長)
- 3、その他

渡米団メッセージ

三月二十一日以来二ヶ月にわたったこの度の訪米は、たまたま行なわれた大学関係の国際会議と南米の沖縄移住者を歴訪激励することを兼ねましたが、最も主要なる目的は、沖縄問題の根本解決をはかる方針について米政府、議会関係および民間各方面の要路にある人々と会い、非公式の立場で率直に意見の交換を行なうことでありました。

その要旨として、当面の米の施政の改善は当然のことながら、住民の悲願および世論の動向に鑑み、今や施政権の返還に取り組むことが必要であり、しかも、早急にその準備にとりかかることが肝要であることを強調致しました。

即ち、軍事基地の存続は必要だとしても、施政については日本政府が直接責任を負う態勢に切り換えるべきであり、その観点から施政権の全面的または段階的部分返還の問題にふれ、これに伴う諸問題についてかなり突っ込んだ話し合いを行ない、なお必要に応じて目下、沖縄問題懇談会において審議中の教育権返還の構想についても十分に説明しました。結局いずれをとるにしても、沖縄問題の根本的解決を図るためには、そ

の将来のあり方を描く青写真と、それに至る手順について、日米両国の合意が必要であり、しかもこれは非常に広範な問題にふれるので、両国政府は直ちに準備を始め、早急に協議を開始することが肝要であることを強調しました。

この主張に対し、アメリカ側は予想以上の真剣さをもって傾聴してくれましたが、むろん行政当局、議会関係または民間などそれぞれの立場によるニューアンスの相違はあったとしても、百名を超える人々の意見交換を通して、アメリカ側の沖繩問題についての関心が非常に高まっていることを深く印象づけられました。

いずれにせよ直接責任のある立場では、慎重を期しながらも部分的とはいえ、すでに内部的な検討が、かなり進められているとの印象を強く受けました。

われわれは、これらの印象と所見とを佐藤首相および関係閣僚に直ちに報告するとともに、沖繩問題懇談会その他の関係方面にも率直に報告しますが、第一に、この問題は日本側から提起すべき問題であるので、政府が

問題解決の方向と返還について青写真、並びにその手順の構想を速かに確立すべきであることを強く進言するつもりであります。
第二、これと関連して、民間レベルにおいても積極的な検討を進めるべきであり、特に日米両国の専門家による意見交換の機会を早急に設ける必要があることも痛感しています。これについては、アメリカ側にも多数の賛同者を得、すでにいくつかの手順を約束してまいりましたが、各方面の協力を得てこれを推進するつもりであります。
第三は、問題が日米両国の外交政策の基本にふれる上に、国際情勢ともからむ複雑なものであるため、問題解決のためには何としても強い世論の背景が必要であります。
したがって、沖繩においても、また本土においても、この際建設的な世論の形成と結集とを図ることが必要でありますから、各方面のご協力を強く要望するものであります。
昭和四十二年五月二十二日

武器なき戦い

ベトナムにおける米国の平定作戦

ジョージ・K・ハンタム
W・ロバート・ウォーネ
いずれもアメリカのシビルアンとして
ベトナム農村の平定作戦に挺身した体験記

坂本 忠次 訳

辛二八〇 二二〇 (二部本社負担)

～ 外交時報社刊 ～

訪米報告記

これからの沖繩問題

末次 一郎

(日本維新会々誌)

まえがき

南方同胞援護会々長大浜信泉氏(前早大総長)に同行したこのたびの訪米旅行は、既に新聞紙などで知られているように、沖繩問題の将来の解決方策について、アメリカの官民要路と率直な意見の交換を行なうことが目的であったが、二カ月余の旅を終えた今顧みて、はじめの予想よりはるかに大きい収穫があったと考えている。

もちろんわれわれは、政府に頼まれて行ったのではないし、また、政府から特別の資格や任務を与えられて行ったというわけではない。民間人としての自由な立場で、しかも自由に思いついた意見交換を行ない、これを通して相手方にわれわれの考え方をできるだけ理解させ、また逆に、彼らの真意がどこにあるか、そして、それに対してわれわれが今後どのような手をうつべきか、さらに、目的の達成のために何が一体必要なのかなどを、できるだけ手探りすることであった。

民間人としての自由な立場とはいっても、われわれを派遣した南方同胞援護会そのものが単なる民間団体ではなく、法律にもとづいてつくられている特殊法人であり、その予算は国の財政でまかなわれ、政府に代って、沖繩の社会福祉対策等を実行している総理府の外務団体である。従って大

浜会長はもちろん、評議員をしている私の場合でも、首相によって任命されたものであるから、純然たる民間の立場というわけでもない。
その上大浜氏は、総務長官の諮問機関として設置されている「沖繩問題懇談会」の座長であり、さらに、沖繩出身の大長老という立場にある。

われわれはこのような大浜氏の立場をアメリカ側に十分に説明し、従って、事実上の責任が非常に重い立場にあることをよく理解してもらった上で、存分に話し合った。従ってアメリカ側も非常に真面目な態度で応待してくれたし、その話し合いの中味も、非常に慎重なものであった。

それだけにわれわれは、百名を超える多くの人々と会って話し合ったことへの権威を信じてよいと思っているし、また、われわれがそれらの話し合いを経てうけとめてきた印象というものは、決してゆきずりなものではなく、今後をはかる尺度として、大きく評価されてよいものと信じている。

問題は、これをわが政府がどううけとめて今後の施策にどのようにとり入れてくれるか、そしてまた、心ある識者が果してどう受けとってくれるかということである。

その意味で、われわれはできるだけ詳細に、しかも正確に、この旅行で接したいろいろの経過や結果を報告しなければならぬ義務をもって、ここに要点を報告しようとするのはもちろんその趣旨からであるが、ただ一つ残念なことは、あからさまな報告がしにくいことである。
というのは、われわれは多くの場合、できるだけ率直に意見の交換がで

きるようになるために、内容を公表しないという建前で話し合った。従って、本誌が要求されてきたような、誰がどう言ったかというような記録的資料を、そのまま発表するというわけにはいかない。この点はお許し頂かねばならない。

昂まる、沖縄への関心

われわれはこの訪米旅行で、かなり幅広い分野の人たちと会って熱心に話し合ったことは前にも述べたが、最初の印象として強く感ぜられたのはアメリカの関係者たちの沖縄問題に対する関心が、この一年の間に非常に昂まりを見せてきているということであった。

というのは、実は今から恰度一年前、今年と同じように南方同胞援護会の派遣によって、私はアメリカを訪問した。もちろん沖縄問題がテーマであったし、いわば今度の下ごしらえをしてきたようなものである。昨年、大浜会長がどうしても行けない事情があったために、同会の田村幸策理事、吉田事務局長とともに渡米したが、従ってこんど会った人々の中には、昨年来の顔馴染の人も少なくはなかった。私は、とくにこれらの人々との話し合いを通じて、昨年と比較しての関心の昂まりを、殊の他感するのである。

具体的に挙げると、極東通で知られているある著名な学者は、昨年はまだ「沖縄は何とかせねばなるまい」という程度であった。もちろん、沖縄の事情を知っており、あるいは沖縄の人々や日本国民の心情を理解した、かなり建設的な姿勢を示している人でありながら、しかし、具体的な見解はもっていなかった。

しかし、今年はかなり具体的に、「一九七〇年までに何らかの根本策がとられる必要がある」という基本態度を示しつつ「解決の順序としては三つの段階が考えられる。第一段階は沖縄を本土の府県に近づける努力で、教育権返還や主席公選の実現などはこれに含まれる。第二段階というのは、

基地と切り離れた施政権の全面返還だが、これについてはまず日本政府の政策決定が必要であり、それから検討されよう。しかし、これを実施するためには、少なくともベトナム問題が片づくことが必要だろう。さらに第三段階として軍事基地それ自体もなくなつて、沖縄が完全に日本に還るという手順だ。従って急がねばならぬことは、問題解決の将来を展望して時間表を作っていくことだ。自分の考えでは、およそ二十年後ぐらいを、この目途とすべきだと思う……」というのである。

「そしてその速度を早めるためには、アジアの安全保障をアメリカだけに考えさせるのではなく、日本政府としてもっと積極的に責任をとる必要がある」とも主張するのである。

このような前進的な変化は、決してこの教授一人だけではない。昨年は現地におけるアメリカの姿勢を正すことには同意しても、施政権の日本への返還となると口を緘した他のある学者も、今年は、積極的に施政権の将来について言及してくるというように、一般的にみて、沖縄問題への関心が相当昂まってきていることは間違いないだろう。

このことは、民間の学者筋だけではなく、政府関係者の場合でも言える。まず、現地におけるアメリカ施政の改善であるが、昨年訪米したときはまだワトソン高等弁務官の時代であった。偶々ワシントンの議会証言に來ていた彼と、われわれも國務省であった。

よく知られているように、彼の前任者であったキャラウェイ氏がかなり強引な施政をやつたために、沖縄の世論はもとより、日本の世論もキャラウェイ氏を強く批判するとともに、とくに反米的感情を強めてきていた。従って、その後任として赴任したワトソン氏にとって、硬化してきた住民感情を柔げるということは、彼の重要な課題であったし、また彼の与えられている権限の範囲において、施政の改善につとめてはいた。

しかし、それは極く限られた範囲であったし、逆に裁判権移送問題というような新しく世論の硬化を招く事態も起つてきていたので、その施政改善は、決してそれほどの効果を挙げていなかった。ところが、アンガール高

等弁務官は、着任以来かなり積極的に、布令布告の廃止を始め施政改善への意欲を見せた。そして、一方では旅券の発給が日本政府の手で行なわれるとか、懸案の船舶の国旗掲揚が実現するなど、事態はかなりすすんでいる。

もちろん、これらはアンガール氏がやっているというより、本国政府の指示でやっているのだから、國務省でも、国防総省でも、今年はどうだ、やってくるだろう」という空気がありありと見えた。

ある政府高官は「大浜博士、われわれが今やっている施政改善は、沖縄住民を満足させる方向でしようか」と尋ねたり、また他のある高官は「次々と権限委譲のプログラムを組んでいるが、何分にも琉球政府の自治能力にも限界があるので……」と、何如にも気前のよいところを見せようとする気配すら感じられた。

もちろんわれわれとしては、「遅きに失しているのだから、もっとスピードにやるべきだ」、「沖縄の米国民政府が大きすぎるから、直ちに十分の一ぐらいに減らしなさい」、「琉球政府の自治能力なら、アメリカが本土政府と沖縄との人事交流に道を拓けば、何でもできる」、「それより施政権を還しさえすれば、問題は一挙に解決することになる」と、すかさずつめよつたものであるが、しかしこのように、昨年とはかなり違った空気があったことはたしかである。

「基地」を支える施政権

とは言っても、一般的に民間筋と政府関係とを比べてみると、民間は非常にフランクリーであったのに対し、政府筋の態度は非常に慎重であった。

西海岸のある大学教授は「日本は自由陣営のための防衛努力を怠っていない。そのくせ、自分の要求だけはこのように持ち出してくる」と言いたいことを言っていたが、これに対して他の教授は「なるほど日本の経済力か

らすれば、日本がその意志をもてば軍事的に大きな力になれる。しかしそれは日本のためにもならぬし、世界のためにもならぬ」というふうに、それぞれ率直に意見を述べていた。「アメリカの青年は、ベトナムで血を流している。貴方たちの訪問はタイミングが悪い」というものもいた。

もちろんわれわれとしては、これらの意見に率直な反論を加えることを躊躇しなかったが、学者たちは総じてこのように率直であった。ところが政府筋の場合には、例えば前述のような学者の如く、日本の防衛努力を望むようなことについては、誰一人としてその気配すらも見せなかった。つまり慎重だったわけである。

中でも慎重と見うけられたのは、われわれが「沖縄問題は当面の財政援助の強化、自治権の拡大、施政の改善ということだけでは解決できない。結局のところ、施政権を日本に還すこと、あるいは施政についての責任を日本政府にも分つことなしには、根本的な解決には踏みこめない」と、いわゆる施政権の問題をもち出すと、とたんに慎重になって、むしろ話題を「当面の施政改善」に引き戻す傾向さえ見えた。即ち「施政権の返還」ということになると、一層慎重になるという感じである。

われわれは、アメリカの官辺筋が、施政権の問題について、何故にこうも慎重なのか、時には神経質すぎるというほどに慎重なのは何故であらうかということを考え、また観察した。

その結果、次のような解釈を試みた。アメリカ側からみて、沖縄基地の評価は後に述べるように頗る高い。しかも、アメリカがもっている七十余の海外基地の中で、もっとも不自由な基地がキューバのグァンタナモだとすれば、逆にもっとも自由に使える基地が沖縄である。それは、アメリカが沖縄に関する施政の全権を握っているからである。一旦握った権益は仲々離そうとはしない。これが第一の理由。

しかも、アメリカが沖縄に基地をもっているのは、日本政府や琉球政府との間に、基地に関する何らかのとり決めが行なわれてのことではなく、対日講和条約の規定によって、アメリカが立法、司法、行政の全権を握っ

ているから、その権能によって、勝手にあれだけの基地を作り、かつ使用しているということになる。

つまり、施政権は、基地を維持していくための根拠をなしているから、そう軽々にいじるわけにはいかぬ。これがアメリカ側の第二の理由。

つまり、アメリカにとって大事なのは、施政権それ自体ではなく、もちろん基地である。その基地を自由に使用できる状態にしておくためには、基地維持の根拠をなしている施政権は重要だから、そう軽率に論ずるわけにはいかぬ。これが、アメリカ側が施政権の問題に入っていくと、とたんに慎重となる理由だと見たわけである。

ある高官は、ハッキリと「沖繩の基地を支えているものは施政権だ」と言いきったし、また他の高官は「われわれはできるだけ多くの権限を琉球政府に委譲することを、積極的に考えている。しかし、たとえ部分ではあっても、これを日本政府に移すということになると、全く異質の問題だ」と述べたし、また、その高官を補佐する立場にある一人は「施政権を云々するより前に、日本と沖繩との差を少なくしていくことが重要だ。われわれは教育や社会福祉の改善についても、もっとやることをもっている」とつとめて話題を当面の施政に引き戻そうとする気配を見せるのである。

「一部の返還でも良いというが、一部というのは全体につながるのだ」、「小さい変化ならまだしも、大きな変化を起してはならぬ。問題はそういう状況で、どんな条件でということだ」、「実際的には常に安全保障を考慮しつつ、小さな変化を徐々にすすめていく他はない」、「小さな変化をすすめていくとしても、全体を見究めてのことではなくては……」など、極く普通のこのような意見でも、彼らの口から語らせるためには、ある程度の努力と時間を必要とした。それほど彼らは慎重であったと見てよいのではなからうか。

揺がぬ基地への執着

窮極のところアメリカの狙っているものが基地であるということは前にも述べたが、このことについては、官民各方面で例外なく強調された。非常に強い執着である。

その感じから言えば、左翼勢力が主張する「米軍基地の即時撤退」というようなことは、たとえどんな手段をもってしても、到底望めることではない、というのがわれわれの率直な印象である。

もちろん沖繩基地に対する評価は、その人の立場によって、多少のニュアンスの違いはある。

ある人は、現実のベトナム戦争と結びつけて強調した。「アメリカの青年はベトナムで血を流している。貴方たちの訪問はタイミングが悪い」と述べたある学者は、かなり激しい口調で「沖繩がベトナム戦争に果している役割が判らないのか……」という調子であった。

極東通のある国会議員は「貴下たちの主張に同情するが、何れにしてもベトナム戦争が終るまでは、沖繩には手をつけられない。それまでは、日本国民にも待ってもらわねばならぬ……」と語っていたが、政治的要素をも絡みこんだ意見である。

これに対して、ベトナムもさることながら、それよりも、もっと将来のために沖繩基地が必要なのだと主張する学者も多いが、さる外交通の学者は「沖繩の将来を考えると、ベトナムがすぐ出てくるが、しかしベトナム戦争はもはや時間の問題だ。そしてたしかに、アメリカは再びあのような馬鹿げたことはしないだろう」ということだ。むしろ沖繩の基地が重要なのは、韓国で何か起ったとき、あるいは台湾海峡で何か起ったときだ」と強調していた。

いから、基地と施政権とを分離することには大いに疑問がある」としつつ「日本が自由アジアの政治的協調にもっと力をつくしていけば、中共の存在などそれほど恐れる必要もなく、従って沖繩基地も処理し易くなるだろう」という意味のことを述べていた。

しかしこれに対して同席した別の学者は「ソ連とアメリカの対立は去ったといわれているが自分はそうは思わない。何時でも起る可能性がある。従って勢力均衡ということは決して中共の問題だけではなく、実はソ連も関係がある。その意味では、沖繩問題は実はソ連の動向にも大いに関係がある」と、大いに強調していた。慎重な政府筋では、これほど打ち割った議論までは至らなかったが、しかしその重要性については屢々論及してきた。

「解決のタイムテーブルをつくれということだが、それはむづかしい。沖繩は韓国、台湾とつながっており、常に北京やハノイを見つめていなければならぬからだ」、「沖繩は沖繩だけではない。韓国がある。沖繩がある。日本がある。それそれぞれが支え合っている基地なのだ」、「非戦闘地域で事件が起る可能性もある……」などがそうであって、西太平洋における軍事情勢の現況では、沖繩基地は絶対に手放せない、というのが一致した方針である。

問題は、その場合の基地の性格であるが、われわれは、核基地としての必要性と、日米安保下にある基地がうけている制約——即ち、事前協議の制約をうけない基地とに分けて、問題を追求してみたが、これに答えた人は、例外なく、何らの制約もうけない自由基地であるべきだとの見解を表明した。

しかし、核基地としての必要性ということになると、その答え方はそれそれに微妙なものがあったが、東海岸のある大学教授は「ワシントンでは怒るかも知れないが、沖繩に核兵器をおくかどうかは日米の協議で決るが日本側の態度如何では、核をおかないようにすることができると思う。何故なら、われわれはグラム島をもっているし、またボラリス潜水艦を持っているからだ」と、述べていた。

しかも彼は「沖繩基地の行動の自由ということは重要だ。沖繩の基地が有用であるというのには、実はこの基地がアメリカにとって自由に使える基地であるということだ」と述べたが、これは決して彼一人の考えではなく、大体の大勢と見てよいだろう。

基地としての沖繩の焦点は、核基地としてよりも、むしろ自由なる基地としてという点にあるということである。その場合にもさらに問題がある。基地というものは流動する国際情勢に対応するものだから、その性格や役割を小さく規定してしまうわけにはいかない。現に沖繩の米軍基地は過去二十二年の間、変化する国際情勢に対応していくたびもその性格や役割を変えてきている。

われわれはこの点に細かくふれながら「ただ基地が重要だというだけでは、とくに現に基地とのいろいろの接点をもって困っている現地の住民は到底納得できない。どのような情勢に対して、どのように重要であるかということが、可能な限り明らかにされるべきだ。しかも、アメリカ側のこのことについての見解に対しては、日本の専門家の意見も加える双方の協議が必要である」と、問題提議をすると共に、その協議を経ての、縮小再編成が必要であることを力説した。

さらにまた、日米協議の結果二、三年で基地が片づくものならともかくある学者が言ったように「基地の撤収は、二十年後を目途とする」というほど長期化するなら、現状のように基地を維持することは到底できないであろうから、たとえどんなに金がかかるにしても、例えば西表のように、人の少ない島に基地を移動させるということも、真剣に考えてみなければならぬことだ」と、大いに問題を提議した。

それは金がかかりすぎると述べた学者が二、三名はいたが、多くの場合正面からの反応はなかった。アメリカ側として、ここまでは考えていないと見るべきだろう。

事態改善への意欲はある

アメリカ側の沖縄基地に対する執着はとなく強い。そして、その基地を支えている根拠がアメリカがもっている施政権に在るといふ観点から、施政権の返還については如何にも慎重である。これが今までに述べたわれわれの観察であるが、それでは日本側としてつけこんでいく余地はないかという、決してそうではない。

それは、前にも述べたように、このままではなるまいという考え方が、かなりの速度で抬頭してきているからである。その第一着手は、いままでもなく今現地で進行している施政の改善であるが、それだけで納まると思つたら大間違いだとするわれわれの主張にはかなりの手応えがあつたように思ふ、事実、それらしい反応もあつた。例えば、大統領にもっとも近いある高官は、「現政権の考え方は、決してそれほど頑固ではない。われわれは、何らかの方式を編み出していかねばならない。安全保障と、沖縄の政治問題とを十分に調整していかねばならない。われわれの方も、いろいろの角度から検討していかねばならない」と述べたし、そのあと、別室での話合ひをつづけたとき、彼のスタッフは「専門家に詳細な研究を委ねている」ことをほめめかしたり、施政権問題というふうなことは、正式の交渉に入る前に、日米双方とも充分なる準備的調査研究が必要であることを、さかんにほめめかして来た。

また、政府関係の専門家筋との話合ひのときには、仮空の問題に立ついろいろの議論をしたが、彼らが割合ひにいつく質問してきたのは、「アメリカが仮りに沖縄に関するすべてを日本に返還し、同時に日米は基地に関する特別条約を結ぶ。その場合の基地は、日米安保条約にある事前協議の如き制約は受けないものとする。こういうことができるか？」ということであつた。

大浜会長は、日本の政治情勢では極めて困難であり、むしろ不可能に近い

かろうという趣旨を述べたが、これに対しては、それは何故かと幾度も食ひ下つてくるという具合であつた。

われわれは、これを彼らの単なる思いつきからくる議論とは受取らなかつた。たとえ部分的な検討であるにしろ、彼らの部内で検討されている問題のうちで、比較的関心が高い問題ではないだろうかと判断してみたが、果して希望の觀察に過ぎるであろうか。

「特別条約を結ぶことはそれほど困難なこととは思われない。何故なら、日本における最近の安全保障論議は非常に昂つていり、要は、佐藤首相の決意次第ではなからうか」と述べたのは、さる外交通の有力学者であるが、彼がかねてから国防省の政策審議に加つてきているといふことを思い合せてみると、アメリカでも、将来の基本対策に関する予備的な検討は行われていると見てよいと思ふのである。

それでは、アメリカ側の態度が何故にこのように前進的に変りつつあるのだろうかという問題がある。さきごろ、われわれが衆議院の沖縄問題委員特別委員会に参考人として呼ばれたとき、ある野党側議員から「アメリカの空気が昨年比べて非常に変わつてきている」といふことだが、それは一体何故だと思ふか」と質問があつたが、彼は祖国復興要求の国民運動の効果であろうといふことを強調していた。

たしかにそれもある。民主主義時代においては、大衆の意志表示というのは常に重要だからであるが、しかし、反米色をむき出しにした戦動的な運動は、逆に、これではウカウカと施政権は還せぬぞ」と相手を変化させる作用をも生んでいる。つまりマイナスの面であるが、今後の国民運動の推進にあつたつて、深く考慮せねばならない点であろう。

アメリカは変化しつつあるといふわれわれの観察が正しいとすれば、その要因は決して単純ではない。もちろんその根本は前に述べた国民的要求の意志表示であるが、それだけではあるまい。ベトナムでさんざんいじめ抜かれてくると、これを他山の石として沖縄の将来を考えると、われわれは信じている。

鍵となるものであると、われわれは信じている。

検討を要する諸問題

多くの学者たちは、ほとんど口を揃えて「この問題については、アメリカ側は受身の立場であつて、日本側が主導権をとるべきだ」とか、あるいは「この問題を処理する第一歩は、日本側の問題提議から始まる」と述べたが、事の性格上、当然のことである。

もちろん、複雑・広範な問題を含んでいることであるから、日米双方ともそれぞれの予備調査や検討がさらに必要であつて、その上で、正式の交渉ということになるであろう。

ある外交通の学者に対して、その交渉の方式について意見を求めてみたが、彼は、①東京の日米協議員委員会は次元が低いので使えない。②従つて通常の外交ルートによる交渉が、③あるいは、パナマとアメリカとがやっているように、双方から交渉団を出して話合ひ、という三つの構想に対して、「自分は通常の外交ルートでやるべきだと思ふが、その方式については、日本側から複数の提案をして、アメリカに選択させるのがよいかも知れない」と答えていた。

また、全体の進行や問題点についての学者の意見の中で注目したのは、「第一段階は、アメリカが施政権を還すことだが、その場合二つの心配がある。一つは、アメリカが自由に使える基地ではなくおそれがあること。第二は、これについての日米間のとりきめが何時できるかということだ。タイミングがむづかしい。もちろん状況変化の可能性はある。武器の変化で沖縄基地が必要でなくなつたとき、ベトナム戦争が終つたときというように、それにしても、日本人が自分たちの安全保障という問題を、本気で考えるようになることだ」といふのがあつた。

また、有力な他の学者は、「第一段階は日本側からの問題提議だ。もちろんアメリカ側から言えば、沖縄基地を完全に自分の自由な基地として確

これからの沖縄問題

あとに述べるように、法律的、形式的にはともかくとして、実質的には如何にも弱々しいものとなつてきたという認識も、次第に出て来てきている。現に最近のアメリカはこの条約三条を振り廻さなくなつてきている。

一九七〇年は安保条約をめぐる政治的大紛争が予想されるという観方はアメリカでもかなり浸透しているが、もしもそうなら、単に日本の問題というだけではなく、アメリカからみても困つたことだといふ考え方も、関係者の間ではかなり強まつてきている。だから、その混乱の要因となるようなものは、これをできるだけ排除しておこうといふ考えが起るの

は当然であり、沖縄問題もその視角から捉えられはじめたとみてよいだろう。さらにもう一つ見落してならぬのは、昨年八月、わが森給務長官(当時)の打上げた「教育権返還」というのろしの効果である。施政権返還の一般的要求は今までにくり返されてきたことであるが、施政権の機能を分離して、しかも段階的に返還を迫るといふこの具体的な問題提起は、たしかにアメリカ側の一つの衝撃を与えたと思われる。そしてこのことは、表面にこそ出されていないが、アメリカ側をして、施政権をどうするということに目を向けさせ、将来を考えさせるといふ上で、非常に大きな役割を果たした。もしも、去る一月十九日の、この教育権返還構想を否定する、佐藤首相の例の大津発言がなかつたら、さらに大きな効果を上げることができたであろう。

だからと云つて、目下この教育権問題を審議している「沖縄問題懇談会」の答申が間もなく行われるであろうが、それをうけて極く近い将来にこの教育権だけが返還される可能性は、ほとんどあるまい。アメリカとしては、施政権の将来の在り方、ひいては基地が安全自由に確保できるといふ見透しが立たぬ限り、部分に應ずる構えはないと見受けられるからである。

しかし、くり返し述べてきたように、アメリカ側はたしかに施政の根本にふれるということには慎重ではあるにしても、しかし、全然相手にしないという頑く態度ではなく、むしろ日本側の積極的な態度こそが、その

保したい。しかし日本は逆に沖縄が完全に還ることを望んでいる。この双方の両極端を話し合ひによって妥協点を見出すということになるが、私は妥協できると思う。しかも結局の妥協点は、日本の方に近いところで落着くだろう」と述べ、「軍部は固いと言うが、たしかに国務省より国防省が力をもっている。しかしペンタゴンも必ずしも完全に一致しているわけではなく、陸、海、空もあるし、また制服もシビリアンもいる。弾力性はある筈だ」と、その見透しにまでふれて来た。

われわれも、日米双方がそれぞれの青写真をつくり、適当な時期をみて協議に入るべきものと考えているが、その際のために検討せねばならぬ問題として、われわれが提議した問題は、およそ次のようなものであった。

第一に、もつとも基礎となるべき住民心理の問題である。この点アメリカ側は自分に都合の良い現地の意見を評価し易い。現に、沖縄の然るべき指導的な立場の人が、現状維持を期待するようなことを言ったり、また国民指導員としてアメリカに招待された人々の中には、招待されたという弱味からか、これまた現状維持を支持するようなことを言っている人がいて、アメリカ側の認識を狂わせている部分がある。

正確な世論調査を行って決定的資料をつくるのが、双方にとって必要である。

第二は、講和条約の有効性である。度々ふれたように、アメリカの施政権は、この条約第三条に由来しているが、条文は、沖縄を国連の信託統治とすることを予定してそれまではアメリカが施政のすべてを握ると決めている。

しかしながら、今日アメリカがまだ沖縄を信託統治にする気があるとは誰も信じていない。実は条約締結時にさえ、その気がなかったというのが定説となっている。

しかも、一九六二年三月二十日のケネディ声明は、はじめての公式声明として、沖縄が日本の領土であることを認め、国際情勢さえよくなれば日本に還すと約束した。そして、日米協力による沖縄援助の目標は、復讐するときの格差をなくすことにあることを、ハッキリとうたっている。

即ちケネディ声明は、沖縄処理の将来の方向が、条約にうたわれている信託統治ではなく、日本への全面返還だということを明らかにしている。従って、アメリカの沖縄施政権の維持は信託統治にすることを前提としているのに、その前提を崩したのであるから、政治論的には、その施政権維持の法的有効性は、著しく弱められてきたことによる。検討を要する課題である。

第三は、基地の縮小、再編成の問題と、自由使用はどのようにして保障されねばならぬかということである。

大別しての二つの方法、即ち、アメリカが基地については現有権限を留保して、その他の施政権を日本に帰す場合、また、理論上全面的に返還して、基地に関しては特別の条約を結んで日本がアメリカに貸与するという場合、それぞれについて検討されねばならない。

もちろん、その各々における沖縄や本土の政治的反應なども、十分に検討されねばならぬことはいうまでもない。

第四は、安保条約と沖縄との関係がある。もしも施政権が日本に還れば当然沖縄は同条約第五条の規定に従い、条約の防衛区域に入ることになる。そうすると、現行条約の事前協議を必要とするなどの制約をうけることになるので、それを避けるために、特別条約を結ぼうということにすれば問題はない。

ところが、施政権は還らず、しかも安保条約は自動延長ということをお政府筋で考えているというが、この場合は問題が出てくることになる。つまり、安保条約では、沖縄は、日本の施政下にある領域ではないというので、その防衛区域から除外されているが、当時は日本の施政が全く及んでいなかったのだからそれでよいとしても、今日では全く事情が違ふ。財政援助は日本がアメリカの二倍半になったし、今やわが国の施政の機能は相当に及びつつあるし、三年後にはさらにのびる。それでも防衛区域外でありうるかという問題である。

以上、主なることを挙げてみたが、その他にも、基地についての合意を得た場合、施政権は一括処理とするか、それとも分割して段階的な処理と

するかという問題をはじめ、細かい実施上の手続に関する問題もある。さらに、これらの諸問題についての日米の協議を、どのような方式で行うかという問題もある。

何れにしても、もはやこれらの諸問題に積極的なとりくみをすべきときが来たことは、たしかである。

われわれはどうとりくむか

さて、以上がこのたびの訪米によって得たアメリカ側の態度や、それに対するわれわれの印象の概要に関する報告であるが、それでは日本側としては、果して今何をなすべきかということについて、いささか私見を述べてこの稿を結ぶこととした。

第一は、沖縄を今後どうするかという、日本側の青写真と、それを實現していくための手順を早急につくるべきで、そのために、かねて首相も国会等で約束している「沖縄問題審議会」を、直ちに設けるべきである。

その時期は、近く答申される総理府の「沖縄問題懇談会」の報告をうけて、直ちに今度は総理直属の新審議会を設けるという手順がよいが、メンバーの構成はかなり広範にわたるべきである。

沖縄の将来を描くのであるから、産業・経済、社会福祉、教育・文化、行・財政の各分府にわたらねばならぬが、同時に安全保障と軍事基地問題がある。

従ってそのメンバーには、各分野の適材をあつめ、その下に、各分野毎にさらに専門委員会を設ける必要があるし、さらに関係各省からは参事官級の幹事を出させる必要もある。

委員の人選にあたっては、この種の場合常に陥り勝ちな形式主義を避け対米効果及び国内世論対策などを充分考慮した上で、実質的役割を期待する配慮が必要であることは、いうまでもない。

これからの沖縄問題

これを対米交渉の資とすると共に、わが国の対沖縄施策の基準にしようとするものであるが、同時に、その論議の過程が非常に重要である。私の考えでは、論議の経過はできるだけこれを公開するとともに、国民一般も、投書その他の方法で、できるだけこれに参加してもらおうように工夫することが必要だと思ふ。

その狙いは二つあって、一つは対米効果を考える。即ちこの論議の経過をアメリカに知らせてその心構えを迫るとともに、日本側の論議の個々に対するアメリカ側の反応をぬかりなく探るといふことである。その意味では、対米外交はこの審議会をつくることから始まるわけで、これは非常に重要なことである。

従って、この効果を挙げるためには、外交布陣にも一考を加える必要がある。今までは、沖縄問題は殆んど東京で処理されてきた。即ち、わが外務省と在日アメリカ大使館の接触が中心であり、日米協議委員会がその舞台であったが、これからは、むしろ実質的舞臺はワシントンに移らねばならぬ。その意味で、われわれは下田新大使が赴任前には是非沖縄を訪問して、くれぐれを望んだが、ついに実現しなかった。しかし、赴任後といえどもできるだけ早い機会に、下田大使に沖縄訪問の機会を与えよう、首相、外相に要望している。即ち下田大使に、現地を見た人でないと判らぬ感覚を身につけて、今後活躍してもらいたいからである。

また、下田大使の下に、沖縄問題の判るスタッフを配すること、防衛駐在官などにも問題を充分に理解させるか、その意味での適任者を新たに送るなど、外交布陣に万全の処置を望みたいのである。

審議会の論議が果す第二の役割は、国民世論の形成と結果である。もちろん、沖縄問題に関する国民的要望は決して低くはないが、しかしその多くは抽象的である。ときに感傷的であり、また余りにもイデオロギ一的である。

しかしこれからは、もっと具体的に、しかも建設的に世論が形成される必要があり、そのためには、現実的基礎に立つて解決の具体策を練り上げようとする審議会の論議は、新しい国民世論の啓蒙や結集のために、大い

外交時報掲載

① 1966年5月号 (No. 1028)

「沖縄防衛と施政権返還
 11771口民訴了」
 大田政邦

② 1967年2月号 (No. 1037)

「日米安保条約の期限到来と
 沖縄の施政権返還」
 大田政邦

外交時報

に活用される必要がある。
 われわれは、首相がその諮問機関たる審議会を設けるにあたって、右のことを充分に考慮してくれることを重ねて強く望みたいのである。
 第二にこの種の機構、沖縄にも速やかに作られることが望まれるということである。

いままでもなく、問題を推進する重要な鍵の一つは、現地の動きであり住民の世論である。沖縄での審議機構の果たす役割というものは、一つにはここで現地の意向をできるだけ集約するということであり、もう一つは、それを、佐藤首相の諮問機関に反映するということである。

われわれは、現地の今日の情勢では、一口に沖縄の世論をまとめるといっても、それは仲々至難のことであることを充分に知っている。だからといって、放置されていてよいということにはならない。たとえ難かしくても、できるだけのことを行なうことにはならない。たとえ難かしくても、できるだけのことをしなければ、現地の世論は、さらにバラバラになる危険があり、それでは、到底アメリカを説得することはできない。

われわれが、琉球政府、立法院、報道関係、学者グループ、青年指導者たちに、何らかの審議機構を早急にまとめようという、懸命に呼びかけている所以である。

第三は、政府による日米交渉の基礎づくりをすすめるという意味で、日米の民間専門家による、沖縄解決の方策に関する共同研究を大いに推進することである。

われわれの今度の訪米は、その意味でもかなり具体的な基礎づくりに成功した。その一部は既にこの旅行でもやってきたし、帰路のロスアンゼルスでは、小規模ながら日米合流によるセミナーもやってきた。そして、将来の構想についても、大方の学者、専門家たちの同意を得、今後の手順についても話合ってきた。

今秋、下田で開かれる日米民間会議でも沖縄問題が議題の一つとしてとり上げられることになったが、さらに、早ければ今年中にも、ハワイで相当規模の日米専門家会議を開催したいとも目論んでいる。
 もちろん、ここで討議した成果をそれぞれの政府に反映し、沖縄問題の

解決を促進しようということがその狙いであることは、いままでもない。最後に、われわれがとりくまねばならぬもう一つの課題は、こうした一連の動きをバック・アップする意味での、公正な国民世論の結集であり、また国民運動の組織化である。

もちろん、今日でも世論は日増しに昂まりつつある。がしかし、それらの中には、沖縄問題を単に反米運動に利用することを意図したり、あるいは、ある政治的立場にとって有利だとの観点から、一つの道具化しているという傾向も少なくはない。

これらの傾向は、無関心であることや、相手がアメリカだから言いたいことも言わないとする一方の傾向とともに、克服していかねばならぬ、新国民運動の課題である。大いに各方面の奮起を求めてやまぬ所以である。



資生堂
 化粧品